令和６年９月定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和６年　９月１０日　開会

令和６年　９月２０日　閉会

浪　江　町　議　会

令和６年浪江町議会９月定例会会議録目次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号（９月１０日）
議事日程……３
出席議員……４
欠席議員……４
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……４
職務のため出席した者の職氏名……５
開会の宣告……６
開議の宣告……６
議事日程の報告……６
会議録署名議員の指名……６
会期の決定……６
諸般の報告……７
行政報告……７
一般質問……１５
　小澤英之君……１５
　渡邉泰彦君……２５
　半谷正夫君……４３
　山本幸一郎君……５５
散会の宣告……７０

第　２　号（９月１１日）
議事日程……７１
出席議員……７３
欠席議員……７３
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……７３
職務のため出席した者の職氏名……７４
開議の宣告……７５
議事日程の報告……７５
認定第１号から報告第１１号の一括上程、説明……７５
延会について……１３２
延会の宣告……１３２

第　３　号（９月２０日）

議事日程……１３５
出席議員……１３７
欠席議員……１３７
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１３７
職務のため出席した者の職氏名……１３８
開議の宣告……１３９
議事日程の報告……１３９
認定第１号の質疑、討論、採決……１３９
認定第２号の質疑、討論、採決……１６２
議案第６７号の質疑、討論、採決……１６３
議案第６８号の質疑、討論、採決……１６３
議案第６９号の質疑、討論、採決……１６４
議案第７０号の質疑、討論、採決……１６４
議案第７１号の質疑、討論、採決……１６５
議案第７２号の質疑、討論、採決……１６６
議案第７３号の質疑、討論、採決……１６６
議案第７４号の質疑、討論、採決……１６７
議案第７５号の質疑、討論、採決……１６７
議案第７６号の質疑、討論、採決……１６８
議案第７７号の質疑、討論、採決……１６９
議案第７８号の質疑、討論、採決……１６９
議案第７９号の質疑、討論、採決……１７０
議案第８０号の質疑、討論、採決……１７２
議案第８１号の質疑、討論、採決……１７２
議案第８２号の質疑、討論、採決……１７３
議案第８３号の質疑、討論、採決……１７３
議案第８４号の質疑、討論、採決……１７４
議案第８５号の質疑、討論、採決……１７７
議案第８６号の質疑、討論、採決……１７８
議案第８７号の質疑、討論、採決……１８２
議案第８８号の質疑、討論、採決……１８３
議案第８９号の質疑、討論、採決……１８３
議案第９０号の質疑、討論、採決……１８４
議案第９１号の質疑、討論、採決……１８４
議案第９２号の質疑、討論、採決……１８５
同意第２号の質疑、採決……１８５
同意第３号の質疑、採決……１８７

同意第４号の質疑、採決……１８７
報告第７号の質疑……１８７
報告第８号の質疑……１８８
報告第９号の質疑……１８８
報告第１０号の質疑……１８８
報告第１１号の質疑……１８８
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について……１８９
町長挨拶……１８９
閉会の宣告……１９０

浪江町告示第１６４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条第１項の規定により、令和６年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和６年８月７日

浪江町長　　吉　田　栄　光

１　日　　時　　令和６年９月１０日（火）　午前９時

２　場　　所　　浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	武藤晴男君	２番	紺野　豊君
３番	吉田邦弘君	４番	平本佳司君
５番	小澤英之君	６番	半谷正夫君
７番	紺野則夫君	８番	佐々木　茂君
９番	山本幸一郎君	１０番	髙野　武君
１１番	渡邉泰彦君	１２番	松田孝司君
１３番	佐々木勇治君	１４番	山崎博文君
１５番	紺野榮重君		

不応招議員（なし）

９ 月 定 例 町 議 会

（第 １ 号）

令和６年浪江町議会９月定例会

議　事　日　程（第１号）

令和６年９月１０日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告
日程第　５　一般質問

出席議員（１５名）

１番	武藤晴男君	２番	紺野豊君
３番	吉田邦弘君	４番	平本佳司君
５番	小澤英之君	６番	半谷正夫君
７番	紺野則夫君	８番	佐々木茂君
９番	山本幸一郎君	１０番	髙野武君
１１番	渡邉泰彦君	１２番	松田孝司君
１３番	佐々木勇治君	１４番	山崎博文君
１５番	紺野榮重君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田栄光君	副町長	山本邦一君
副町長	成井祥君	教育長	笠井淳一君
代表監査委員	宮口勝美君	総務課長兼 津島支所長兼 選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君
企画財政課長	吉田厚志君	住民課長補佐兼 除染環境係長	佐藤貴徳君
産業振興課長	蒲原文崇君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	建設課長	宮林薫君
市街地整備課長	今野裕仁君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	西健一君
介護福祉課長	松本幸夫君	会計管理者兼 出納室長	中野隆幸君
教育総務課長	鈴木清水君	生涯学習課長兼 浪江町公民館長兼 浪江町図書館長	長岡秀樹君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中野タ華子君	次長	今野雄一君
書記	岡本ちり君		

○議長（平本佳司君）　会議前ではございますが、議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影いたしますので、ご了承願います。

傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにするようにお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（平本佳司君）　ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、令和６年浪江町議会９月定例会を開会いたします。

（午前　９時００分）

◎開議の宣告

○議長（平本佳司君）　直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君）　本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平本佳司君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、渡邉泰彦君、12番、松田孝司君、13番、佐々木勇治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（平本佳司君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から20日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの11日間といたします。

会期中の会議についてお諮りします。10日、11日及び20日を本会議とし、12日から19日までは委員会等のため休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定いたします。

◎諸般の報告

○議長（平本佳司君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末に格納のとおりでございます。ご了承願います。

◎行政報告

○議長（平本佳司君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

［町長　吉田栄光君登壇］

○町長（吉田栄光君）　おはようございます。

本日ここに、令和６年浪江町議会９月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

初めに、職員が不正アクセス禁止法違反の罪で、逮捕・起訴された件に関しましては、町民の皆様、議員の皆様の町政に対する信頼を損なう、深刻な事態であると認識をしております。

再発防止策といたしましては、役場内での使用しているパソコンや、そのソフトの個人パスワードの変更を実施するとともに、情報セキュリティーやコンプライアンスに関する研修を全職員に受講させているところであります。

そして、当件に対する責任といたしまして、私と山本副町長の給与を減額する条例を上程させていただく予定であります。

いずれにいたしましても、このたびの職員の不祥事に関しては、大変申し訳なく、深くおわびを申し上げます。

今後、このようなことが起こることのないよう、私が先頭に立ち、組織の体制強化を図り、しっかりと復興を進めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、６月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

まず、浪江町情報連絡協議会についてご報告いたします。

７月30日、今年度第１回目の協議会を役場会議室にて開催をいたしました。

本協議会は、定期的に町内の各種団体からご意見をいただき、迅速かつ的確に町政運営に反映させることや、協議会を活用し町政に関する情報をタイムリーに提供し、町民理解の促進につなげることを目的としております。

構成員は18団体中13団体が参加し、こども園増築計画や、さけふ化・採捕施設に関すること、浪江町駅西側地区の公民連携まちづくりエリアのアイデア募集についてご説明をさせていただき、その後、各団体と意見交換を行いました。

引き続き、構成員の方々と意見交換、情報共有を行い、復興のさらなる進展に向け、取り組んでまいる考えであります。

次に、災害対応についてご報告をいたします。

８月11日台風５号、16日に台風７号と、２週にわたり台風が接近いたしました。

台風５号においては、11日、陸上への暴風警報発表に伴い、総務課にて、延べ７名で警戒のため常駐対応をいたしました。翌12日には気象警報全てが解除となり、町内の被害等も特段ありませんでした。

台風７号においては、16日、当町に台風が接近する可能性が高まったことから、同日に２度対策会議を開き、午後に警戒配備体制をしき、６課延べ26名の職員で対応をいたしました。室原地区にある防災交流センターを自主避難所として開設したところ、４人の町内居住者が避難をされました。

翌17日には気象警報全て解除となり、避難した４人の帰宅者とともに自主避難所を閉鎖いたしました。

警戒配備体制の中、午前中に巡回パトロールをした後、異常がなかったことから、配備体制を解いたところであります。

このたびの台風においては、特段の被害はありませんでしたが、今後とも町民の皆様の安全安心を大前提とし、災害対策に取り組んでまいる考えであります。

次に、特定帰還居住区域の設定に向けた帰還意向調査についてご報告をいたします。

特定帰還居住区域の設定に向けた、第２回目の帰還意識調査を８月に送付いたしました。10月31日を締切りとしており、今後は本調査の結果を基に特定帰還居住区域復興再生計画の変更に向けた手続を進めてまいります。

引き続き、帰還をされる方が安全安心に生活できるよう、除染を

はじめとした生活環境整備につきましては、国と協議をしながら丁寧に進めてまいる考えであります。

次に、復興・再生に向け緊急重点要望活動についてご報告をいたします。

８月22日、浪江町議会議長と共に、土屋復興大臣及び自由民主党東日本大震災復興加速化本部、谷本部長代理に、翌日23日には、同加速化本部、根本本部長に対し、浪江町の復興・再生に向けた緊急重点要望書を提出いたしました。

本要望では、令和７年度末に終期を迎える第２期復興・創生期間以降の復興財源の、柔軟かつ十分な予算の確保及び復興人材を確保すること、特定帰還居住区域の柔軟な設定と、区域外農地の取扱いを早急に明示することなど、要望をしたところであります。

引き続き、議会と共に連携をしながら、浪江町全域の避難指示解除の実現と、さらなる復興の加速化のため、要望活動に取り組んでまいる考えであります。

次に、個人住民税の定額減税についてご報告をいたします。

急激な物価上昇による家計負担を軽減するための制度として実施している、個人住民税の定額減税については、８月末までに5,655名、5,264万182円の減税を行っております。

次に、低所得者世帯等臨時特別給付金及び定額減税調整給付金についてご報告いたします。

電気・ガス食料品等の価格高騰による世帯負担額増を踏まえ、特に家計の影響が大きい令和６年度低所得者世帯へ10万円、並びに18歳以下の子供を扶養している世帯には子供１人当たり５万円を加算し、８月末までに290世帯へ臨時特別給付金を支給しております。

また、総合経済対策における物価高騰への支援とし、所得税及び個人住民税の定額減税のうち、減税し切れない納税者等に対し、８月末まで2,234名に調整給付金を支給しております。

次に、賠償請求支援についてご報告いたします。

７月23日、24日に、原子力損害賠償紛争審査会により、浪江町、双葉町及び大熊町で、現地調査及び意見交換が実施されました。

23日には、昨年３月末に一部避難指示解除となった津島地区や、請戸漁港などの現地調査をした後、委員と意見交換を行い、賠償に関する相談事項は多く、まだまだ必要であるため、原子力損害賠償紛争審査会として、引き続きしっかり対応していただくよう要望したところであります。

24日には、３町の農業者や商工業者の代表者が、各町の現状や賠償に関し、委員との意見交換を実施したところであります。

次に、浪江町ふるさと応援大使の委嘱についてご報告いたします。
町の魅力を広く町内外に紹介することで、町のイメージアップと観光振興を図り、交流・定住人口の拡大を図ることを目的に、浪江町ふるさと応援大使制度を創設し、７月25日、大使第１号として浪江町女子発組合に委嘱状の交付を行ったところであります。
浪江町女子発組合は、これまで町内でのライブイベントを定期的に開催し、町外から多くのファンを呼び込む活動や、首都圏等で浪江町の特産品ＰＲを行っていただくなど、様々な取組を行っていただいております。
これを契機に、今後もさらに町の魅力や情報発信をしていただくよう、連携を深めてまいります。
次に、町の魅力発信情報についてご報告いたします。
８月20日、東京ドームで行われたプロ野球公式戦、巨人対広島戦におきまして、町の魅力発信と風評払拭を目的に浪江町ナイターを開催しました。
始球式では、浪江町ふるさと応援大使の浪江女子発組合に登場していただき、佐々木彩夏さんの投球後、浪江の特産品である請戸ものの詰め合わせを記念品として両球団に贈呈をいたしました。
会場入場口では、浪江町ナイター専用うちわをはじめ、観光紹介パンフレットなど１万5,000部を配布し、町の認知度向上を図ったところであります。
また、浪江ナイターに合わせて、８月20日、21日の２日間、日本橋ふくしま館ミデッテにおきまして、浪江フェアを開催したところであります。
特設ブースにおいて、大堀相馬焼となみえ焼そば、地酒の磐城壽のＰＲ販売を行い、多くの方々にご来訪いただき、町の魅力を発信いたしました。
今後とも首都圏や大都市でのＰＲイベントに積極的に参加し、町の魅力発信と認知度向上、風評払拭に取り組んでまいる考えであります。
次に、企業誘致及び雇用創出の取組について報告をいたします。
８月２日、福島広域雇用促進協議会主催による合同就職面接会が浪江町地域スポーツセンターにおいて開催され、全23社、うち町内事業者11社が参加し、就職相談が行われ、およそ50名の求職者にご来場いただきました。
また、８月27日に帝国ホテル東京で開催された福島県企業立地セミナーに出展し、浪江町の産業団地や立地に係る支援制度などをＰＲいたしました。

セミナーには100社を超える企業が参加し、県内の他市町村と共に、企業担当者との名刺交換や情報交換を行いました。セミナー開催後には、名刺交換を行った企業への訪問や、町内の見学を提案するなど、セミナーをきっかけとした誘致活動を進めているところであります。

引き続き、町内での雇用の場の創出のため、私自身もトップセールスに出向きながら、町内産業団地などへの企業誘致に取り組むとともに、併せて、立地企業の安定的な経営に資するための雇用対策支援を積極的に進めてまいる考えであります。

次に、水素エネルギー推進の取組についてご報告をいたします。

福島県と連携して提案しておりました水素大規模利用に関する国家戦略特区について、同特区の中で、自治体間の連携で地域課題の解決を進める連携絆特区に福島県が指定されました。

今後の取組の方向性といたしましては、将来的な規制緩和につなげるため、国土交通省、経済産業省が、福島県及び浪江町と連携し、建築基準法に定められた特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、2024年度中に結論を得ることとなっております。

引き続き関係省庁及び福島県との協議、検討を深めながら、駅周辺整備事業における大規模水素需要創出と、なみえ水素タウン構想の実現、水素社会実現を牽引するまちづくりを進めていくため、諸規制緩和・合理化につながる取組を進めてまいる考えであります。

次に、農業委員会委員の改選についてご報告いたします。

７月８日、農業委員会委員の改選が行われ、12名の委員を任命いたしました。

また、農業委員会より、農地利用最適化推進委員として20名が委嘱され、今後は新体制の下、農地利用の最適化に向けた役割を担っていただきたいと考えております。

次に、畜産施設に係る連絡協議会について報告をいたします。

９月３日、畜産施設に係る第２回大規模酪農牧場連絡協議会を開催いたしました。本協議会は、施設周辺行政区長、全国酪農業協同組合連合会や福島県酪農業協同組合などのほかに、相馬双葉漁業協同組合が構成員となっております。

協議会において、畜産施設整備の進捗状況などを共有しつつ、構成員からは、生乳を活用した乳製品製造への取組の可能性や、施設の運営開始後の町民視察への対応、飼料作物作付けの見込みなどの質問が出されたところであります。また、臭気対策や排水に関するモニタリングの要望をいただきました。質問、要望に対し、町として理解をいただけるよう説明を行ったところであります。

引き続き、行政区及び関係機関と連携し、確実な事業実施、施設運営につながるよう取組を進めてまいる考えであります。

次に、農業担い手の確保についてご報告いたします。

８月31日、東京国際フォーラムにおいて、新・農業人フェアに浪江町として出展いたしました。当町のブースには約12人の方が相談に訪れ、当町の豊かな自然や温暖な気候など、魅力や各種支援策を説明いたしました。

９月２日から９月17日にかけて、営農再開や地域再生の支援協定を締結している東京農業大学の学生が、町内の圃場で作業を体験するインターンシップを実施しております。学生の希望に応じグループを編成し、１週間ごとに３つのグループが町内の農業者と交流を深めながら、本格的な体験プログラムを体験する予定となっております。

引き続き、新規就農者を含めた農業者の確保に努めてまいる考えであります。

次に、さけふ化・採捕施設建築等工事安全祈願祭について報告をいたします。

７月17日、小野田地区及び北幾世橋地区に整備を進めている、さけふ化・採捕施設建築等工事の安全祈願祭を多くの関係者のご列席の下、執り行いました。

さけふ化事業の再開は、町内水産業全体の復興に寄与するものであり、伝統産業を継承していく意味でも重要な拠点となりますので、確実な事業実施に向けて取り組んでまいる考えであります。

次に、鮎特別採捕モニタリング調査についてご報告いたします。

７月６日から８月18日にかけて、高瀬川及び請戸川において、鮎の特別採捕モニタリング調査が実施されました。

同河川から採捕した鮎から放射線量を調査するため実施するものでありますが、町内のみならず避難先からも調査に参加し、震災前と変わらない釣りの雰囲気を感じておられました。

こうした調査や河川環境の回復は、当町にとって重要な課題であるため、遊漁の再開に向けて継続的に支援をしてまいる考えであります。

次に、浜通り復興リビングラボの実証事業についてご報告いたします。

令和６年６月19日に、復興庁主催の浜通り復興リビングラボのシンポジウムが浪江町地域スポーツセンターで開催されたところであります。

この事業は、生活環境における地域課題の解決を行うことを目的

に、企業と連携して生活の場での実証事業を行い、社会実装につなげていくもので、９社から新規事業提案がありました。

その結果、浪江町では令和５年度から継続２件、多言語対応窓口掲示板や有害鳥獣対策といった、新規６件の事業を連携して進めることとなったところであります。

このような事業をきっかけに、チャレンジできるまちをＰＲすることで、多くの方々から浪江町に目を向けていただけるよう、続けて取り組んでまいる考えであります。

次に、エフレイに関する取組について報告をいたします。

７月２日、エフレイ主催の新産業創出等研究開発協議会、広域連携ワーキンググループが広野町で開催されました。

ワーキンググループは、エフレイや復興庁との関係機関で構成され、エフレイの活動報告や広域連携に関する意見交換がなされました。

８月５日、エフレイ主催の第３回新産業創出等研究開発協議会が双葉町で開催され、エフレイの活動報告や関係機関との意見交換がなされたところであります。

今後も、エフレイが立地する当町の役割として、エフレイや関係団体と共に効果的な広域連携の方策の検討を進めてまいります。

次に、浪江駅西側の公民連携まちづくりに関する取組についてご報告いたします。

７月７日、町主催で公民連携セミナーを開催しました。

町では、浪江駅西側を公民連携によるまちづくりを進めていくものとしており、これらの説明を行うとともに、公民が連携することで地域課題解決方策などに関して有識者の講演を行いました。23名にご参加いただき、食をテーマにした具体的な事例や、住民意向の確認方策といった具体的な意見交換が行われ、公民連携に関し知見を深めることができたと考えております。

７月31日、町主催で浪江町西側地区公民連携まちづくりアイデア提案募集説明会を開催し、浪江駅西側公民連携まちづくりについて、想定区域や募集内容などを説明したところであります。住民や町内外の企業の皆様、現地８名、オンラインで約50組の参加をいただいたところであります。

９月３日には、アイデア提案の提出を検討している企業等を対象とした浪江町内現地視察会を開催しました。町内外の企業等13社、20名の参加となりました。

今後は、10月11日を期限としたアイデア提案を募集し、その後、企業プレゼンテーション及び住民意見交換などを行い、具体的な浪

江駅西側のゾーニングを行う予定としております。
都市計画においては、その場を運営・使用していく方々のご意見が重要でありますので、多くの関係する方々に応募いただけるよう、引き続き取り組んでまいる考えであります。
次に、教育関連についてご報告いたします。
８月７日から９日にかけて、なみえ創成中学校の生徒を対象にグローバル人材育成事業を実施し、半数を超える13名が参加したところであります。
東京都の体験型英語学習施設でトーキョー・グローバル・ゲートウェイを会場に、空港や飛行機内、ファーストフード店等、実際と同じような環境の中、英語でコミュニケーションや多文化共生を楽しみながら学習をいたしました。
参加した生徒からは、「英語で外国の方と話す楽しさを学ぶことができました」など意見があったところであり、人材育成につながるよい学びとなりました。また、世界の街をミニチュアで再現した施設スモールワールドでは、ミニチュアを通してＳＤＧｓを学ぶ体験もしたところであります。
次に、生涯学習について報告いたします。
７月６日、双葉郡スポーツ交流大会が大熊町、富岡町、楢葉町で開催され、浪江町では野球、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、グラウンドゴルフ、バレーボールに参加し、各競技において猛暑にも負けず熱戦を繰り広げ、交流を深めました。町内外から参集された選手の皆様には、深く感謝を申し上げます。
８月３日、ふれあい交流センターにおいて、親子を対象としたイベントを開催しました。小学生以下の親子12組40名が参加し、ポニーや羊といった動物と触れ合い、また、食育の一環として、牛乳と生クリームからバターを作り試食するという体験を行ったところであります。親子映画鑑賞では、人口芝の中庭にシートを敷き、大型ディスプレイを搭載したビジョンカーで放映し、夏の星空の下鑑賞した映画に、参加者からは感動の声が多く寄せられたところであります。
８月11日、復旧工事が完了した町営高瀬野球場の完成式と、完成記念大会として町スポーツ協会野球部長杯を開催したところであります。
試合に先立ち、なみえ創成中学校生徒による始球式を行い、参加した４チームの選手は、久しぶりの高瀬球場の感触を思い思いに楽しんだようで、随所にはつらつとしたプレーが見られ、笑顔あふれた大会となりました。

今後、交流人口拡大に向け、近隣施設との連携を視野に入れ、球場を活用してまいる考えであります。

以上、６月定例会以降、現在までの取組について報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件２件、条例の改正案件７件、契約の締結及び変更案件９件、指定管理者案件２件、補正予算案件７件、同意案件３件、報告案件５件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げすので、どうぞよろしくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（平本佳司君）　以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（平本佳司君）　日程第５、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が２人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることでご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

また、質問は、あくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むようお願いいたします。

◇小　澤　英　之　君

○議長（平本佳司君）　５番、小澤英之君の質問を許可いたします。

５番、小澤英之君。

［５番　小澤英之君登壇］

○５番（小澤英之君）　おはようございます。

５番、小澤です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

なお、質問方法としては、通告書に記載のとおり一括質問方式で行います。よろしくお願いいたします。

質問事項については大きく３点です。１点目が町の復興施策について、２点目が自然災害対応策について、最後に、道の駅なみえについてであります。

それでは、具体的に質問を行います。

初めに、１といたしまして町の復興施策についてであります。

町長が就任され、２年を迎えました。広報なみえ８月号にも、町長のこれからのまちづくりに対する思いが掲載されておりました。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

１点目は、産業の復興についてであります。

震災後、町内４つの産業団地に次々と企業が進出しており、７月末現在、操業準備中を含めますと既に17社の立地が決定していると聞いております。そして、水産加工団地や整備中のＲＥ100産業団地、さらに今後は、Ｆ－ＲＥＩの研究に関連した民間企業の進出も増えてくるのではと期待しているところであります。

町長は、これまで産業の復興には民間からの投資が必要と言及してこられました。就任から２年を迎え、今後、民間投資の促進に向けてどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

それから、２点目は、今後の復興についてであります。

町長は、双葉郡選出の県議会議員として、震災後この地域の復興に尽力されました。そして浪江町長に就任してからの２年間は、そうした県議会議員の経験によって養われた広い視野によって、町の復興を加速させてきたと感じております。

震災から13年が経過し、町の復興は確実に進んでいますが、今後、町の将来を左右する大事な事業を確実に成功させ、さらなる復興を目指すために、広域連携などを含めた町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、大きい項目であります２．自然災害対応策についての質問に入ります。

昨年９月に発生しました台風13号による被害における対策状況は、昨年12月時点において一部未了となっておりました。その後の進捗状況について、農林関係及び道路・河川等建設部門関係についてお尋ねをいたします。

また、復旧工事に当たっての要望項目も多くあったと思いますので、その点を含めて回答をお願いいたします。

次に、災害発生状況において、同じ場所で何度も災害が起こっている場合が多くあります。そのため災害発生状況を熟知している地元住民の意見も大事であると考えます。復旧工事に当たっては、その意見を取り入れるべきと考えますが、その取扱いについてお尋ね

をいたします。

最後の質問になります。３．道の駅なみえについてです。

道の駅については、目的として２点ありまして、１点目が道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、２点目が地域の振興に寄与すると、このように目的として定められております。また、機能としては、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能です。

道の駅なみえは、令和２年８月１日オープンしており、グランドオープンが翌年令和３年３月20日ですが、想定来場者は年間49万人となっておりますが、現状はそれを上回っているんじゃないかと推察します。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

１点目が駐車場についてであります。

ホームページによれば128台の駐車となっており、内訳は大型車22台、小型車103台、身障者、妊婦用３台となっております。平日の昼どき以外は小型車に若干の余裕がありますが、昼どきは満車となり駐車できないような状態です。

また、本年８月13日に、サッカー日本代表専属シェフである西芳照氏が総料理長に就任したことから、来場者がさらに多くなるのではないかと思います。

そこで、来場者への利便性を図る点から、駐車場の第２駐車場を含むそういった拡幅の計画についてお尋ねをいたします。

次に、２点目は、防災道の駅についてです。

防災道の駅は、国土交通省が選定した災害時に広域的な防災拠点として機能する道の駅であります。これらの駅は、災害時に救援活動や緊急物資の基地として利用されるほか、復旧・復興活動の拠点や地域の一時避難所としても役立ちます。

福島県には猪苗代という防災道の駅がありますが、全国に39か所あります。今後、国土交通省は100か所程度まで増やすという考えであります。防災道の駅との要件は３点ほどありますが、当町の道の駅なみえについて、防災道の駅への追加選定に向けて取り組む考えがあるか、お尋ねをしたいと思います。

以上、最初の質問を終了いたします。回答をよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君）　小澤議員の産業振興についてのご質問のおただしにお答えを申し上げます。

私自身これまで発言しておりますとおり、企業や町民がしっかりと地域に根づき、持続可能な町を実現していくためには、行政の投

資にとどまらず民間投資が活性化していくことが重要と考えております。

町といたしましては、これまで国や県などの関係機関の支援をいただきながら産業団地の整備を進め、まさに民間の力によって新たな企業が進出し、地域経済の再生に貢献いただいているところであります。

今後、さらに民間投資を推進するため、浪江駅周辺整備や農林水産業の再生に向けた取組に加え、水素産業の利活用や移住定住の推進など、魅力あるまちづくりを多角的に進め、町の将来に対し投資したいと思える企業が増えるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、これからＦ－ＲＥＩの整備に伴い、研究開発企業の進出が見込まれるなど、さらなる産業振興の機運も高まっているところであります。

町としては、川添東師内地区をはじめとする新たな産業団地整備のほか、浪江駅西側地区を公民連携まちづくりエリアと位置づけ、行政と民間事業者が共同して地域経済、地域活性化に取り組むため、現在、まちづくりアイデアを募集しているところであります。

今後とも、環境整備、条件整備を進めるとともに、民間事業者の被災地への進出を力強く後押しする国のインセンティブ的な制度を積極的に活用していただき、町の経済活性化、税収増などの財政安定化が図れるよう、私自身、これまで培った経験とネットワークを生かしたトップセールスを行いながら、民間投資の促進に努めてまいる考えであります。

また、震災から13年が経過した中で、当町は公設民営という形で企業とのある意味スタートをしたところであります。決して公設民営的な企業を今後やらないという意味ではありませんが、今後、我々が掲げた浪江町復興計画第３次の中の8,000人規模の人口規模というような計画の中で、税収がしっかり見込まれ、この地域で経済が循環する、そういったことを考えれば、民間投資を活発にしていくことが私の使命であると考えております。

次に、今後の復興についてお答えいたします。

浪江町が将来にわたり発展し続けるためには、双葉郡を含めた広域市町村が有機的に連携することが必要だと考えております。現在の被災12市町村の復興は、その進捗に差が生じている部分もありますが、それぞれの自治体が行政運営する中で、2040年以降の人口減少社会を見据え、住民票や戸籍などの証明書はコンビニエンスストアで取れる今の時代ですから、事務的なものはＤＸを活用し、住民サービスの向上と行政のスリム化を行い、また、各自治体が抱える

公共施設やそのほかインフラなどを共同で利活用できるようにすることで、さらに効率的な行政運営を実現することが可能なものと考えております。

また、医療や介護、公共交通、福島国際研究教育機構Ｆ－ＲＥＩに関しても、広域圏で連携は不可欠と考えております。Ｆ－ＲＥＩの立地に伴い、海外を含めた人的交流の拡大を見込まれていますが、交流人口が増えれば、飲食、宿泊、交通、サービスなど、新たな企業進出にもつながっていくでしょう。やがてそのような動きは近隣市町村に広がり、そこで働く社員、家族による経済活動や様々な交流も併せて広がっていくことから、将来にわたる地域の反映のためには、自治体の絆を超えた政策が必要と考えており、枠を超えた政策が必要と考えております。

医療の分野においては、県立大野病院を双葉郡の中核医療になるよう先進的な医療機関として整備し、各自治体は病院と連携しつつ、住民に寄り添いながら日常的な医療を行う、診療所を設置するといった広域的な連携が考えられます。

当町では現在、小児科のオンライン診療を開始いたしました。双葉町の子供たち、そして大熊町の子供たち、この３町でオンライン診療ができるような状況です。しっかりとした広域連携が１つずつこの町からも始まっております。

このほかにも、復興牧場の堆肥を広域的に活用する、ＦＨ２Ｒの水素を広域的に利用するＦＬＡＭの資材を流通するなど、浪江町には現在多くの歴史的な大事業が進んでおりますので、こうした事業の成功のためにも広域連携は不可欠であると考えております。

私は、今後の復興はまだまだ道半ばであります。この２期復興・創生期間の中でしっかりと復興を進め、あるであろう３期目、震災から20年、Ｆ－ＲＥＩが完成するその20年後には、しっかりと広域的にこの地域の方々が復興の出口が見れる、共通した出口をつくり出すべき、つくり出したい、そんな思いであります。

もう一つあるのは、我々の復興の進めていく上で、今後、先ほど申し上げた人口減少社会であります。2040年、それから50年には、我が国の人口減少社会がある意味顕在化する世の中になってまいります。我々がしっかりと復興をなし遂げた後に、この人口減少という社会減少に勝ち得る行政、地域づくり、それは復興の大きな目的の一つであります。これら２点、しっかり肝に銘じながら今後復興を進めてまいる考えであります。

○議長（平本佳司君）　建設課長。

○建設課長（宮林　薫君）　大きな２の自然災害対策について、（１）

台風13号による被害のその後の進捗状況、復旧工事に当たっての要望項目の道路及び河川についてのご質問にお答えいたします。

台風13号による道路及び河川の被害箇所について、昨年の12月定例会において、道路の被害箇所17か所に対し、復旧完了が16か所、未着手の被害箇所が１か所ある旨の報告をさしあげました。その後、未着手の被害箇所１か所について年度内に復旧完了いたしました。

続いて、河川の被害箇所２か所について、11月の災害査定の決定を受けた後、継続費設定の承認をいただき、先月30日をもって復旧完了いたしました。

復旧工事を行う際は、地元区長等の意見を伺い、工事内容、工期などの情報共有を図りながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　農林水産課が所管する施設についてお答えします。

令和６年８月末までに復旧が完了した農林水産関連施設については、水路・圃場については36件、ため池については１件、林道については２件となっております。

農業用水路やそこに流入した土砂等の撤去については、令和６年度の営農活動の支障になることから、早い段階での復旧工事実施のご要望をいただいておりました。農業施設の復旧の遅れが営農意欲の減退につながらないよう、要望箇所については令和５年度内に事業を完了いたしました。

ため池については、井手地区の白砂子ため池１か所で被害を確認しております。大型土のうの崩落部の修復等を実施し、完了しております。

林道では、令和５年度に完了したのは春卯野林道となっております。七坂林道は、森林環境譲与税を活用して本年８月に復旧が完了いたしました。室原林道は、事業再開を予定している民間事業者により仮復旧工事が実施されたところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　建設課長。

○建設課長（宮林　薫君）　大きな２の（２）災害復旧工事に当たって、地元意見の取り入れ、取扱いについてのご質問にお答えいたします。

災害発生時において、職員がパトロールを通じて被災箇所などを事前に把握することはもちろんですが、行政区長及び関係者の情報提供により認知することが多くあります。被災前の状況の把握については、地元行政区の協力をいただきながら実施しているところです。また、復旧方法は行政区と協議させていただき、工事等を実施

しております。

しかしながら、災害復旧工事では現状復旧が原則であり、被災前の機能を上回った復旧工事ができないため、相談者などからの全ての要望に応えられていないのが現状でございます。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　大きな３番、道の駅なみえについての（１）駐車場の拡幅の計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

道の駅なみえにつきましては、平日は主に視察やビジネスなどで来場される方々、週末や祝日、ゴールデンウイーク、お盆の期間などは、観光や帰省客など多くの方にご来場いただき、当初想定していた来場人数年間49万人を超える方にご利用いただいております。

議員おただしのとおり、混雑時には小型駐車場が足りなくご不便をおかけすることもございますが、その場合、大型駐車場の一部に小型車両を誘導したり、敷地内の有効スペースへの駐車誘導など、警備員を配置し、安全面に配慮しながら対応をしているところでございます。

また、それでも不足する場合、休日については役場駐車場を臨時駐車場として開放しているところでございます。

第２駐車場拡幅の計画についてでございますけれども、道の駅なみえにつきましては、隣接地が国道や河川、墓地など、拡張が難しい箇所に位置しているため、まずは、現敷地内の有効スペースにおいて駐車箇所が確保できないかなどを検討してまいりたいと考えております。

続いて、（２）番、防災道の駅についてでございます。

議員おただしのとおり、国土交通省において、防災道の駅の追加選定をしているとの方向性が示されております。

防災道の駅の指定につきましては、建物の耐震化や駐車場の面積などの施設要件や、最寄りのインターチェンジまでの距離のほか、まずは国が策定している新広域道路交通計画に位置づけされ、かつ県が策定する地域防災計画に広域的な防災拠点として位置づけられていることなどの前提条件が必要となっており、現在、国土交通省でこれら選定要件を満たす道の駅の整理中であると聞いております。

ご質問の追加選定に向けての取組についてですが、そもそも選定要件を満たすことができるのか、さらには防災道の駅の役割として位置づけされている自衛隊、警察などの救援活動拠点や、緊急物資等の基地機能などについては、既に室原地区に整備した浪江町防災交流センターや、現在整備中の復興海浜緑地がその機能を有してお

りますので、さらに道の駅なみえにも同等の機能を持たせる必要があるのかなどを関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　５番、小澤英之君。

○５番（小澤英之君）　ただいま回答をいただきましたが、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、町長からの答弁で力強いお言葉をいただいたというふうなことですが、１つ目の点で、民間投資に向けて重点的に取り組みたいというふうなものを何点か、一、二点重点的に進めたいものがあれば、再度ご説明をお願いしたいというふうなところです。

それから、２番目の自然災害対応策のところです。

回答の中で、損壊前の機能を上回った工事等ができない、そういったことから全ての要望に応えられないというふうな回答がありましたが、地元住民として災害発生を防止してもらいたいという、そういった強い思いがありますので、災害対策における計画的な対応について再度お尋ねをいたします。

それから、３点目の道の駅なみえについてです。

駐車スペースについて、なかなか隣接地等々が川とかそういったことで拡大が難しいというふうなお話がありましたですが、そういったことの中で有効スペースを活用したいと、そうしますと現状を見ますと緑地帯ぐらいしないのかなと。緑地帯を潰すといいますか、言葉が悪いんですが、そういったのも考え方としてはあるんでしょうけれども、何とか例えば取壊しができていないような建物も見受けられるとか、そういったのも一つ進められるんであればそういった考えも取り入れていただければなというふうに思います。

それから、大型スペースが一部空いているといいましても、やはりそこは大型車専用というふうな捉え方をすべきではないのかなと、したがって、道路を離れて挟んだとしてもやはりちゃんとしたスペース、第２駐車場といいますか、そういったものは考えていただきたいというふうに思いますので、今後、計画の中にそういったものも含めてお願いしたいと思います。

それから、防災道の駅に関してですが、確かに室原の防災拠点としての施設、それから今度請戸にできるというふうなことで、そういった施設ができることは理解はしています。ただ、道の駅については、道の駅の利用者を主体として考えるんであれば、やはり今後そういった防災の観点から使えるような、そういったことに向けて努力をすべきではないのかなというふうに考えます。

実際私、猪苗代の道の駅を見ましたが、確かに広大な敷地にヘリ

が着陸できるようなそういった部分もちゃんと備わっていると、そこまでは浪江の道の駅は難しいかもしれませんが、やはり施設の利用者にとっての防災というふうな形で今後取り組んでやっていけば、その部分を含めて再度質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君）　町長。

○町長（吉田栄光君）　小澤議員の再質問にお答えいたします。

今後、民間投資を活発に進めていく上で、どのような企業誘致をしていくんだろうというご質問かと思います。

これら個人名の事業名等々は、今ここでお話しする場面ではありませんが、私はこんなことを考えております。それは、まず１つ目は、実証として当町で今なされてきた事業もあります。これが実証から実用としていくわけでありますが、皆さんご承知のとおりのＦＨ２Ｒ、これは2026年には実用化に向けて、ある意味企業、事業者の枠組みが明確になり、新たに事業を展開されていく、こういった実証から実装、実用化していく、そういった企業を当町で、ある意味今後民間が投資をしてくだされる、そういった考え方の企業の需要も一つあります。

もう一つ、これは農でありますが、特定復興再生拠点に津島地区にリンゴの生産を始めて、生産から加工、販売、これを６次化を含めて一貫したリンゴの生産確保が事業者で今計画をされております。実証として、今リンゴの作付が始まりましたけれども、こういった農業部門についても、当町の先ほど申し上げたとおり、優れた環境を含め非常に興味を持っていただいております。これらを含めたものを考えております。Ｆ－ＲＥＩもそういった考え方です。

先ほど申し上げたとおり、今13年、この中では固定資産とする、ある意味箱物が公の資産としてリードしてきたのが今まで多くあったかと思います。そういったものも含めた、民間が直接的に主体的に投資をしていく、そういった事業は私が今後考えている事業の一つであります。

また、当町でこの地域ではなかなか雇用が難しい。働く方々が少ないというのが今現状であります。今後増えていくであろうと推察をするわけでありますが、装置型の大きな企業というのも魅力の一つと考えております。

今３つお話をさせていただきましたが、柔軟に、今この13年を迎える、そして、震災20年目に向けて柔軟に活力ある民間の事業者を誘致してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　建設課長。

○建設課長（宮林　薫君）　大きな２の災害対策における計画的な対応についての再質問にお答えいたします。

災害復旧を実施した同じ場所で再度被害が発生した場合の対応については、原形復旧が原則となりますが、災害防止の観点から、状況によって機能向上の検討が必要なことも想定されます。

地域の方々からの聞き取りや調査を踏まえて関係機関と連携し、計画的に実施できるよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　再質問、道の駅の駐車場拡幅、拡大についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、敷地内の有効スペースを活用させていただきながらということで先ほどご答弁させていただきまして、議員から緑地帯とかそういった部分しかないだろうということでございます。

有効スペースとして拡幅できる用地があるとすれば、そういった緑地帯を含めて、敷地内に有効スペースがあるところを活用できないかということで考えているところでございます。

また、一部取壊しされていない家があるということでございますけれども、ここについても相手がいることでございますし、また、駐車場につきましては、県、国の駐車場スペースということもございますので、そういった国、県という機関とも相談しながら、敷地内にどう有効スペースが取れるかということは協議をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、大型スペースというのも、たしか議員ご指摘のとおり大型車の専用として大型駐車場でございますので、なるべくそういった大型スペースを活用することとなく有効スペースに活用できるように、まずは敷地内の中でどういった配置ができるか等の検討をさせていただきたいと思っております。

また、防災道の駅につきましてでございます。

ご答弁さしあげたように、防災道の駅の機能としましては、室原の防災交流拠点であったり海浜緑地であったり、その機能を有する施設が今現にございます。

ただ、道の駅の機能としましては、情報発信機能というのがしっかりと道の駅も果たさなきゃならないというところで、道の駅の中に道路の交通情報とかモニターでお知らせするような機能もございます。しっかりと道路利用者の方には、そういった情報を提供しながら、避難が必要になればしっかりと整備されているそういった拠点の方にご案内、ご誘導をする、そういった体制をつくっていきた

いというふうに考えております。
以上でございます。
○議長（平本佳司君）　５番、小澤英之君。
○５番（小澤英之君）　再質問の回答で私の質問を終了したいと思います。
以上です。
○議長（平本佳司君）　以上で５番、小澤英之君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君）　ここで、10時25分まで、失礼いたしました。10時20分まで休憩入ります。

（午前１０時０６分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午前１０時２０分）

◇渡　邉　泰　彦　君

○議長（平本佳司君）　1番、渡邉泰彦君の質問を許可いたします。
11番、渡邉泰彦君。
［11番　渡邉泰彦君登壇］
○11番（渡邉泰彦君）　おはようございます。
議長より質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。質問方式は一問一答式でよろしくお願いします。
それでは、早速質問に移らさせていただきたいと思います。
今回の私の質問は２点だけなんですけれども、ハード事業分野ではなくてソフト事業のほうに少し絞って質問させていただいているんで、細かくなったり分かりにくいときがあるかもわかりませんが、答えのほうも明確にお願いして、私も質問をなるべく明確にしたいと思いますのでよろしくお願いします。
それでは、まず１点目、ふるさと納税についてのご質問をさせていただきます。
（１）番、浪江町のふるさと納税の令和４年度及び令和５年度の実績を、企業版ふるさと納税と通常ふるさと納税に分けて、それぞれの金額をお尋ねします。
また、これまでの実績に対して町はどのような評価と分析をしているのかについてお尋ねします。
○議長（平本佳司君）　企画財政課長。
○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、ご質問にお答えをいたしま

す。

まず、企業版ふるさと納税の実績につきましては、令和４年度は６件、830万円、令和５年度は６件、1,100万円となっております。

実績に対する評価でございますが、４年度実績では県内で寄附を受領した自治体は32自治体であり、寄附金額で比較すると当町は11番目となっております。企業版ふるさと納税の全国的な動向は増加傾向にあるものの、当町の推移としては、金額、件数ともにほぼ横ばいの状況であると評価しております。

次に、ふるさと納税の実績でございますが、令和４年度が693件、2,081万6,600円、令和５年度が1,124件、2,658万2,965円となっております。

実績に対する評価でございますが、令和５年度は、件数、金額とも令和４年度を上回る実績となっております。この要因といたしましては、東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出があったことが大きいと考えておりまして、特に海洋放出が始まった８月から10月にかけては、件数で約4.9倍、金額で約3.4倍となっており、全体的な増につながったものであると分析をしております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　よく分かりました。

これは前回、新聞の記事で出ていたと思うんですが、（２）番のほうに移りますけれども、企業版ふるさと納税とは、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額が控除される制度です。全国において企業版ふるさと納税の実績ですが、平成28年度は517件で金額にすれば7.5億円、令和４年度は8,390件、金額が341.1億円、約50倍に市場が拡大しております。

令和２年度の税制改革のほうで、企業版ふるさと納税における税額控除の特別措置というのは、これは５年間というふうに出ているわけですが、すなわち令和６年度、今年度が最後になります。この施策に関して、今ふるさと納税はいろいろ国のほうでも、システムの変更がいいのか、それともいろんなところを使ってやるのがどうなんだとか、商品がどうなんだとかいろいろなことが情報で出てきておりますが、これに関してはちょっと前向きな答えを知っているんで、税制が少し伸びる可能性というのは非常にあるなというふうに私は感じております。

それを踏まえて、すなわち令和６年度で最後になるということを今うたっているんですが、町は早急に対応すべきではないかなというふうに思っているわけです。企業版ふるさと納税の寄附先を決め

るためのマッチングサイト、これも今国のほうではいろいろと意見が出ているところなんですが、マッチングサイトもあります。町は、これらを利用しながら、企業版ふるさと納税の強化をするべきだなというふうに考えております。町の考え方をちょっとお尋ね申し上げます。

また、寄附先になるための条件がありまして、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組を実施しなければなりません。これに認定されれば寄附が可能になるということなんですが、この企画力やプレゼンテーションを寄附先に選んでいただくためにはとても重要なことだと思っております。これらを積極的に実施すべきと思いますが、その辺の意見をお尋ねします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、企業版ふるさと納税の寄附先を決めるためのマッチングサイト、こういったものがございます。

町では、ホームページ等の発信に加えまして、マッチングサイトを運営している２社とマッチング支援に関する契約を締結しておりまして、当社ホームページでの掲載や委託先による営業活動を行っておるところでございます。

また、寄附先として選んでいただくために積極的なマッチング会への参加、そこでのプレゼンテーションも重要であると考えておりますので、令和５年度については、初めて東邦銀行様が主催するマッチング会のほうに参加をさせていただきまして、浪江町の脱炭素の取組についてプレゼンテーションを行いました。これらマッチング会の参加につきましては、今年度も継続してまいりたいと考えております。

また、町として何を発信していくかという企画力も重要であると考えております。今後、町では駅前再開発や水素タウン構想の実現に向けた大きな事業が進んでまいりますので、企業からの使途を特定してご支援をいただけるよう、個別の施策レベルでの具体的な情報の発信、ＰＲ強化が必要と考えておりますので、今後は相双復興推進機構のサポートなどを受けながら、企業が目を引くようなより効果的な情報の発信の仕方について検討してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　取組については、今よく分かりました。

もう一個の通常のふるさと納税の実績ですが、総務省のこれもデータなんですが、平成20年度は５万4,000件、81億円でしたが、令

和４年度は5,184万件、金額にすると9,654億円になります。こっちは100倍以上市場が拡大しているわけです。これらのデータを見て、現在の浪江町の実績はどうなんだ、どういうふうに捉えているかというのをまずお尋ねします。また、それに対してこんなところを改善すべきだなという点がありましたら、お尋ね申し上げます。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えをいたします。

近年の実績を見ますと、令和５年度については、前年度実績を上回ったものの全体としては減少傾向にあると見ております。まだまだ金額につきましては、全国的な伸びに町の金額が追いついていないということは感じておりますが、個人の寄附動向についての把握はなかなか困難であるということもありまして、明確な要因については分析ができていない状況でございますが、一つ、返礼品が固定化をしてしまっていることにより、アピール力に欠けるということも要因の一つではないかということは考えております。

さらなる地場産品の掘り起こしはもとより、体験型の返礼品や宿泊券を返礼品とすることなど、ポータルサイトの運営事業者とも相談をしながら、新たな取組について検討してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　ふるさと納税に関しては、今課長がお答えいただいたように、なかなか町のほうでは金額が上がっていかないという現象があるということで理解しましたが、全国の他の市町村のふるさと納税を活用したたくさんの成功事例があると思うんですね。その辺の調査について少しお尋ねしたいんですが、浪江町が持続可能な町にするためには、定住人口と交流人口がもちろん必要なんですが、関係人口を増やすということが非常に大切になってきております。ふるさと納税制度を様々な角度から研究して関係人口を拡大すること、これは必要だというふうに思っております。

浪江町にふるさと納税をしていただいた方は、すなわち浪江町の関係人口になります。このため専門的な職員と言ったら昔の話ですが、そういったことに精通している方を配置して、または、今現状浪江町で採用している地域協力隊の協力などをいただきながら関係人口を目指すと、関係人口の増加を目指すということが必要だというふうに思っておりますが、例えばどんなふうなことが町でこれに対してできるのかということがあればお尋ねします。

また、返礼品という話がちょっと今出たんですけれども、職員と企業が話し合って返礼品の開発や見直しを実施している自治体もあ

るんです。これらの取組も必要ではないのかなというふうに思いますが、その辺のご意見をお尋ねします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり持続可能なまちづくりをするためには、定住人口、交流人口、そして関係人口の拡大、増加が必要であると考えております。

ふるさと納税は、返礼品を介して町の魅力を発信する有効な手段の一つであると考えておりますので、議員今ご提案にあったような地域おこし協力隊なども含めた様々な人材、資源を活用して関係人口の増加につなげられるよう、企画しながらしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。ご提案の件に関しましては、研究をしてまいりたいと考えております。

なお、現在、さらなる地場産品の掘り起こしの取組といたしまして、大堀相馬焼の窯元であり、今年６月に大堀地区に帰還され、作陶を再開されました陶吉郎窯さんの作品を返礼品として追加をするべく、窯元様と現在調整を進めているところでございます。

そのほか、新規立地企業が取り扱う製品を新たに返礼品に追加することや、新たな商品開発による返礼品の充実など、事業者様と連携をしながら魅力あふれる返礼品の掘り起こしについて、引き続き取組を続けていきたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　ほかの例を少しご紹介しますけれども、高知県の須崎市というところがあるんですが、これは人口的にはそんなに多い市ではないんですが、市の決断で、ふるさと納税の事業サポートを公務員ではなくて民間組織に独立させて、それによってどうなったかというと、民間組織に委託というか独立させたことによって、寄附額が16億円だったのが、次の年には19億円、さらに次の年は26億円というふうに倍増、倍々というか、右肩上がりになっていったという例なんですけれども、それは何かというと、要するに返礼品、課長もご存じだと思うんですけれども、いろんな土地によって返礼品って差が出ている。例えばすごく全国的に多いところに北海道なんかがあると、海産物がたくさんあってそれを返礼品に出す。米と魚と肉というのがベストスリーなんです、返礼品の中で一番多いのが。それを勝負してしまうと地域格差って絶対出てくるんで、浪江の魅力をたくさん紹介しながらいろんなものということになると、ライバルというか、ほかの自治体になかなか対応できない面があります。

そこで、この組織はどういうことをやったかというと、もし寄附が伸びていないのであれば返礼品に魅力がないというふうに諦める前に、事業者とコミュニケーションを取って、返礼品の打ち出し方、すなわち納税者、要するにふるさと納税者に魅力が分かるものになっているかというのをまず見直せというふうにここで言っているんですね。

それは今課長が言ったように、例えば大堀相馬焼のところで一緒に開発しながら返礼品をつくるといったときに、じゃ、大堀相馬焼の返礼品というのは納税者にとってどういうふうに見えるのかというところまでやらないと、結局浪江町では大堀相馬焼だよね、酒だよねというふうにいろいろ出てくるとは思う。焼きそばもそうなんですけれども、それがどういうふうに、要するにふるさと納税者に映るかというところまでもきちっとやっていかないと、返礼品勝負じゃない、ちょっと長々こう言っていることが課長に伝わるかどうか分からないですけれども、返礼品の多さじゃないんですよと、その質なんですよと、これはこうふうに映っている、これはこういうふうに映っているというところまでを調査しながらやるべきだと思うんですね。その辺を質問は答えは要らないんですけれども、そこまでやってくださいということです。

やっぱりうちは、海も山も、何というか農産物もいろいろな意味で復興途中ですし、なかなか量もできません。さらには復興牧場なんかもできてくれば、大体体制が整ってくるのもそんなに遠くないと思うんです。

今年あたりは、ちょっと余計な話になって申し訳ないですけれども、米の不足というか、米がなかなかうまく流通できない現状があって、ふるさと納税で米を取ろうと思ったらもうほとんどアウトになっているという現象なんで、こんな現象なんてなかなかないと思うんですよ。だけれども、やはり米、肉、魚に関しては、ベストスリーから移動しないという現象もあるんで、その辺も含めて全体的な見直しをして、現状、復興予算がたくさんあるから町が維持できているということもないことはないと思うんです。これから今後、10年、20年のまちづくりを考えて、やっぱりここの資金源というのはきっちり確保するシステムをつくっておくべきだと思いますが、その辺ちょっとご意見があればお願いします。

○議長（平本佳司君）　成井副町長。

○副町長（成井　祥君）　渡邉議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税をされる方につきましては、自治体が抱えている課題でありますとか、解決に向けて取り組んでいる姿、それから新た

な取組に果敢に挑戦しているストーリーに共感いただく方も多いと考えております。そういった観点からも、ふるさと納税は、関係人口や交流人口の増加を図るための重要な手段であると考えております。

当町におきましては、なみえ水素タウン構想でありますとか、浪江国際研究学園都市構想、さらには、先ほどご質問がありました大規模酪農施設を活用しました耕畜連携など、様々な先進的な取組に様々チャレンジしておりますことから、これらの町の姿を魅力として積極的に情報発信し、一人でも多くの方々に町に関心を持っていただく仕掛け、工夫が必要であるというふうに考えております。

また、他自治体におきましては、専門的な知識やノウハウを有する民間企業の社員を一定期間受け入れる、総務省の制度であります地域活性化起業人、いわゆる企業人材派遣制度を活用して、ふるさと納税の広告展開や返礼品の新規開拓などに取り組んでいる事例もありますことから、当町といたしましても、地域活性化起業人を活用したふるさと納税の戦略的な広報や、魅力ある返礼品の掘り起こし等に検討してまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税を頂いた方を現地に招いてのイベントや宿泊、地域住民との交流ツアーなどが、交流人口増加に効果を上げている事例もあることから、成功事例を様々調査するとともに、体験型や宿泊券などの返礼品の提供についても、町内の関係機関や事業者と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　今、副町長のほうから総合的な回答をいただいたというふうに思いました。

それでは、５番目のほうに移っていただきたいんですけれども、これも総務省のほうでやっておることなんですが、クラウドファンディング型のふるさと納税に取り組む地方団体を後押しする支援策を実施しております。これは課長、ご存じですか。ふるさと移住交流促進プロジェクトというのが、ふるさと起業家支援プロジェクト、もう一個は、ふるさと移住交流促進プロジェクトなどがこのクラウドファンディングの中に入っているんですけれども、この辺のふるさと納税のシステムと、今現状、地域を発信している地域協力隊、先ほどもちょっと言ったんですが、地域協力隊の協力を得ながら、総合的にリンクさせながら定住人口を増やす施策が必要なのかなというふうに思っています。

総務省のクラウドファンディングに関しては、ちょっと調べても

らえばいろいろ細かいことが出ているんですけれども、定住人口を増やすために様々な国の政策に対応すべきだと思うんです。せっかくできたものを利用しないのでは絵に描いた餅になってしまうので、こういったものも積極的に利用すべきだと思いますが、その辺のご意見があればお尋ねします。

また、さらに、費用対効果を上げるためには、やっぱりスペシャリスト的な専門員の配置が必要不可欠だと思います。うちの場合は地域協力隊が何人かおられますので、その方々といろいろお話をしながら、こういった町の取組に協力してもらうということができるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、ご質問にお答えをいたします。

クラウドファンディング型ふるさと納税につきましては、目的を定めて寄附を募ることができるため返礼品の設定が不要である一方、他の自治体との優位性を持たせるため返礼品を設定しているケースなどもございます。そのため導入する手法なども含めて、今先行事例を参考にしながら、福島相双復興推進機構様などにもご協力をいただきながら、ご助言をいただきながら検討を進めているところでございます。

ふるさと納税制度と地域おこし協力隊の相互連携につきましては、先進地の事例におきまして、返礼品の開拓やＳＮＳによる情報発信、返礼品の見せ方研究等を地域おこし協力隊の活動として取り組んだ事例もございます。隊員としての経験を生かし、町に定住していただくことがまず肝要と考えておりますので、そういった活用に関しては、募集の方法も含めて、さらに町としても深堀りを進めてまいりたいと考えております。

また、専門の配置につきましては、福島復興局や福島相双復興推進機構様などからのご助言をいただきながら、民間企業からの専門的な人材派遣を受けることができる、先ほど副町長が申し上げたとおり、総務省の地域活性化起業人や内閣府の地方創生人材支援制度の活用などについて、広く研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　今お答えいただいたとおり実行していただけるというふうに私は思っていますので、ぜひその辺はご配慮いただきたいと思います。

それで、ここの質問の最後に、総務省のクラウドファンディング

型のふるさと納税について、総務省の何ですか、一番最初の一丁目一番地に書いてある文章というのを読みます。総務省では、クラウドファンディング型のふるさと納税に取り組む地方団体を後押しするために、起業家の支援、移住交流促進をテーマとした支援策を実施しています、実施していますですよ、しますじゃなくして、しています。それはどういう目的なのかというと、「地方経済の好循環拡大が図られるよう、地方団体がクラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、起業家に対して資金提供を行う」と、ここまでうたっているんですよ。

それで、システム的にどうなのかというと、ふるさと納税をする方がいます。その方に直接、浪江でちょっと起業を始めたいねと、活動したいねという方に対しては、まず地方公共団体、要するに浪江町がそのふるさと納税を受け取ります。それを浪江町がこういった方が起業したくて応援していただきたいという方がいれば、そこで浪江のほうがその方に、ふるさと納税で頂いたお金を提供する。プラスふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で地方団体がまた上乗せすることができる。それだけじゃなくて、それに財源を補助する金額を超えない範囲でまた補助ができると。そうすると、浪江で新しい事業を始めたい、浪江に貢献したいという事業者がいれば、ダブルで資金提供ができるというようなシステムになっているんです。

もう一個、ちょっとくどいようなんですが、例えば移住者がいるとする。浪江に移住したいねと、頑張って浪江で住んでみたいねと、そういう方がいれば、これも同じくその制度、クラウドファンディング型の制度を使って、ふるさと納税者が応援したいという方で浪江が寄附を受けます。受けた方が移住したいという方に、移住定住の対策の取組をまずしなきゃいけない。もう一個は、ふるさと納税を活用した移住交流促進事業も開くことができる。それに対してもふるさと納税プラス資金が提供できるという、その資金は総務省で補助しましょうという制度なので、この辺をきっちり、町の財源がなくなるということではなくて、町の財源を増やすために国の税金を頂くというようなシステムになっているので、その辺をきっちり調べて実を結んでいただきたいなというふうに思います。お答えは結構です。

それで、１回ふるさと納税をしていただいた、例えば浪江町にほかの県からふるさと納税を頂いた方、要するに浪江町の関係人口の方に対して、これはちょっと、日本全国でふるさと納税の受入額が多い団体というのがあるんです。その中で、これは何というのか分

かんないけれども、北海道に白糠町というところが実はありまして、ここでどういう取組をしているかというと、一度町を応援していただいた方に様々な情報を提供したり、様々なフォローをし、継続的に応援してしていただけるシステムも必要だというふうに考えて、一度ふるさと納税をしていただいた方に、頂いたふるさと納税の寄附はこういうものに使いましたというのを、結構きっちりした、後で課長にお渡ししますけれども、物すごく親切というか分かりやすいものを必ず配付するんですね。

それだけではなくて、例えば父の日になりましたねと、父の日に合うようなふるさと納税品が、こういうものを今こっちで用意していますけれどもどうですかという、そういった文書も配付する。そうすると、どのぐらいのリピート率になってくるかというと、とんでもないリピート率になっているんですよ。それによって、金額を申すと申し訳ないですけれども、148億円集めているんですよ、ふるさと納税、白糠町。

その取組について、私もちょっと問合せしたんですけれども、やっぱりそこら辺のフォローが、１回浪江町にふるさと納税していただいた方をずっと継続して応援していただけるような取組がきっちりできているんです。その辺課長のほうで少し研究していただいて、せっかく浪江町の関係人口になった方をずっと関係人口でおくという対策も必要だと思うので、よろしくお願いします。

それと、次に２番目、回答ありますか。

○議長（平本佳司君）　答弁する。

［何事か呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご提案ありがとうございます。しっかりといただいたご提案を受けてですね。恐らく今の事例は、総務省の先ほどご紹介のあったふるさと移住交流促進プロジェクトとか、そういったものも活用している可能性もあるとは思っておりますが、そういったご提案のあった先ほどの起業家支援プロジェクトなども踏まえまして、しっかりと活用できるように研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　それでは、２番目のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）化の推進について、同じ課長になってしまって申し訳ないですけれども、ご質問させていただきます。

当庁では、ＤＸ化推進のために、７月になみえプロモーション課に、ソフトバンクから浪江町に３年間出向していただいた三和真吾

さんを最高デジタル責任者（ＣＤＯ）補佐官に任命されました。現在、具体的に庁舎内ではどのような活動をしていただいているのか、また、庁舎外でどのような活動をしていただいているのかをお尋ねします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えをいたします。

昨年度、ＤＸ推進のために職員検討会を立ち上げいたしました。そして、基本方針をその中で作成いたしましたが、その際も三和様にはアドバイザーとして基本方針の策定にご協力をいただいております。

今年度は、６月にＤＸ推進本部の設置を行いまして、浪江町ＤＸ推進計画を今年度策定する予定としておりまして、引き続きＤＸの推進を図ってまいります。この計画策定におきましても、デジタル最高責任者補佐官としまして、三和様には様々なご助言及びご支援をいただいておるところでございます。

また、庁舎外の活動におきましては、地域社会のＤＸの推進の一つとして、町民向けのタブレット教室の開催などを検討している状況でございます。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　次に、２番目ですが、全国の自治体の中には、ＤＸ化の推進体制を進めている市町村はたくさんあります。浪江町もＤＸ推進本部を立ち上げて本格的に全課横断的な体制を取るべきと思いますが、町の考えをお尋ねします。

また、ＤＸ推進に取り組んでいるが、進まない、うまくいかないという自治体もたくさんあります。それの根本的な理由の１番目としては、専門的な指導者がいない、要するにこういったものをやりなさいねと言われても、それを応用できる人材がいない。さらにはそれを指導する人材がいないというのが、なかなかうまくいかない自治体の１番目の理由になっているようです。

浪江町は、ＤＸの推進のために、吉田町長の理解の下、専門知識の豊富なソフトバンクのＣＳＲの本部参与、三和真吾さんを最高デジタル責任者（ＣＤＯ）の補佐官に迎えることができました。やはり我々もそうなんですが、役場職員の方々もＤＸの基礎、運用、そういった仕方をこのチャンスにきっちり覚えていただいて、様々な対応や対策、専門的に熟知すべきと思いますが、併せてその辺をお尋ねします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えをいたします。

本年度、町民の利便性向上及び役場内の業務効率化を目的としまして、浪江町におけるＤＸに係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、浪江町ＤＸ推進本部を６月に設置したところでございます。

ＤＸ推進本部の体制につきましては、町長を本部長、最高デジタル責任者を副町長、最高デジタル責任者補佐官を三和様、各課等の長をＤＸ推進員として位置づけておりまして、ＤＸ推進本部の下部組織として作業部会を設置しまして、各課横断的な体制を構築しております。

三和様におかれましては、この推進本部及び作業部会において、ＤＸに関する様々なご助言及びご支援をいただいておるところでございます。また、ＤＸの根本はデジタル技術の導入ではとどまらず、業務改善や業務変革をするということが目的でございますので、そのことをしっかり念頭に置きまして、三和様の知見を取り入れていくほか、ＤＸ推進を継続して進めていくためには人材育成というのも必要となることから、人材育成においても三和様にご支援をいただきながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　今の内容ですごくよく理解できました。

３番目の質問に入りますけれども、昨年の９月議会において小澤議員のほうから、ＤＸ推進について行政サービスの向上を推進すべきというふうなご質問をしたわけです。その回答として、企画財政課長がＤＸ推進委員会を立ち上げていますと答弁しています。ＤＸ推進委員会とＣＤＯの補佐官の三和さんは、これからどのような連携になっていくのか。

それと、もう一個は、現在までの取組として、課長がお答えしたのがペーパーレス議会の導入、上下水道料金のキャッシュレス化、スマホ相談会の操作機能の向上事業というふうに述べているんですけれども、今後どのような展開になっていくのかというのをお尋ねします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えをいたします。

昨年度、ＤＸ推進のためには職員検討会の立ち上げをいたしまして、ＤＸに係る基本方針を策定いたしました。先ほども申し上げましたが、三和様には、検討会のほうからアドバイザーとして基本方針策定にご協力をいただいております。

また、今年度６月にＤＸ推進本部を設置しておりますので、昨年の答弁で申し上げました職員検討会というのは、この段階で役割を

終えたということでＤＸ推進本部のほうに業務を引き継いでいるというような状況でございます。

本年度取りまとめる予定としておりますＤＸ推進計画の策定とデジタル最高責任者補佐官として、三和様には、引き続き様々な助言及びご支援をいただきながら連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、今後の具体的なＤＸの取組としましては、各種証明書のコンビニ交付やオンライン申請、そして、全庁的なキャッシュレス決済の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　模範回答だと思うんですけれども、要はＤＸ補佐官をアドバイザーというふうにお答えを今いただいたんですけれども、アドバイザーというよりも、やっぱり中心になって浪江のＤＸ化を進めるべきだというふうに私は思っています。

なぜそんなことを言うかというと、全国自治体ＤＸ推進ランキングというのが発表されているんです。その中で、１番目はＤＸ化の推進体制等、２番目は行政サービスの向上・高度化、情報セキュリティの対策、デジタルデバイドの対策、マイナンバーカードの交付状況とか、ランキングを決めるためのいろんな様々な要素があるんですけれども、日本全国で１位になったというのは、これは大都市で名前はあれなんですけれども、さいたま市がナンバーワンになっているんです。そこの取組を見ると、取りあえずまずＤＸの推進本部は設置しました。その後なんです。多方面でＤＸの推進に取り組むとともに、各種研修会を通して職員の人材育成に取り組んできたと、今回こういった評価につながったというデータが出ています。

今言っているのは、要するに職員の人材育成というのが非常にこれが大切になってくる。次の質問でなぜ大切かというのをお話ししますけれども、これはやっぱり体制をもう一度見直して、町もこれからの取組を真剣に考えてもらって、三和真吾さんに来ていただいたこのチャンスに、町もＤＸ化推進をスピードアップしなきゃいけないという考え方なんですよ。そういった形でちょっと検討していただけえればと思うんですけれども、これは答えは後でいいです。今日じゃなくてもいいんで。そういった考えで進めていっていただきたいと。答弁、お願いします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えいたします。

私の先ほどの答弁では、ちょっと誤解を与えるようなご答弁の内

容だったということでおわびを申し上げますが、まず、昨年度設置をさせていただきました職員検討会では、三和様にアドバイザーとして参加をしていただいております。本年度６月設置をいたしましたＤＸ推進本部の中では、三和様はデジタル最高責任者補佐官として組織内にしっかり体制として入っていただきまして、中心的な役割を担っていただくということで考えております。

加えまして、人材育成についても、議員おただしのとおり、町としても継続的にＤＸを進めるためには、これはしっかりしていかないといけないことだと考えておりますので、三和様が中心となって人材育成についてもご支援をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　了解しました。

それで、そこで三和さんについて関連のお話をさせていただきますけれども、出身母体でありますソフトバンクのほうでＤＸ化の一番最初にやったことなんですけれども、要するに都市部であるＬＰガス容器の配送を最適化するサービス、これはルーティファイという名前で載っていましたけれども、2023年にこれはローンチしたわけなんですが、事業者の持つデータと道路情報、天候外部データを活用して、予測に基づいた最適な配送計画、配送ルートを自動で策定することが可能になりました。これはソフトバンクでやっていることです。配送業務の効率化、すなわちこれがＤＸ化推進になったわけです。

ＤＸ推進化、すなわちデジタル技術の活用による事業の変革を目指すための３要素として、データですね、これはもちろんビッグデータなんですけれども、ＡＩ、それとＩｏＴ、この３つが何というか、連携しないと、なかなかＤＸ化には向かっていけないという現状がありまして、せっかくＣＤＯ補佐官がいらっしゃるので、その辺ソフトバンクでやったものの実例なんかを挙げてもらって、こういう形でＤＸ化できているんですよと、それを町の行政にどうしたら生かせるかなということも研究すべきだと思いますが、取りあえず町の考えをお尋ねします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり、データ、ＡＩ、ＩｏＴの連携は、ＤＸを推進するための基盤となる要素でございまして、これらを効果的に活用することが求められるということで認識をしております。

まず、ビッグデータの活用についてですが、例えば交通量や人口

動態、消費動向などのデータを分析することで、どのエリアに新たな施設を設置するべきか、また既存の施設をどのように改善するべきかといった具体的な方針を導き出すことができると考えております。

次に、ＡＩの活用についてですが、ＡＩ技術を用いることで、データから得られた知見を基に予測モデルを構築し、将来の人口動態や地域経済の変化を予測することが可能と考えております。これによりまして、事業計画や政策決定においてリスクを軽減し、より現実的なシナリオを描くことができるようになる、そういった効果が期待されます。

さらに、ＩｏＴ技術の導入により、例えば公共交通機関やインフラ設備の稼働状況等を常時監視しまして、そのデータを基に資源の最適配分などが実現されるものと考えております。

これらのようにＤＸ推進におけるデータ等の活用は、地域課題の解決や持続可能なまちづくりに向けた重要な手段であると考えておりますので、三和様にソフトバンクでの成功事例などを実際に伝授していただきながら、しっかりご指導いただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　今ソフトバンクの話になったんですけれども、ソフトバンクが社会インフラ課題をデータで解決する新サービスということでうたっていて、それによってどういう結果になったかというと、これまでの配送員は勘や経験によって配送金額やルートを策定していました。このルーティファイを導入することにより、自動で作成された配送リストや配送ルートを配送員向けの要するにアプリですね、アプリケーションで、もちろんこれでスマホ対応するんですけれども、確認するだけで最小限の移動を効率的に配送業務を行うことができ、ガスの残量のばらつきまで、何というんですか、容器の回収に結びついているということになっています。

これが、じゃ、浪江町に例えばどういうふうなものに利用できるかと、先ほど質問があったんですけれども、例えば災害時の避難、道の駅なみえといろいろ話があったんですけれども、じゃ、災害が起きたときに、ここに何人ぐらいの人がいるんだ、ここに何人ぐらいの人がいるんだ、ここに何人ぐらいの人がいた中で、果たして室原と緑地帯のところだけでいいのか。それは今まで勘でやっているわけで、これをしっかりＤＸ化して、例えばそのときにここに何人人口がいて、どのぐらいの人が避難しなきゃ想定されないというこ

とによって、いろんなものが、ちょっと今一つの例を挙げただけなんですけれども、そういったものに利用するのがＤＸ化なんですよ。

時間もなくなってきたので次の質問にいきますけれども、国のＤＸ推進の施策を調べると、民間企業向けには経済産業省が、自治体向けには総務省が推進ということで施策に取り組んでいます。今後の浪江町が持続可能なまちづくりをするためには、両方のシステムを導入するべきと私は考えています。

浪江町が今中心となる各プロジェクトですが、Ｆ－ＲＥＩがまずあります。浪江町駅周辺の整備事業があります。それと、今構想に入っている川添産業団地があります。さらには、浪江町タウンセンター構想もあります。要するにあそこの中心、駅近辺にこれだけの事業が集中してきていると、集中してきているのを悪いと言っているわけじゃないんですが、やっぱり各事業が一つ一つ動いたんでは、全く相乗効果が出てこないということになります。各プロジェクトが各課にまたがっているんで、だからさっき私が言ったのは、各課横断でやらないと駄目ですよということがそこにあるわけなので。

その中でＤＸ化して、要するにビッグデータがあって、ＡＩがあって仮想があって、そしてＩｏＴ、インターネットがあるということを連携させて、そこで一つの仮想空間を組み合わせて、それを現実の姿としてまずイメージ持たないと駄目だと思うんですね。そういったイメージをしながら、将来の定住人口、関係人口、住居と建物、利便性と合理性、様々な現実的な想定をして、これをデータとして持ち、各事業を推進する方向性を出すべきだというふうに思っているんです。

ですから、総務省から言っているＤＸ化だけで、町の行政サービスだけをＤＸさせるというのは、もちろん総務省はそうなんですけれども、やっぱり今の浪江町の復興に向かう現状でこれだけのビッグ事業が入ってきているということは、それは経産省の民間のＤＸ化も同時に入れて、さらに先ほど町長もおっしゃっていましたが、8,000人の人口を戻すためにはどうしたらいいんだ、増やすためにはどうしたらいいんだということは、これは今課長の頭の中にはどういう形で入っているかちょっと私は分かりませんが、人間の勘とか感情では絶対できないので、やっぱりきちっとしたＤＸ化をしながらデータを出すべきだと思いますが、答えがあれば教えてください。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えします。

議員が先ほど来おただしいただいているとおり、ＤＸの推進はま

ちづくりにおいて非常に重要な取組だと認識しております。ビッグデータ、ＡＩ、ＩｏＴの技術を連携させることにより、仮想空間でシミュレーションや分析が行えるようになりまして、将来の定住人口や関係人口、交流人口、住居と建物の配置、さらには利便性と合理性を考慮したまちづくりが実現できるものと考えております。

仮想空間でのシミュレーションにつきましては、実際の町の環境を模した仮想空間を構築し、様々なシナリオを検証することが可能となりますので、新たな計画や施策の影響を事前に評価し、最適な選択肢を見いだせることができるようになる、非常に有効な手段だと考えております。

また、これらの技術により、町の意見や要望を反映したまちづくりを進められるということも考えられますので、ＤＸを活用したまちづくりについては、積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　11番、渡邉泰彦君。

○11番（渡邉泰彦君）　今課長に、私は理解していただいたなというふうにも思っていますので、ぜひその方向で進めてください。

時間もないです。最後に、町長にちょっとご質問させていただきたいんですけれども、Ｆ－ＲＥＩ、浪江駅周辺、川添産業団地タウン、復興牧場など、非常に大型事業が今めじろ押ししているというのは、多分私もそうですけれども、町長も認識していると思います。

浪江町を持続可能なまちづくりにするためには、結局私たちの子供の世代につなぐためにも、ある意味先行投資になっているんじゃないかなと私は感じているんですね。投資をすれば効果が得られるんだということで、私自身は考えています。事業につぎ込んで何を残すか、何を残して、そこから時間をかけて回収していくかというのが多分投資の基本だというふうに私自身は思っています。やっぱりやり切りだと、やっただけだとかやり切りだけだとか、何も残らないというのは、これは一番やっちゃいけない投資ではないかなというふうにも思っています。

町長にお尋ねするのは、投資に対して効果が出るまでは10年、20年、１年、２年で結果は絶対出ませんので、どうしても投資をするにはお金が必要だと私は思っているんです。来年度の復興予算の推移とか、福島県、特に浪江町に対しての予算措置の確保というのは、現状をどういうふうに町長が把握しているか、ちょっと最後に質問します。

○議長（平本佳司君）　町長。

○町長（吉田栄光君）　これは、今渡邉議員のご質問にお答えしますが、まず確認をしますけれども、これは復興に係る財源というようなこ

とでしょうか。

先ほどから民間の投資というお話をしておりましたけれども、議員おっしゃるとおり、地域で税収として納税する事業者、町民の方々、課税権者は我々でありますけれども、そういった仕組みの中で、ある意味財源とする税収が循環をしていかないといけない。また、復興のときでありますから、今国や県から様々な補助金等を含めたインセンティブが制度にあります。そういったものを活用しながら現在まで至っております。

今おっしゃるとおり、一過性の投資だけでは、ある意味地域の町民の方々が５年後、10年後に享受できないだろうというお話でしょう。そういったものは、しっかり私は、私町長として頭に入っております。今の投資が５年後、10年後にしっかりと享受できるものでなければなりません。

そういった上で、先ほどから民間投資というような話をしておりますけれども、今現在は復興であれば、13年間の復興の中で財源を含めたものをしっかり受け止めながら、どの位置に当町が浪江がいるかということです。残り２期目は２年を切ったわけですけれども、様々な復興事業があります。復興事業イコール投資でしょう。そういったものは、将来浪江のまちの経済を含めたものに大きな寄与をしていかなきゃいけないというのが大前提です。それが今継続中であります。

今どういう位置かというと、２期復興・創生期間があと残り２年足らずになった中で、今現在進めている事業がどんな、いつ完成するか、そしてそれはいつ頃、今おっしゃるとおりいつ頃町民に対して享受できるかというのも想定しております。これは、ある意味様々です。短期的に中期的に長期的に評価いただくものもあるでしょう。今後、震災から15年、20年目に、改めてこの５年間で、さっき言った浪江町の位置を立ち位置を今の復興の状況をしっかり国や県に説明をしながら、我々の復興の絵姿に近づけていく。財源はしっかり確保する。

今回の13次提言には、３期目に当たって、13年以降にあっても財源を確保する、財源をつけていくというような提言がなされたわけでありますから、我々当該する末端の被災行政として、しっかり国や県にこれを伝えて要望しながら、今後５年間の３期目の財源を確保してまいる考えであります。

以上です。

○11番（渡邉泰彦君）　終わります。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

○11番（渡邉泰彦君）　取りあえず。
○議長（平本佳司君）　あと２分ありますけれども、渡邉議員よろしいですか。
○11番（渡邉泰彦君）　よろしいです。
○議長（平本佳司君）　以上で11番渡邉泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君）　ここで、昼食のため13時00分、午後１時まで休憩といたします。

（午前１１時１８分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午後　１時００分）

◇半　谷　正　夫　君

○議長（平本佳司君）　６番、半谷正夫君の質問を許可いたします。
６番、半谷正夫君。
［６番　半谷正夫君登壇］
○６番（半谷正夫君）　６番、半谷正夫です。
議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。
質問方式は、通告書のとおり一括質問で行います。よろしくお願いします。
まず初めに、町長の挨拶で最初にありましたように、町長就任以来、東京、国・県、数多く、議長はじめみんな足を運んで、浪江町のために要望活動なり、本当にありがたいと思っております。でも、まだまだ先が遠いです。これからもその辺を踏まえて頑張ってもらいたいと思います。
それでは、質問に入ります。
初めに、第２期復興・創生期間以降の財源確保についてであります。
第２期復興・創生期間も残り１年半余りとなりました。でも、町はいまだに復興の半ばといいますか、スタートしたばかりであります。帰還困難区域の再生や町民の生活環境整備、産業の復興、難しい課題が山積しており、第２期復興・創生期間以降についても課題の解決に向け、これまで以上に様々な施策に取り組んでいく必要があります。町はこの第２期復興・創生期間以降の財源確保にどのように取り組んでいくのか、伺います。
次に、復興業務を支える人材の確保です。
これは町に限らずいろんな企業もそうですが、人材が不足してい

ると。町はこれまで国や県、他自治体の職員、民間企業など、多くの職員に支えられながら復興を前へと進めてきましたが、復興業務はこれからです。今からが正念場です。

全国的にインフラ整備に不可欠な技術系職員が不足する中、また、各地で様々な災害が起きております。これまでと同様に人材を確保することは容易ではないと考えています。町はこの復興業務を支える人材の確保にどのように今後取り組んでいくのか、お伺いします。

次に、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた対応についてです。

６月下旬、町の特定帰還居住区域の除染がスタートしました。大堀地区は、昨年３月31日、エリアの一部について避難指示が解除されていることから、早期の避難指示解除を求める声も多く聞かれているところであります。まずはしっかりと除染を進め、生活環境の回復を図ることが大前提であります。避難指示解除に向けた道筋を示すことが重要です。

避難指示解除の方法は、要件が整った地域から段階的に進めるという方法と、全ての地域を一斉に行う方法があると思いますが、地域の意見を踏まえた対応が必要と思われます。町はこの特定帰還居住区域の避難指示解除をどのように進めていくのか、考えを伺います。

次に、大堀相馬焼の再生についてです。

大堀相馬焼というのは300年以上の伝統の産業でありますが、まず組合というものがあって、組合がやらなくちゃならない。これは分かっております。でも、今の段階で組合だけがやるといっても限界があるのかなと感じております。組合を中心にして進めていってほしいと。

この春、陶芸の杜おおぼりで14年ぶりに登り窯まつりが開かれました。多くの人が集まりまして、にぎわいました。また、７月には１軒の窯元が大堀の地で再開しております。

明るい話題も増えてきていますが、窯元の高齢化や後継者の不足、大堀相馬焼の再生に向けた道のりは厳しいものがありますが、地域に根づく重要な文化と捉えておりますので、未来へ引き継ぐためにどのようにするのがいいのか考えております。町はこの大堀相馬焼の再生に向けて組合とどのように取り組んでいくのか、どのように協力できるのか、お伺いします。

次に、中心市街地の再生についてです。

長期の避難により、中心市街地の多くの建物が解体撤去され、商業や医療などの民間サービス機能がなくなりました。

町では中心市街地のかつてのにぎわいを取り戻すため、令和９年３月の町開きに向け、浪江駅周辺において整備を進めております。しかしながら、整備事業エリア周辺は空き地が目立つ状況であり、店舗や民間オフィスなどの立地を促進していく仕掛けが必要と考えます。

今、町の中を歩いてみますと、新町通りとか、そういうところは建物がありますけれども、ちょっと中に入る、極端に言えば中央公園からちょっと行く、そうすると、ほとんど草むらです。これをどのように再生していくのか、町はどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

次に、観光誘客についてです。

震災と原発事故の教訓を学ぶホープツーリズムにより、週末を中心に道の駅なみえは多くの人でにぎわっていますが、こういう人が再び浪江町を訪れる、そういう町の魅力を発信していかなければならない。戦略的にアピールしていかなければならない。

このような中、令和８年４月から６月まで、福島でデスティネーションキャンペーンを開催することが決まりました。

デスティネーションキャンペーン開催を好機として、町の復興の現状や美しい景観、歴史、伝統、文化などを積極的に情報発信し、一人でも多くの人が浪江町に訪れていただけるよう取り組んでいく必要があるんではないかと思います。町はこのデスティネーションキャンペーンの開催を契機とした観光誘客にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、多くの議員の人も質問しておりますが、産業団地の整備についてです。

活力あるまちづくりを進めていくためには、地域への大きな経済波及効果をもたらす企業誘致を戦略的に進めていく必要があります。そのためには受皿となる産業団地が必要ですが、これまで町が整備した産業団地については企業立地が進み、埋まりつつあると聞いております。

企業誘致に当たっては、優れた交通アクセスや広大な土地を安価に確保できるといった優位性をアピールできることが重要ではないかと考えます。また、企業にとっては、操業開始までの期間が重要であり、すぐに立地できる環境を求めていると思います。

高速道路へのアクセスが良好であり、まとまった土地の確保が見込まれる常磐自動車道浪江インターチェンジ周辺にも産業団地を整備すべきと思いますが、町の考えを伺います。

次に、カーボンニュートラルについてです。

近年、地球温暖化や気候変動が深刻な問題となっており、これらに対応するため、カーボンニュートラルの実現が求められております。また、カーボンニュートラルは経済の観点からも重要であり、再生可能エネルギーの推進や省エネルギー技術の開発は、新たな産業や雇用の創出に寄与すると考えます。

カーボンニュートラルを進めていくためには、一人一人の意識の向上を図ることが何よりも重要であり、住民、企業などが協議して、地域ごとの特性に応じた取組を実施していくことが必要です。

町は2020年にゼロカーボンシティを宣言し、2035年カーボンニュートラル達成を目標とした、浪江町地球温暖化対策総合計画を作成していますが、町は2035年カーボンニュートラルの実現に向け、どのように取り組んでいくのか、それが可能なのかどうか、伺います。

あと、続きまして、農地利用の地域計画の策定であります。

カントリーエレベーターや育苗施設の完成、加倉地区での圃場整備事業の開始など、町の農業復興の姿が形となり、目に見えるようになってきました。町の基幹産業である農業が復興するためには、これまで地域の農業者が守り、発展してきた地域の農業、農地について、将来のあるべき姿を明確にしていく必要があります。

こうした中、令和５年４月より改正農業経営基盤強化促進法が施行され、農地を有する全ての地域において、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定が義務づけられました。

地域計画の策定に当たっては、地域農業を持続可能なものとしていくため、誰がどこの農地で、どんな作物をどのように栽培するのか地域で十分に話し合い、地域の将来計画をつくり上げていかなければなりません。避難されている農業者も多く、話合いが進まないとの声も聞きます。当然、これは帰還困難地域においては、こういう話は全く出ておりません。その地域をどのように考えているのか、今年度中に各地区で策定することとされている地域計画について、現在の進捗状況と町はどのように支援していくのか、伺います。

次に、スマート農業の推進についてです。

農業者の高齢化や人口減少に伴い、担い手の不足が大きな課題になっています。特に避難地区においては、担い手不足は深刻であります。

このような中、スマート農業は、生産性の向上や担い手の確保に寄与することが期待されています。ロボットやＡＩなどの先端技術を活用したスマート農業により、作業の省力化や高品質生産の実現、誰もが取り組みやすい技術の導入を進めるべきと考えます。

現在、町では東北大学と共に、農業の除草作業を軽減する水田雑

草抑制ロボット「アイガモロボ」の実証試験を行っていると聞いております。

今後、こうした取組を広げるとともに、Ｆ－ＲＥＩとの連携により技術開発なども進めながら、スマート農業を普及していくべきではないでしょうか。町はスマート農業の推進にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

次に、介護サービスの充実についてです。

高齢化が進む中で、介護サービスの充実は重要な課題であり、多様化するニーズに応じた支援が求められます。

国・県・町が共同で実施した令和５年度浪江町住民意向調査によれば、浪江町内での今後の生活において必要だと感じていることについて、「介護・福祉施設の充実」が59.6％と、2番目に高くなっています。

町では在宅介護サービスやデイサービスが行われていますが、宿泊や居住機能を備えた施設のサービスなど、町の実情に応じた支援体制を構築していく必要があると考えます。町はこの介護サービスの充実にどのように取り組んでいくのか、伺います。

最後に、大阪・関西万博の情報発信についてです。

来年４月に開催が予定されている大阪・関西万博には、世界中から多くの方々が訪れると見込まれており、交流を広げる重要な機会となります。

この会場のシンボルとなる木造巨大屋根リングの一部に浪江町で製造している集成材が利用されていることは、皆さんご存知だと思います。これは物すごく誇らしいことであり、町で最先端の取組が行われているあかしの一つであると思います。

万博は、町の復興の状況や魅力、そして、新たな取組に果敢に挑戦する姿を国内外に発信する絶好の機会であると考えます。町はこの万博の情報発信にどのように取り組んでいくのか、伺います。

以上、12点の質問をしましたが、よろしく答弁のほどお願いします。

○議長（平本佳司君）　町長。

○町長（吉田栄光君）　半谷議員のご質問にお答えいたします。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から13年が経過しました。

これまで当町では、浪江町復興計画に基づき様々な復興事業に取り組み、その成果も少しずつ見えてきているところであります。しかしながら、その一方で、いまだ町の８割が帰還困難区域となっているなど、当町の復興は道半ばであります。

第２期復興・創生期間後の復興事業の在り方につきましては、今後国においても検討が本格化していくものと考えておりますが、町としても、第２期復興・創生期間後においても必要な事業、そして切れ目なく実施できるよう、財源確保に議長と共に先般強く要望してきたところであります。

こうした中で、先日、自由民主党・公明党東日本大震災復興加速化本部より、国に対し、東日本大震災復興加速化のための第13次提言が提出されました。国は第２期復興・創生期間後の復興財源については、引き続き責任を持って確保する方針を示したところであり、私としてもこれを一定程度評価しているところであります。

15年以降の震災から20年、３期目と言われるその５年間でありますが、先ほど申し上げたとおり、当町の帰還困難区域は８割を有しております。その８割の中で９割が国有林という山林であります。面積にして東京ドーム3,500を超えます。広野町、楢葉町を足した町土の２つの町の面積に当たります。

皆様が承知のとおり、当町は様々な区分け、帰還困難区域、旧避難区域から数えると、様々な課題がいまだにあります。大熊、双葉にあっては帰還困難区域が１つということで、町民の意識的には複雑さがあろうかと思いますが、当町はそれにまして、３つの区分の中で町民感情が今でも様々なことは、私も承知しているところであります。

この５年間の中で、この提言に触れていただいた、山林を含めた当町の課題、係る全ての財源を国・県に今後要望してまいる考えであります。当町の復興はこれから正念場となることから、今後も当町の復興の歩みを止めることのないよう、必要な財源確保についてしっかり議会と共に取り組んでまいります。

次に、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けての対応についてのおただしにお答えいたします。

議員おただしのとおり、令和５年３月末に大堀相馬焼の窯元の敷地と当該敷地に接続する主要な道路の避難指示が解除された大堀地区の住民の皆様からは、早期の避難解除を求める声が、そしてご意見を多くいただいております。

町としましても、帰還意向のある住民の方々をお待たせしないためにも、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、まずは除染及び生活環境等の整備について、関係機関と連携しながらしっかりと進めていく必要を認識しております。

特定帰還居住区域の避難指示解除につきましては、解除の要件が整った地域から段階的に進める考えもある一方で、段階的になるこ

とにより、町民に不公平感が生じるおそれもあり、慎重に検討すべきものがあると考えております。そこで、具体的な避難指示解除の進め方につきましては、除染やインフラ整備等の進捗状況を踏まえながら、今後、総合的に判断をしてまいります。

そのほかの質問は、関係課長より答弁させます。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　続いて、大きな２番、復興業務を支える人材の確保について、今後どのように人材確保に取り組んでいくかのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、復興事業を支える人材の確保は極めて重要な課題であり、これからが正念場というお考えも同じ認識でございます。

まず、正職員についてでありますが、令和３年度の募集時に大卒一般行政の応募者が１桁しかなかったことに危機感を覚え、オンラインでの採用説明会を実施するといったＰＲの強化、公務員専門の試験から民間で一般的なＳＰＩ３試験への変更、より人物を確認するための面接の強化といった、採用に当たっての工夫を実施してまいりました。

昨年度はインターンシップも実施し、これまでの成果もあり、年々受験者は増加しております。

また、社会人採用試験も令和４年度から再開し、退職者の補充をベースに正職員を確保しており、引き続き職員採用には力を入れてまいります。

続きまして、他の自治体や民間といった応援職員の確保についてでありますが、これまでも福島県市町村行政課を通じ、総務省や復興庁へ中長期的な職員派遣の調整を行ってきており、必要人員の確保に努めております。中でも建築士や土木施工管理技士、保健師といった即戦力の専門職確保の仕組みとして有効であります。

そして、派遣をいただいた自治体や民間業者へは、町長や副町長による表敬訪問、町内の視察対応など、良好な関係性の維持に努めております。

いずれにいたしましても、町として努力していくことはもとより、国や県にも伴走いただき、今後も復興業務を支える人材をしっかりと確保してまいります。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　４点目の大堀相馬焼の再生についてのご質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点区域となっておりました窯元宅と陶芸の杜おお

ぼりにつきましては、令和５年３月に避難指示が解除され、同年６月には、陶芸の杜おおぼりにおいて13年ぶりとなる大せとまつりが、さらには、今年５月には登り窯まつりが開催され、多くの方が大堀地区に足を運ばれました。また、今年の６月には、避難されていた窯元が１軒、大堀での事業再興を果たされるなど、産地再生に向けた動きが徐々に出てきたところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、窯元の高齢化や後継者不足につきましては、産地再生と伝統継承に向けて非常に重要な課題であると認識しているところであります。

町としましては、これまで地域おこし協力隊制度を活用した後継者育成に取り組んでおり、ろくろ成形を習得され、職人として窯元の下で作陶をサポートするまでに成長した隊員も出ております。

今後も地域おこし協力隊制度を活用しながら、また、より定着率が高まるよう、福島県が実施する伝統工芸インターンシップ事業とも連携し、技術継承、後継者育成を支援してまいりたいと考えております。

さらには、各窯元の町内での事業再開につきましても、福島県事業再開補助金と併せて町単独の支援事業等により、次に続く窯元が出てくるよう、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君）　中心市街地の再生についてお答えいたします。

中心市街地の再生につきましては、令和３年３月に策定しました浪江駅周辺整備計画に基づき、町の顔である浪江駅周辺を先導整備エリアとし、その整備効果を中心市街地全体に波及させていくこととしております。

先導整備エリアにつきましては、浪江駅周辺整備事業により、駅西から新町通りまでを結び、人の流れやにぎわいをつくっていきます。

先導整備エリアの周辺では、事業再開等支援補助金などの各種支援制度を活用しながら、町の都市計画の用途地域に応じた事業を誘導するとともに、Ｆ－ＲＥＩの立地や浪江国際研究学園都市構想に基づくまちづくりと相乗効果により、帰還や移住、店舗や事業所の立地を促進してまいります。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　６点目、観光誘客についてのご質問にお答えいたします。

議員お示しのとおり、このたび令和８年４月から６月の３か月間、

福島県を対象としたデスティネーションキャンペーンが実施されることとなりました。

このキャンペーンは、ＪＲグループと福島県及び県内自治体が一体となって、地域の魅力、観光資源の紹介を行い、全国的な宣伝を行う国内最大規模の観光キャンペーンとなっております。

過去、平成27年にも福島県を対象に実施され、当時のキャッチコピー「福が満開、福のしま。」は、今なお県民や観光客に浸透しているほど影響の大きいキャンペーンとなっております。

町としましても、県や他市町村と連携した大規模な魅力発信ができる絶好の機会と捉えており、来年４月から６月の先行キャンペーンとなるプレＤＣにも参加し、福島県や参加自治体と連携・協力した取組の下、効果的な浪江町の特産品ＰＲや魅力の発信方法の検討、さらには特集イベントの企画やコンテンツ開発などを行い、令和８年度の本キャンペーンの観光誘客に生かしていきたいと考えております。

続いて、７点目の産業団地の整備についてのご質問にお答えいたします。

本町では、震災以降、藤橋、棚塩、北、南の４つの産業団地を整備するとともに、棚塩ＲＥ100産業団地の造成に着手し、浪江町復興計画第３次に掲げる「夢と希望のある産業と仕事づくり」に向け、企業誘致活動を展開しております。

産業団地への企業進出につきましては、整備済みの産業団地の大半は立地済み、または立地に向けての商談中となっており、産業用地が不足する可能性が高くなっております。

加えて、Ｆ－ＲＥＩの整備を契機として、研究開発産業進出への期待の高まりを受け、昨年度新たな産業団地の適地調査を実施し、請戸地区、川添東師内地区、浪江インターチェンジ周辺地区の３つのエリアを選定したところでございます。

この３つのエリアのうち、川添東師内地区につきましては、浪江国際研究学園都市構想におけるタウンセンターと位置づけされている点やイノベ構想関連産業の立地が見込めることから、優先的に整備することとし、今年度、基本計画策定に着手したところでございます。

議員おただしの浪江インターチェンジ周辺の産業団地整備につきましても、昨年度の調査において、高速道路からのアクセス性や拡張性などから産業適地としているところであり、特定復興再生拠点の避難指示解除や防災交流センターの開所をはじめ、周辺環境の整備が進んでいることや大規模な区画を整備できる可能性があること

などから、有力な候補地であると考えております。今後、誘致活動を進める中で、インターチェンジ周辺への立地条件に合致する企業があれば、誘致交渉の進捗に合わせ、具体的な整備検討に着手してまいりたいと考えております。

続いて、８番、カーボンニュートラルについてのご質問にお答えいたします。

町では令和５年３月に浪江町地球温暖化対策総合計画を策定し、2035年までのカーボンニュートラル達成を目指しているところであります。

議員おただしのとおり、カーボンニュートラルの推進、実現のためには、町、町民、事業者が一体となって取組を進めていく必要があります。

浪江町地球温暖化対策総合計画の中では、脱炭素の取組を通じて、復興の加速や町のにぎわい創出、そして、町民一人一人の暮らしやなりわいを豊かにしていくことを目指しており、計画を推進していくため、再生可能エネルギー導入の促進と省エネルギー対策の徹底や水素エネルギーの実装と新たな産業の創出など、５つの基本方針を定めているところでございます。

また、それら基本方針に基づき、令和５年には浪江町地球温暖化対策推進本部を組成し、組織横断での推進体制を構築したところでございます。

具体的な取組としましては、これまで実施してきた住宅向けの太陽光発電設備や蓄電池等導入補助や次世代自動車導入補助に加え、今般、事業者向けの太陽光発電設備や蓄電池導入補助制度を創出いたしました。

今後、役場横断で、様々な分野で脱炭素施策を展開していくとともに、クリーンエネルギーによる豊かな暮らしやなりわいがイメージできるような町の姿を駅周辺整備事業やＲＥ100産業団地整備事業、地域新エネルギー会社設立検討などを通じて創出し、お一人お一人に無理なく、自然体で脱炭素の取組を推進していただけるような環境構築を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　９点目の地域計画について、現在の進捗状況と町はどのように支援していくのかについてお答えいたします。

当町におきましても、地域の農業の将来像を明らかにする地域計画策定に向けた話合いを18地区で進めております。多くの農地所有

者が避難生活を送っている中、話合いへの出席者は限られている状況ですが、話合いの結果をお便りとして送付するなど、工夫をしながら話を進めてございます。

進捗状況といたしましては、令和６年８月末時点で、北棚塩、南棚塩、酒田、加倉、西台地区の５地区で地域計画が策定されております。そのほかの地区につきましては、話合いが始まって間もない特定復興再生拠点区域３区域以外の地域について、令和６年度中に策定が見込める段階となってございます。

町では地域への説明や農地所有者及び担い手等の意向の把握を中心に支援を行い、加えて、連携する農業委員会、福島県、ＪＡ、官民合同チーム、福島県農業振興公社をつなげる役割を担いながら、地域計画の策定に向けた支援を行っております。

続きまして、10点目のスマート農業の推進について、どのように取り組んでいくのかについてお答えします。

町ではスマート農業の推進に向け、ご質問にあった大学の技術開発に向けた実証事業との連携のほか、農業者が先進機能を備えた機械等の導入を支援するスマート農業導入支援事業補助金を令和３年度から創設し、支援を行っております。

実績といたしましては、令和３年度は４件、令和４年度は２件、令和５年度は１件、令和６年度は現在のところ２件となってございます。

導入例としては、トラクターの後づけ自動操舵システム、農業用散布ドローン、農業用ハウス環境制御システムなどがございます。また、現在７地区で圃場整備を実施しており、圃場の大区画化、用排水管理の合理化を行い、高い生産性を実現できる農業基盤整備を実施しております。これにより、農業用ドローンによる施肥、薬剤散布、トラクターや田植え機の自動操舵システムなど、スマート農業技術を効率よく活用することが可能となることから、スマート農業の推進に寄与すると考えております。

引き続き、スマート農業の推進に向け、町の支援策の継続及び国・県、さらには大学、Ｆ－ＲＥＩ等研究機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君）　11、介護サービスの充実についてのご質問にお答えします。

避難指示解除から、社会福祉協議会をはじめ民間事業者により一部のサービスを開始し、令和４年７月には、ふれあい福祉センター

内でデイサービスの提供を開始しております。

町民からの介護サービスへのニーズは様々あることについて認識しており、町内で提供することが困難なサービスについては、近隣市町村の事業者と連携しながら対応しているところであります。

また、震災前町内にあり、町外で事業を再開している特別養護老人ホーム及びグループホームとも連携しながら、介護サービスの対応をしているところであります。

町としても、町内に介護関連施設の整備、設置等の要望があり、検討しているものの、全国的に介護職員の人材不足や町内での介護サービス利用者が少ないことなどにより、なかなか介護事業者の進出が見込めない状況にあります。

このことから、本年２月から、復興庁をはじめ国・県の関係機関から意見をいただきながら、町内にどのような介護サービスが必要なのか検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、大阪・関西万博での情報発信についてのご質問にお答えいたします。

大阪・関西万博につきましては、議員がおただしのとおり、令和７年４月から10月にかけて、大阪府大阪市において開催されることとなっております。

現在、復興庁及び経済産業省において、浜通り地域等の現状や復興の歩みについて紹介する企画を５月に実施するということで検討していると、国のほうから伺っております。

具体的には、当町を含む浜通りの15市町村において活動する企業や団体、個人を紹介するパネルの展示や映像の配信などを行うことにより、万博の開催期間中に浜通りを訪れていただくツアーを実施することにより、共感の輪を国内外に広げ、風評を払拭しつつ、共に復興を支え、挑戦する交流人口・関係人口をより一層拡大することを検討しているとのことでございます。

また、福島県におきましても、県産品等を中心としたブース出店を予定していると伺っているところでありまして、当町といたしましても、これを絶好の機会と捉えまして、関係機関と連携しながら、可能な限り最大限の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　６番、半谷正夫君。

○６番（半谷正夫君）　答弁、ありがとうございました。

再質問を一つだけ、特定居住区域の件についてですが、前も避難

指示を解除する前に、準備宿泊ということをやっていたと思うんですよ。この特定居住区域の場所において、居住できるような状況であれば、やっぱり戻って周りを掃除したいとか、そういう声もあります。準備宿泊ということが可能なのかどうか、お答え願います。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点区域の外縁部などにつきましては、既に際除染をされておりまして、除染や解体工事が既に実施されているところでございまして、放射線量については、一定程度低減しているものと考えられ、早期の帰還に向けた住宅再建等を計画されている方もいらっしゃることから、準備宿泊は、もちろん制度的にそういった制度を活用するとともに、その前段で特例的な宿泊の実施なども含めた柔軟な制度運用について、国と検討協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　６番、半谷正夫君。

○６番（半谷正夫君）　ありがとうございました。

速やかに準備宿泊ができるように続けていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（平本佳司君）　以上で、６番、半谷正夫君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君）　ここで２時まで休憩入ります。

（午後　１時４３分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午後　２時００分）

◇山　本　幸一郎　君

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君の質問を許可いたします。

９番、山本幸一郎君。

［９番　山本幸一郎君登壇］

○９番（山本幸一郎君）　９番、山本幸一郎です。

議長の許可を得ましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

初めに、解体除染について質問させていただきます。

特定帰還居住区域の今後の浪江町町内の解体件数、除染面積をお伺いします。

○議長（平本佳司君）　住民課長補佐。

○住民課長補佐兼除染環境係長（佐藤貴徳君）　ご質問にお答えいたします。

現在、環境省で発注しております令和６年度浪江町の除染・解体の対象工事といたしましては、除染面積が53ヘクタール、解体件数が71件となってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　ただいま53ヘクタール、71件というふうに答弁されましたが、ただいまの進捗状況、この入札はいつからいつで、工期もちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（平本佳司君）　住民課長補佐。

○住民課長補佐兼除染環境係長（佐藤貴徳君）　ご質問にお答えいたします。

工期につきましては、令和６年４月15日から令和７年３月31日までとなっており、進捗率につきましては、除染・解体が完了したところはございませんが、８月末現在、除染22件、解体３件を同時並行的に進めているとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　ただいま除染と解体の件数を聞きましたが、農地除染の50ヘクタールのうちの除染は含まれているかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　成井副町長。

○副町長（成井　祥君）　ご質問にお答えいたします。

一番最初に着手しました羽附地区につきましては、農地でございますので、農地についても含まれているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　今、副町長より羽附の農地除染は一発目で新聞、テレビで報道されていました。含めて、何パーセントの進捗状況だったかをお伺いしています。再度質問します。

○議長（平本佳司君）　成井副町長。

○副町長（成井　祥君）　お答えいたします。

先ほど住民課長補佐より答弁いたしましたとおり、今現在、除染が完了したところはないというふうに聞いてございますので、まだ進捗率というところは、数字的には進捗が出ていないような状況で

ございます。
以上でございます。
○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。
○９番（山本幸一郎君）　工期が４月15日の発注で３月31日まで、それで今53ヘクタール。大体約５月くらいたっているかと思うんですが、かなり進捗状況が遅いように思われます。町民の方からも、どこをやっているのというようなことを私も聞かれるんですが、さっぱり目にしているところがございません。
町はこの進捗状況を見て、どのように考えていますか、お伺いします。
○議長（平本佳司君）　成井副町長。
○副町長（成井　祥君）　ご質問にお答えします。
除染につきましては、何よりも町内の生活環境の回復を図る観点から、円滑かつ迅速にやっていただきたいというような思いがございます。一方で、令和６年度のこの特定帰還居住区域の解体・除染工事につきましては、新規のＪＶが受注したというふうなことをお聞きしておりまして、本格的な施工体制の構築に時間がかかっているというふうなことも聞いているところでございます。
なお、現時点におきましては、６月に羽附地区で除染がスタートしてから２か月ほどたっておりまして、作業員等の増員等も行いながら進捗の改善化が図られていると聞いておりますので、今後、進捗が上がってくるものと受け取とめているところでございます。
以上でございます。
○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。
○９番（山本幸一郎君）　私はこの受注者と環境省に申し上げたいのですが、今の副町長の答弁では、私の質問の答弁にはなっていないと思います。なぜかというと、早く帰りたいところから今順番に除染がされていると思われて、その上で発注されているかと私は認識しています。初めに環境省が同意が取れていないのに発注しているのか、もしくは作業員さんがいないから遅れているなんていうのは、入札の条件でそんなことは通用しないと思うんですが、これは３月31日までに本当に終わるかどうか、そういうところは環境省に聞いているのかどうかをお伺いします。
○議長（平本佳司君）　成井副町長。
○副町長（成井　祥君）　今回につきましては、除染約53ヘクタール、解体71件につきましては、令和７年３月31日までに完了するということで伺っております。
また、先般９月６日に環境省福島地方環境事務所におきまして、

町の除染・解体工事の今後の発注見通しが示されました。これは新たな発注見通してございますけれども、今後10月以降に新たな入札を実施いたしまして、新たに解体154件、除染160ヘクタールに取り組むというふうなことで聞いておりますので、今後しっかりと環境省の指導の下、除染が進むものというふうに思っております。

我々といたしましも、しっかりと環境省と情報連絡等を図りながら、円滑な除染に向けまして取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　次の２番に移らせていただきます。

以前解除になった帰還困難区域の山側は、今も帰還困難区域のままである。安心して自由に入れるようになるのはいつか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、特定復興再生拠点区域外の山林などにつきましては、現在も帰還困難区域となっておりますので、区域の境界にはバリケード等の物理的な防護措置を実施しておるところで、現在も住民の方におかれましては自由な立入りは制限されている状況でございます。

山林の取扱いにつきましては、町としても、早期に方針を示すよう再三国に要望を行っておりましたが、先日、自由民主党及び公明党が政府に提出しました東日本大震災復興加速化のための第13次提言におきまして、帰還困難区域においても、安全を大前提に森林整備をはじめとする活動を再開していくとともに、周辺住民の以前のような暮らしを実現するため、土地それぞれの特性を踏まえたリスクコミュニケーションを進めることなどが文言として盛り込まれました。この提言に基づき、今後は取組が進んでいくものと認識しておりますので、国の動向を注視してまいります。併せまして、町といたしましても、これで終わりということではございませんので、早期に具体的な方針を示すよう、引き続き国に要望を続けてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　今質問した帰還困難区域の山側なんですが、特定帰還居住区域の解除と一緒になるのかななんて、ちょっと危惧しています。なぜかというと、帰還困難区域解除にしてもらったのは、住民の方も早く解除にしてもらって大変助かっているとは言いますが、今回、帰還困難区域解除になった末森、室原、津島は、山

を抱えるところが多くて、生活圏が山林に数多くあると思われます。やっぱり生活圏が自由に出入りできないと、解除になってもなかなか生活には不便があると思いますので、これからも町のほうで、環境省もしくは国に強い要望でよろしくお願いいたします。

それでは、次の３番に移らせていただきます。

通常、際除染と言われている場所がありまして、そこで解体・除染が終わったところで、住めるような環境にあるところも数多くあります。これは先ほどの６番議員の質問とも若干近いんですが、際除染をやっていただいたんだけれども、いつになったら住めるのかなというような方がよく私のところに聞きに来られますが、今のところ決まっていませんと。際除染と一緒なのかと。いつだか示されていないんだけれども、そのうち死んじゃうよと言うような方もいます。これ、いつになったら住めるのか、いや、際除染は特定帰還居住区域の解除と一緒なのか、その辺の展開をお伺いいたします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点区域の外縁につきましては、議員お尋ねのとおり現在も帰還困難区域となってございます。

特定復興再生拠点区域の外縁にある方の宅地につきましては、帰還意向調査により帰還意向が示されれば、特定帰還居住区域として生活範囲が設定され、除染をはじめとした解除に向けた取組が進められることとなっております。

また、特定復興再生拠点区域の外縁につきましては、除染・解体工事が既に実施されており、放射線量については一定程度低減しているものと考えられますので、早期の帰還に向けた住宅再建等を計画されている方もいらっしゃいますことから、立入り規制の緩和や準備宿泊を含めました特例的な宿泊の早期実施など、柔軟な制度の運用につきまして国と協議してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　先ほど、６番議員の答弁でも今と同じような答弁だったんですが、この協議は多分していただいているとは思うんですが、やはりいつ頃までにもう１回協議して、いつ頃までには示せますよというようなことがないと、来年なのか、再来年なのか、もしくは、今年度中にということがあるかどうかがちょっとあまりにも不透明なんですが、その辺もう少し詳しい内容があればお伺いします。

○議長（平本佳司君）　成井副町長。

○副町長（成井　祥君）　ご質問にお答えいたします。

先般８月22日に町長、議長で連名によりまして、国、復興庁へ、加速化本部に要望した内容につきましてでございますけれども、外縁除染範囲における準備宿泊等を柔軟に運用を行うことというふうな要望をしてきていただいております。これを受けまして、事務レベルでは議論がスタートしております。

ただ、まだ議論が始まったばかりでございますので、まず、年度内の中でどういった方法ができるのかというのはしっかり議論を行いながら、今まさに早く戻りたい、早く泊まりたいというふうな声もいただいているところでございますので、そういった準備宿泊に代わるような対応ができるのかどうか、まずは年度内議論をしながら、どういうふうな方向性が見いだせるかしっかり議論してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　では、質問の大きな２番に移らせていただきます。

復興牧場について質問させていただきます。

通称「復興牧場」と多くの人が言っていますが、牧場というのは、家畜を放し飼いする場所を言いますが、このような場所は実際あるのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

現在整備をしている畜産施設は、施設内のみで飼うこととしておりますので、家畜を放し飼いする場所はございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　初めの町の説明から、復興牧場、復興牧場というような、仮称ですが、そういうような説明で、今も多くの町民もそう言っています。

初めから、この文字のとおり「牧場」と書くと、ちょっと緑豊かなところかなと皆さん想像していた方が多いんですが、イメージとはかなりかけ離れているように思われます。

そこで、当初の復興牧場の説明では、緑地帯が多く、最終完成図によると、多くあった緑地帯の図面が、なくなった図が完成図になっているんです。なぜ緑地帯は初めの説明よりかなり減ったのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

当初の配置図面から設計が進むことによって変更になった部分はございますが、牛の飼料であるロール置場を緑地帯として表現されておりました。現在は、ロール置場として使用するとしております。

牛は建物内でのみ飼う計画について変更はございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　私も図面を見て確認したら、そうなっていました。

これは何が不思議かといいますと、緑地帯をロール置場にしたから緑地帯がなくなったなんていうのは、当初地元の説明会ではそんなのなかったと言っているんですけれども、建物の配置は変わらないとしても、そういうところの使い方とか、周りの景観、かなり違うのかなと。特に南側の斜面のところがこの間も大雨でかなり崩れていたようですが、その辺の説明は以前と違うように思われるんですが、町はそこをどういうふうに理解しているか。前の説明と違う、そこに対して課長、どのように思いますか。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

地元の方々への説明の際には、牧場と地域の生活圏の間にしっかり緑を残しているというご説明をさせていただいたところです。

よって、今で言うと残置森林です。そういったところはしっかり残しながら、景観等、それから臭気対策等、そういったものの調和を図っていくということは、大筋では変更がないと考えております。

ただ、開発エリア内の建物とか、開発エリア内の緑地帯の位置関係については、変更があったと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　そこであえて、この復興牧場、私はちょっと牧場と言っているんですが、間もなく、あと１年余りで完成するかと思うんですが、名称に、緑地帯も何もなく、放牧も何もないようなところを牧場などというような名前を使わないとは思いますが、今現時点では、先ほどの副町長の名称の呼び方は「大規模酪農施設」と、先ほどの答弁で言っていました。そのような名称になるかどうか分かりませんが、私から言わせると、牛に乳を作らせて搾乳するだけの工場にも取られるような形の施設だと思います。

このような当初のイメージとは若干違うとは思いますが、初めから減ったときには、地元の説明会を改めてするべきではなかったのかどうかと疑問に思います。

では、次に進みます。

前回、８番議員の質問で、一般開放、イベント等をする予定の質問がありました。そのときの答弁は、今のところ考えていないような旨の答弁がありました。

改めまして質問します。

多くの人は緑豊かな牧場で牛と交流するイベントを望んでいると思います。牧場祭りというか、牧場祭りというか、そういうのをする予定があるか、くどいようですがお伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

当畜産施設は、感染症を防止するため、大部分が衛生管理区域として設定する予定となっております。管理棟周辺のみが容易に立ち入ることができるエリアとなっております。よって、一般の方は、感染防止対策の所定の手続を経ないと牛を見ることはできない施設となっております。管理棟において、モニターを通して搾乳の様子などを確認することは可能と考えております。視察対応の仕組みについても検討してまいります。

一方で、立入り可能エリア内に限定した町民向けイベントや、学校等施設に牛を連れていっての学習を企画することにより、牛と触れ合うことのできる機会をつくることは可能と考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　再度、確認させていただきます。

では、小中学生が、エリア内であればそういうイベント等のときに行けるという答弁でよろしいのですよね。再度確認します。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　多くの方が来場してすぐ触れ合えるというようなイベントは、本当に立入り可能エリアを限定したイベントとしては可能だと思いますけれども、施設内の牛を直接見るとなると、一定のお時間をいただくことになると思いますけれども、事前の予約から、感染対策の防護服などを着ていただいて中に入っていただくと、そういったことは、しっかり対応すれば可能だと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　この復興牧場、日本でも結構有数な、大規模な牧場だと説明がありました。同じ町内にいて、その施設を見られないなんていう施設はちょっともったいないなと。また、そういう

施設も勉強になるのかと思うので、いろんな対策を取りながら視察ができるようにしていただきたいと思いますので、要望になりますが、やっていただけますか。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

酪農業への理解を促進する仕組みの構築も重要であり、必要と考えておりますので、ご意見を踏まえて、そのために何ができるかを含め、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　次の大きな３番に移りたいと思います。

農業についてを質問させていただきます。

（１）地域計画の進捗状況をお伺いします。

これは、先ほどの６番議員とはちょっと違う観点から質問させていただきます。

地域計画をつくるのには、地域の担い手が何を作るか決めて、決まらないと地域計画はできないと思っています。そこで、各地区の農家さん、法人さんは、何パーセントぐらいが各地区の方で、もしくは、地元の方じゃない方のほうが多い地区も多分あるかと思いますが、町は今の段階で決まっているところ、もしくは決まる予定があるところを把握していますか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　質問にお答えします。

地域計画、18地域で話合いが進められておりまして、そちらは意向調査から始まりまして、地域の担い手の方との話合いということで、それぞれの地域の進捗について町は状況を把握してございます。

ただ、地域によって、農地の状況や担い手の確保状況など、様々な要因がありますので、地域によっては地域の担い手の方が多い面積を担うところもありますし、地域によっては、震災後浪江町に参入いただいた農業法人が作付予定という地域もございますので、地域地域で様々な状況がございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　その地域計画が全て終われば、耕作放棄地はなくなるのかどうかもお伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

地域計画は、話合いの結果、農地所有者と担い手の方、自作地も

含めてですが、将来的にこの農地でやっていくというのが明らかになるものです。

ただ、その中でも担い手が張りつかない農地はどうしてもございますので、しばらく担い手が張りつかない農地は一定程度存在するということが分かってきております。町といたしましても、そういう農地についても、担い手がしっかり営農していただけるような話合いを続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　そこで、今担い手も結構不足していて、地元でもやる方がいないのが現実です。

私も担い手の一人ですが、全国的に担い手の人は、地区のため、農地を守るため、そのために以前より大規模な農業をする方が多く見られます。そのため、農作物の価格の変動が大き過ぎると経営難になり、破綻している法人、農業者が多いのが現状です。大きくすればするほど、借金も膨らむ。大きな破綻になっています。

当町も大きな農業者、農業法人がこの頃見られるようになりました。町では担い手になる農業者に経営指導をしているか、お伺いいたします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

現在、町として経営指導というものは、そういったノウハウ、スキルがありませんので、なかなか難しいところですが、そういった経営面としては、相双農林事務所の双葉農業普及所、それから農協、そういったところと連携しながら、経営についての相談も対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　安倍政権時に、水田で米を作るのに経費はどのぐらい必要かと、どうやったらもうかるんだというようなのが、この間の日本農業新聞に載っていたときに、１反当たり5,000円以上経費をかけると米ではちょっと難しいよと。現状はどのぐらいかといいますと、去年で6,100円かかっているそうであります。そうすると、初めから米を作ると今の状況では、これは平均ですので5,000円以下の方もいるとは思いますが、赤字の農家さんが多いということなんです。

やはり町もその普及所ではなくて、町でこういう指導をしないと、大きくしても難しいんじゃないのとか、そういうようなノウハウと

いうか、指導をしていただければ、おたく、これは規模拡大し過ぎてできるのかとか、そういうのをする必要があると私は思います。

私も先日、普及所の方にどうやったらもうかるのと聞きました。笑っていて、ちょっとそこの回答にはなりませんが、難しいなというようなニュアンスだったと感じております。

なので、町もせっかく担い手でやっていただける農家さんにずっと続けていただけるような農業施策を町独自で考えていってほしいのですが、そのような指導をもう一度できるかどうかお伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

現在は、営農再開支援事業やその他支援事業ということで、様々な支援によって皆様に営農に取り組んでいただいています。

ただ、近い将来、そういった支援策も見直しがされる可能性もある。その中で、地域農業を支える担い手の収益性の向上や経営の安定が必要と、町としても考えております。そのためには、それぞれの担い手の経営計画において、品目選定、生産方法の効率化、販路の充実が重要と捉えてはおります。

町としてそういったものを指導できるかということでありますけれども、今後、先ほど申した双葉農業普及所や農協とも連携しながら、町としてもそういった点で何ができるかというところを、例えば、各種支援制度をしっかり学んでそういったものを活用していただくとか、そういったところでしっかり対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　やはり農家が作物を作って、田んぼ、小麦、何でも結構なんですが、やっていると、その地区がかなりきれいだと思います。今は、いろんな面の事業で除草作業とかをしてもらっているので、若干助かってはいますが、やはりいつまで続くか分からないので、私は補助金を大きく出すんであれば、農家を地域計画の中で全体的にきれいにしていただいたら、きれい料じゃないんですけれども、そういうのも町単独で出していただければ、農家をやりながら、地区をきれいにしていきながらできれば、農家さん自身もいいのかな。そして周りで見る方も、これくらいきれいだったから浪江に帰ってこようとか、そういう方向になるかと思うので、そういうところに町もお金というか、いろんな施策で農家さんと協力してやっていただきたいんですが、そのような考えはあるかどうか、最後にお伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

現在におきましても、地域の皆様には多面的交付金を活用していただいて、地域の環境を維持していただいている部分はございます。

町としても、限られた財源の中ではありますけれども、効率的な支援策の検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　大きな４番にいきます。

消防団について質問させていただきます。

１番に、今、日本全国的に突発的な豪雨、線状降水帯などで川の氾濫、大規模洪水等が発生しています。

もし発生したならば、消防団員を招集するかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　ご質問にお答えします。

災害による被害の規模や状況によりますが、その状況により招集する場合もあるかと思います。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　改めまして質問します。

消防団の役割をお伺いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　予防・消防はもとより、水防活動も含めて、住民の安全を守るのが消防団と考えています。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　震災前の私の消防団は、火災・水害だけでなく、地区の軽微な作業など縁の下の力持ちというようなことで、地域と密着した活動を多くしていました。

しかし、今は町外に多くの団員がいて、消防団活動はできないようになりました。そのような状況を町は把握しているとは思いますが、改めまして、どのくらい把握しているのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　消防団員の避難先につきましては、まず、町内に居住されている方が80名おります。そのほかは、浜通りで申し上げますと、南相馬が45人、いわき市が27人、相馬市が12人、新地が２人、大熊が１人、広野町が１人で、浜通りについては168名。その他、中通りにつきましては87名、会津が３名、県外が44名というようなことで、現在、団員としましては302名がおりますが、避

難状況から申し上げますと以上のようなことでございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　今、人数は町内にも80名と多分言われたと思うんですが、町内にいる団員で、災害等で本当に出動できる方は何人いるか、把握しているかお伺いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　基本的には80名が団員として登録していますので、80名が活動できるかと思っております。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　そこが大体役所の考えです。

私もまだ消防団員なので行きます。80人集まっているときは見たこともないし、多分集まれないと思います。そこに今７分団は町職員だと認識しています。災害時、町は町の職務があるので、災害に行けと言われても、行けるような状況にはないはずです。

改めて質問します。

町職員の方は、そのとき自分の職場を離れて災害に課長は行かせるのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　お答えいたします。

災害の規模にもよりますけれども、基本的には、役場の職員は役場の体制で災害対応をするのが現実であります。なので、現場にはなかなか消防活動として行くのは難しいと考えております。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　そこで再度お伺いします。

現状を把握した上で、今何ができるかということが災害時には大切だと思います。人数が何人いてじゃなくて、本当にそのときに災害に行ける方は何人いるんだということを私は質問したんであります。改めて言うと、出動できる団は幾つあるかと。

震災後、いろんな設備が整いました。助かっています。しかし、火災に出動したというような団は今のところ聞いていません。多分行っていない、大規模火災もないので行っていないかとは思いますが、多分行けるような状況に今の時点ではないと私は認識しています。

それなので、万が一のときには団を問わず協力して、どこかが出動できるような連絡体制を今からしていかなければならないのかと思いますが、そのような計画はなされているのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　ご質問にお答えいたします。

各分団での招集や対応が正直困難であるとは認識しております。

ただ、今後分団の編成も視野に入れて検討しなければならないと思っておりますが、居住の状況や対応できる活動に限りがあると思われる現在、その対応についての体制づくりについても、本団も含めて協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　これからは、もちろん消防団というような名前でなくて、消防団的組織が必要かと私は思っております。消防団を廃止とかではないんですが、災害になったときに本当にいる人だけで賄えるような環境が必要だと思います。そのような組織を町は考えているのかどうか、お伺いします。

なぜならば、これは早急にやらないと、自分の身は自分だけではないですが、もういる人だけで対応していかないと、大地震が……震災のときにありました。自治体だけの対応ではなかなか限界があります。そのときは消防団の方がかなり頑張ってやっていたのも目にしました。しかし、今は消防団の方もいないので、違う組織づくりが、くどいようですが、大切だと思います。早急にそのような組織をつくっていただきたいと思いますが、どう思われますか、お伺いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　例えて申し上げますと地域の自主防災組織とか、そういった組織も視野に入れて地域の安全は地域で守る。または、地域のお互いの人員の確認とか、そういったものの最低限必要な組織はこれからも必要だと考えておりますが、災害時の対応、例えば、当然地震が起きて、土砂崩れとかそういったところで人がのみ込まれたと、そういったことについての対応とかにつきましては、やはりある程度責任感のある消防団とか、そういったもので対応が必要と思っております。

繰り返しになりますけれども、自主防災組織等で地域のお互いの安全を確保していただく程度のものは必要かと思いますが、改めて町での消防団に代わるものについての組織につきましては、考えておりません。

以上です。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　今、考えていないというような答弁だったんですが、やはり考えるべきだと。先ほど、消防団は来られないと自

分で言っておきながら、崖崩れには消防団だと言っている、その矛盾した答弁が私にはどうも納得がいきません。消防団は来られないと自分で言っていたんで、私は聞いたんであります。答弁が矛盾していると思うんですが、その辺をお伺いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　先ほど、崖崩れ等の捜索活動というようなことで申し上げましたが、これは即座に来られる部分につきましては、近隣の町村にお住まいの消防団員の招集も必要かと思います。災害のときに近隣にお住まいの消防団の方に招集をかけて来ていただかなければならないと思いますし、また、捜索が長期になれば、段階的に招集する範囲を広げながら消防団の招集も必要かと思っております。

　できないというのは、即座に対応できないということでありまして、ちょっと誤解を招いたら大変申し訳ございませんが、災害が起きましたら、その後の処理について消防団の活動は必要かと思っております。

　以上です。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　改めまして、確認します。

　私は、そういう防災的な軽微な組織を早急に町は考えなければならないと。多くの方が今どこに住んでいるかも分からないような、浪江町も新しい人が入ってきて、そういう方が多くいます。やはり地域防災を進めていく上でも、区長を中心にしてとか、初めは。何かあって……その区長でさえ今浪江町は住んでいないんです。消防団の団長で住んでいない方は何人いるか分かりますか。多くの方がいないんですよ。そこで招集する、何する、震災時はそんなに甘くなかったのは、課長もその当時を分かっていると思うんです。震災というのはそれほど甘くないんです。結果的には、みんな自分の足で歩いて、みんなの確認を取ったんです。携帯はつながらない、電気はつながらない。でも、やはり自分の周りぐらいはどうにかしたいという気持ちで、皆さんそのときやっていたと思うんです。そういうような連絡体制も今はなかなか、部落に２人、３人しかいないような地区もあります。でも、そこを何かと協力していただいて、災害が最小限にできるような施策を、ここだったら、ここに集まりなさいよとか、そういうようなことを私はするべきだと思うんですが、先ほどからいい答弁がないんですが、もう１回お伺いします。

○議長（平本佳司君）　町長。

○町長（吉田栄光君）　山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいま総務課長から消防団についての答弁をさせていただきました。

山本議員の質問に関しては、今現在、今この時点で、消防団としての活動ができ得るのかというような問いかけが非常に強いものと受け止めました。町外に避難をしている、そして県外におられる方もおられます。そんな中で有事の際、シビアアクシデントの対応はできますかというような問いかけかと思っております。

町長としても、この消防団については再編・改編、そして今後のこの新たな浪江の対応をすべく消防団活動に改編をしていかなければいけない、そんな思いもございます。また、この消防団と同様に、行政区も同様かと思います。

この消防団を含めて、今後新たな考え方についてしっかりとした考え方を示す、その時期は今は非常に厳しいかと思っております。

なぜならば、帰還困難区域８割を抱える当町の状況に鑑み、町民の方々の意見を徴取するのはなかなか難しい状況です。そして、まだ戻られない、戻ることのできない多くの町民がいられる中で我々の説明をどのような形で説明して、そして帰還した町民の方々、そして町外に住む消防団員の様々な意識を含めた総合的な方向性は、大変恐縮ですが、もうしばらく時間がかかるのではないかと思っております。

ただ、議員がおっしゃるように、突発的なシビアアクシデントに対応していくような考え方、行政としては今の消防団を維持しつつ、そういった考えも必要かと思っておりますので、今後、我々検討をしていく必要があるものと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　以上で私の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君）　以上で、９番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（平本佳司君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後　２時４７分）

９ 月 定 例 町 議 会

（第 ２ 号）

令和６年浪江町議会９月定例会

議　事　日　程（第２号）

令和６年９月１１日（水曜日）午前９時開議

日程第　１	認定第　１号	決算の認定について
日程第　２	認定第　２号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第　３	議案第６７号	町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
日程第　４	議案第６８号	浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
日程第　５	議案第６９号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第　６	議案第７０号	浪江町税特別措置条例の一部改正について
日程第　７	議案第７１号	浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第　８	議案第７２号	浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
日程第　９	議案第７３号	浪江町国民健康保険条例の一部改正について
日程第１０	議案第７４号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第１１	議案第７５号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）建築工事）
日程第１２	議案第７６号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）電気設備工事）
日程第１３	議案第７７号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）機械設備工事）
日程第１４	議案第７８号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その３　ダンプトラック））
日程第１５	議案第７９号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その４　輸送車両））
日程第１６	議案第８０号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その５　飼養機器））

日程第１７	議案第８１号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その６　特殊車両））
日程第１８	議案第８２号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その７　堆肥等散布機器））
日程第１９	議案第８３号	工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事）
日程第２０	議案第８４号	指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）
日程第２１	議案第８５号	指定管理者の指定について（震災遺構浪江町立請戸小学校）
日程第２２	議案第８６号	令和６年度浪江町一般会計補正予算（第２号）
日程第２３	議案第８７号	令和６年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２４	議案第８８号	令和６年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２５	議案第８９号	令和６年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２６	議案第９０号	令和６年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第２７	議案第９１号	令和６年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）
日程第２８	議案第９２号	令和６年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第２９	同意第　２号	特別功労者の決定について
日程第３０	同意第　３号	教育委員会委員の任命について
日程第３１	同意第　４号	教育委員会委員の任命について
日程第３２	報告第　７号	令和５年度浪江町一般会計継続費精算報告書について
日程第３３	報告第　８号	令和５年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書について
日程第３４	報告第　９号	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
日程第３５	報告第１０号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について
日程第３６	報告第１１号	私債権等の放棄について

出席議員（１５名）

１番	武藤晴男君	２番	紺野豊君
３番	吉田邦弘君	４番	平本佳司君
５番	小澤英之君	６番	半谷正夫君
７番	紺野則夫君	８番	佐々木茂君
９番	山本幸一郎君	１０番	髙野武君
１１番	渡邉泰彦君	１２番	松田孝司君
１３番	佐々木勇治君	１４番	山崎博文君
１５番	紺野榮重君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田栄光君	副町長	山本邦一君
副町長	成井祥君	教育長	笠井淳一君
代表監査委員	宮口勝美君	総務課長兼 津島支所長兼 選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君
企画財政課長	吉田厚志君	住民課長	柴野一志君
産業振興課長	蒲原文崇君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	建設課長	宮林薫君
市街地整備課長	今野裕仁君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	西健一君
介護福祉課長	松本幸夫君	会計管理者兼 出納室長	中野隆幸君

教育総務課長	鈴木清水君	生涯学習課長兼 浪江町公民館長兼 浪江町図書館長	長岡秀樹君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中野タ華子君	次長	今野雄一君
書記	岡本ちり君		

◎開議の宣告

○議長（平本佳司君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君）　本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎認定第１号から報告第１１号の一括上程、説明

○議長（平本佳司君）　お諮りします。日程第１、認定第１号　決算の認定についてから日程第36、報告第11号　私債権等の放棄についてまでを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　異議なしと認めます。

よって、日程第１、認定第１号から日程第36、報告第11号までを一括議題といたします。

日程第１、認定第１号　決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　認定第１号　決算の認定についてご説明をいたします。

本案は、令和５年度浪江町一般会計をはじめ、９つの特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

令和５年度は、浪江町復興計画【第三次】及び政府が定める第２期復興・創生期間の３年目となり、復興計画の第三次に掲げられた各施策を推進するとともに、「持続可能なまちづくり」に向けた取組を昨年度に引き続き重点的に展開いたしました。

農林水産業の再興・新たな産業と雇用の創出への取組では、畜産施設建築工事ほか、ＲＥ100産業団地造成工事に着工したほか、新たな産業団地整備に向けた産業適地の調査を行いました。

子育て環境・生涯学習環境の充実への取組では、復興海浜緑地造成工事に着工し、町営高瀬野球場の復旧工事を実施したほか、町内の小児医療の充実を図るため、アプリを活用したオンライン診療を提供する医療機関へ補助金の交付を行ったところであります。

帰還困難区域の再生への取組では、津島地区のにぎわい創出・コ

ミュニティ再生を図るため、つしま肉まつりを実施したほか、陶芸の杜おおぼりが再開し、13年ぶりに大せとまつりが開催されたところであります。

浪江駅周辺を核とした中心市街地整備への取組では、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画に基づき、基盤整備に係る実施設計や測量、公有財産購入等を行ったところであります。

健康づくり推進への取組では、高齢者における生活習慣病の重症化を予防する取組及び生活機能の低下等を防止する取組を一体的に実施する事業として、糖尿病の合併症発症予防の保健指導等を実施いたしました。

福島国際研究教育機構（Ｆ－ＲＥＩ）の立地を踏まえたまちづくりへの取組では、今後のＦ－ＲＥＩ周辺のまちづくりが円滑に進むよう、周辺環境整備に係る調査を実施するとともに、浪江国際研究学園都市構想を策定いたしました。

このほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するために、プレミアムつき商品券を販売したほか、住民税非課税世帯等や低所得者世帯等へ臨時特別給付金の給付を行ったところであります。

この結果、一般会計における決算額は、歳入総額307億6,149万5,000円、前年度比８％の減、歳出総額は277億1,731万7,000円、前年比13.5％の減となり、前年比では減となったものの、引き続き大規模な決算となったところであります。

一方で、財源の多くを国・県等に依存している状況は変わらず、引き続き厳しい財政状況となっております。こういった状況を踏まえ、自主財源の確保に努めつつ、復興財源を最大限に活用し、「夢と希望があふれ　住んでいたいまち　住んでみたいまち」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

決算に関連して、財政健全化判断比率である、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４指標につきましては、昨年同様、全てにおいて早期健全化基準未満となりました。

そのほか９つの特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保したところであります。

なお、決算の認定を求めるに当たり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　詳細説明は会計ごとに行います。

まず初めに、令和５年度浪江町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、令和５年度主要な施策の成果によりご説明をさせていただきます。

６ページをお開きください。

一般会計決算の状況でございます。

第１表一般会計決算の概要をご覧ください。

令和５年度の歳入決算額は307億6,149万5,000円、対前年度比８％の減、歳出決算額は277億1,731万7,000円、対前年度比13.5％の減となりました。これは、国庫支出金のうち福島再生加速化交付金において、基金型事業の進捗により交付金が減少したこと、また、それに伴い浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金への積立額が減少したことなどにより減額となったことが主な要因となりまして、歳入歳出とも前年度を下回る決算額となりました。

歳入歳出差引額30億4,417万8,000円から翌年度へ繰り越すべき財源22億8,204万3,000円を差し引いた実質収支は７億6,213万5,000円の黒字、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は5,832万9,000円の赤字、これに財政調整基金の積立て及び取崩し、繰上償還金を加えた実質単年度収支は６億3,727万8,000円の赤字となっております。

続きまして、歳入の状況でございます。

８ページ、第２表歳入の状況をご覧ください。

町税につきましては14億4,617万8,000円、構成比4.7％、対前年度比1.9％の減となっております。

次に、地方交付税は83億9,298万1,000円、構成比27.3％、対前年度比39.4％の増で、畜産施設整備事業の補助裏分として、震災復興特別交付税の交付による増などによるものとなっております。

次に、国庫支出金は62億1,859万円、構成比20.2％、対前年度比44.1％の減で、駅前の一団地事業など基金型事業の進捗状況に伴う交付額の減などによるものとなっております。

次に、県支出金は14億5,440万7,000円、構成比4.7％、対前年度比37.1％の減で、育苗施設整備事業の完了や畜産施設整備事業の進捗状況に伴う交付額の減などによるものとなっております。

次に、繰入金は104億9,984万円、構成比34.1％、対前年度比21.9％の増で、畜産施設整備事業において建築工事が着工したことに伴い、前払金の財源として繰入れをしたことによる増などによるものとなっております。

次に、諸収入は４億2,201万6,000円、構成比1.4％、対前年度比66.5％の減で、原子力損害賠償金の減などによるものとなっております。

続きまして、９ページ、第３表財源の構成でございます。

まず、一般財源と特定財源との比較でございますが、町税や地方交付税等の一般財源は152億4,482万9,000円、構成比49.6％、対前年度比45.8％の増、国県支出金や基金繰入金等の特定財源は155億1,666万6,000円、構成比50.4％、対前年度比32.4％の減となっております。前年度と比較しますと、一般財源において地方交付税及び繰入金が大きく増加しましたが、一方で特定財源におきまして国県支出金などが大きく減少しており、全体としては8.0％の減となっております。

次に、自主財源と国県依存財源の比較でございますが、自主財源は140億1,923万1,000円、構成比45.5％、対前年度比8.2％の増、国県依存財源は167億4,226万4,000円、構成比54.5％、対前年度比18.2％の減となっております。構成比としては、自主財源45.5％、国県依存財源54.5％となっておりますが、自主財源の大部分を占める繰入金のうち、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金や浪江町復旧・復興基金など事業の財源を積み立てている基金につきましては、実質的には依存財源とも考えられますので、これらの繰入金を依存財源に分類すると、自主財源が15.0％、依存財源が85.0％の構成比となりまして、引き続き国・県に大きく依存した財源構成となっております。

続きまして、10ページ、第４表町税の状況でございます。

町民税につきましては７億3,345万6,000円、対前年度比4.8％の減、固定資産税は６億3,730万8,000円、対前年度比3.6％の増となっており、町税全体の決算額は14億4,617万8,000円、対前年度比1.9％の減となっております。

続きまして、歳出の状況について、11ページ、第５表目的別歳出の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、総務費は103億7,710万円、構成比37.4％、対前年度比19.1％の減で、福島再生加速化交付金における基金型事業の進捗状況に伴い、基金への積立金が減少したことなどが主な理由となっております。

次に、商工費は17億9,646万円、構成比6.5％、対前年度比45.8％の減で、こちらは南産業団地造成工事の完了などによる減となっております。

次に、土木費は25億9,092万3,000円、構成比9.4％、対前年度比33.9％の減で、こちらは駅前の一団地事業の進捗状況に伴う減などによるものとなっております。

続きまして、13ページ、第６表性質別歳出の状況その１をご覧く

ださい。
義務的経費につきましては26億5,673万6,000円、構成比9.6％、対前年度比2.8％の増で、こちらは福島県人事委員会勧告に伴い給料や期末・勤勉手当が増加したことにより、人件費が増加したことによるものなどとなっております。
次に、投資的経費は85億5,233万円、構成比30.9％、対前年度比29.2％の減で、南産業団地造成工事や育苗施設整備事業の完了による、事業費が減少したことによるものなどとなっております。
次に、その他の経費は165億825万1,000円、構成比59.5％、対前年度比5.0％の減で、基金型事業の進捗状況により基金への積立金が減少したことによるものとなっております。
続きまして、16ページ、第８の１表財政構造に係る指数等の状況をご覧ください。
まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は85.4％で、前年度より0.8ポイント増加しております。これは、福島県人事委員会の給与勧告に伴う人件費の増などが主な要因となっております。
次に、財政力指数は0.42で、前年度と同じ数値となりました。
続きまして、財政調整基金残高は36億3,582万5,000円で、前年度より５億7,894万9,000円減少しております。
次に、翌年度以降財政負担額は20億2,570万5,000円で、起債の償還が進んだことなどにより、前年度と比較して１億8,359万4,000円減少しております。
次に、実質公債費比率は1.8％で、前年度より1.0ポイント減少しておりますが、こちらも地方債の償還が進んだことなどによるものでございます。
続きまして、17ページ、第８の２表健全化判断比率の状況でございます。
実質公債費比率につきましては先ほどご説明したとおりですが、他の健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率につきましては、昨年度同様、算出されてはおりません。
18ページ、第９表は地方債種別ごとの現在高一覧、19ページ、第10表は地方債の借入先別及び利率別現在高の状況となっておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。
続きまして、20ページ、第11表は双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況でございますが、令和５年度決算額は６億3,846万9,000円で、前年度と比較して１億5,344万6,000円の増となっており、これにつきましては、南部衛生センター焼却施設更新工事に伴う負担金

の増が主な要因となっております。

続きまして、22ページ、第12表基金の状況でございます。

積立基金は、一般会計で17基金、特別会計で５基金、計22基金が基金設置しており、令和５年度末現在高は合わせて435億8,223万2,000円で、復旧・復興関連事業の進展に伴い、財源として浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金を取り崩したことなどにより、前年度に比べて24億4,635万3,000円減少しております。また、定額運用基金の令和５年度末の現在高は４億9,499万1,000円となっております。

一般会計の決算についてのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　それでは、令和５年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算につきまして、主要な施策の成果114ページでご説明いたします。

令和５年度文化及びスポーツ振興育成事業特別会計決算額におきましては、歳入93万9,013円、36.5％の減、歳出が50万5,013円、51.7％の減となっております。

歳出としましては、負担金補助及び交付金44万円で、前年度と比較して６万5,000円、17.3％の増となったものでございます。

次ページをご覧ください。

助成内容が記載されております。スポーツ事業で15件、文化事業で１件、計16件助成しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　それでは、主要な施策の成果116ページをお開きください。

初めに、令和５年度の国民健康保険加入状況でございますが、まず上の表でございますが、世帯数でございます。令和５年度加入数は3,213世帯、前年度比1.8％の減。下の表の加入者数につきましては、加入者数5,232名、前年度比3.1％の減となっております。

次に、117ページになります。

歳入歳出の状況でございますが、まず歳入でございますが、歳入の主なものは、上から４つ目、県支出金が31億6,748万4,708円、前

年度比4.3％の増、歳入合計は37億9,529万2,834円、前年度比３％の減となっております。

次に、歳出でございますが、歳出の主なものは、保険給付費が27億3,058万39円、前年度比2.2％の増。

なお、１人当たりの保険給付費につきましては52万1,900円で、前年度と比較いたしますと5.5％の増となり、歳出合計は35億6,212万5,306円、前年度比0.1％の増となっております。

なお、令和５年度につきましても、国保税及び医療費の一部負担金につきましては、避難指示解除区域の上位所得層を除きまして、国の財政支援により減免を実施しているところでございます。

次に、118ページをご覧ください。

医療費適正化事業でございますが、これはレセプト点検でございます。事業費108万1,298円、査定の結果は、１点当たり10円としまして、131万1,990円の医療費が適正化されております。

次に、医療給付等の状況でございますが、119ページをご覧ください。

医療給付の合計は一番下になりますが、27億1,019万3,943円、前年度比1.9％の増となっております。

次に、120ページをご覧ください。

高額療養費の状況につきましては、合計997万4,736円、前年度比38.6％の増となっております。

次に、その他の保険給付費についてですが、出産育児諸費につきましては、支給額840万8,000円、これは17件分となっております。また、葬祭費につきましては、支給額200万円となっておりまして、こちらは40件分となっております。

次に、121ページをご覧ください。

国民健康保険事業納付金につきましては、総額で６億2,639万4,866円となっておりまして、この納付金を納めることにより、保険給付費等の対象経費の全額を県から保険給付費等交付金として交付されるものとなります。

最後に、特定健康診査等事業につきましては、事業費3,085万2,239円で、対象者は40歳から74歳までの4,277人、受診者数は2,089人、受診率は48.8％となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西　健一君）　それでは、主要な施策の成果の122ページをお開きください。

浪江診療所につきましては、平成29年３月27日に開所しまして、本田所長ほか非常勤医師５名と東北大学病院整形外科の医師の協力の下で地域医療を提供しております。１日当たりの受診者数は28.9人で、年々増加傾向にございます。また、昨年９月には小児科を新たに開設いたしまして、さらに10月には、民間薬局の開局に伴いまして院外処方に切り替えているところでございます。

仮設津島診療所につきましては、平成29年３月24日から、二本松市油井石倉団地敷地内に開所いたしまして、関根所長ほか浪江町内で開業されていた医師２名及び非常勤医師１名の協力の下で、町民に寄り添った医療を提供しております。１日当たりの受診者数は18.3人で、年々減少傾向にございます。

次に、123ページをお開きください。

令和５年度の決算の歳入につきましては合計３億6,064万1,192円、前年度比0.8％の減、歳出は合計３億3,301万3,138円、前年度比1.9％の増となっております。

次に、124ページをご覧ください。

仮設津島診療所の診療状況につきましては、外来、計、実人数が690人、延べ人数4,383人、診療収入4,104万6,997円となっております。

次に、125ページをお開きください。

浪江診療所の診療状況につきましては、外来、計、実人数が2,180人、延べ人数は6,508人、診療収入4,965万3,987円となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　主要な施策の成果126ページをご覧ください。

令和５年度は、公営企業会計への移行、農業集落排水事業区域を公共下水道区域へ統合し、経営の合理化を図っております。

決算額は、歳入合計７億2,053万1,041円で、前年と比較して１億9,403万4,828円、36.9％の増、歳出合計３億3,369万4,446円で、前年と比較して１億5,974万9,965円、32.4％の減となっております。

なお、令和５年度の歳入歳出差引残高３億8,683万6,595円は、公営企業会計移行後の浪江町下水道事業へ引き継ぎました。

127ページに移りまして、上段、下水道建設費です。主な事業は、農業集落排水事業で整備された高瀬地区を公共下水道浪江処理区に接続するための下水道管渠接続工事など、以下、主なものについて記載しております。

下段、下水道維持管理費です。主な事業は、不明水調査業務委託など、以下、主なものについて記載しております。

128ページをご覧ください。

上段、借入先別地方債の状況になります。右から２列目が年度末残高になります。下段は利率別地方債の状況です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　主要な施策の成果５ページをお開きください。

事業会計４段目でございます。工業団地造成事業会計、歳入が603万9,000円、歳出がゼロ、歳入歳出差引残額が603万9,000円となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　主要な施策の成果129ページをご覧ください。

決算額は、歳入合計4,835万2,959円で、前年と比較して406万3,122円、9.2％の増、歳出合計2,344万5,540円で、前年と比較して857万6,292円、26.8％の減となりました。

なお、令和６年度から浪江町農業集落排水事業特別会計は浪江町公共下水道事業に統合となるため、令和５年度歳入歳出差引残高2,490万7,419円は浪江町公共下水道事業へ引き継いでおります。

130ページをご覧ください。

農業集落排水維持管理費です。主な事業は、高瀬浄化センターの維持管理となっております。

続きまして、下段、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況になります。右から３列目が年度末残高になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君）　主要な施策の成果131ページをお開きください。

令和５年度介護保険事業特別会計決算歳入歳出の状況は、歳入総額29億6,094万7,471円、歳出総額が27億4,475万2,742円でございます。前年度と比較して歳入が１億2,083万9,714円、4.3％の増、歳出が１億2,574万8,497円、4.8％の増となってございます。

歳入の主なものは、国庫支出金で13億175万6,505円、前年度と比較いたしまして0.5％の減となってございます。

歳出の主なものは、保険給付費21億2,342万7,565円で、前年度と比較いたしまして1.4％の増となってございます。

なお、介護保険サービスの利用者負担については、上位所得者等を除き免除となっており、特例補助金により諸支出金として負担してございます。

132ページをお開きください。

介護認定審査会の状況について、事業費は1,535万7,781円でございます。

介護認定審査業務については、双葉地方広域市町村圏組合介護認定審査会において、双葉郡８町村の審査判定業務を行ってございます。令和５年度新規認定及び更新認定の審査会は83回開催し、2,778件の審査判定を行い、そのうち浪江町分は653件となってございます。前年度よりも187件の増になってございます。県外等の避難者については、原発避難者特例法により避難先の市町村で認定事務を行ってございます。

次に、認定者の状況でございます。令和５年度末の要介護・要支援認定者数は1,344名で、前年度と比較いたしまして1.3％の減となってございます。

133ページをお開きください。

介護保険給付事業について、事業費が21億2,342万7,565円でございます。

被保険者の状況でございますが、令和５年度の第１号被保険者は6,212名、前年度と比較いたしまして42名の増となってございます。

次に、給付者の状況でございますが、令和５年度の要介護・要支援サービス給付者は1,229名で、24名の減となってございます。

134ページをお開きください。

介護サービス別保険給付の状況の主な事業でございますが、介護サービス等諸費20億3,760万9,081円で、1.6％の増となってございます。介護予防サービス等諸費は3,932万7,861円で、5.9％の減と

なってございます。特定入所者介護サービス等費4,435万6,577円で、0.4％の減となってございます。

135ページをお開きください。

地域支援事業について、事業費が9,903万2,735円でございます。総合事業給付者の状況については、介護予防ケアマネジメント1,286名、訪問型サービス763名、通所型サービス1,645名となってございます。

一般介護予防事業と包括的支援事業・任意事業につきましては、町、地域包括支援センターが、記載にあります各事業内容により、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のため、適切な介護・医療サービスが提供されるよう、包括的に支援してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　主要な施策の成果５ページをご覧ください。

表中、下から３段目が財産区管理事業特別会計です。

歳入決算額252万8,000円につきましては、全額繰越金であります。

歳出決算額28万2,000円につきましては、主に財産区管理会報酬並びに旅費等でございます。

歳入歳出差引残額は224万6,000円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　次に、令和５年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　主要な施策の成果の136ページをお開きください。最後のページになります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計と同様に、保険料及び医療費の窓口での一部負担金につきましては、解除区域の上位所得層を除きまして減免となっております。

歳入歳出の状況でございますが、歳入合計は１億982万810円、前年度比2.6％の増となっております。歳入の主なものは、保険料、繰入金及び繰越金でございます。

次に、歳出合計は9,043万4,440円、前年度比2.6％の増となっております。歳出の主なものは、後期高齢者医療制度の保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第２、認定第２号　浪江町水道事業会計決

算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　認定第２号　浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、令和５年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では税抜きで総収益５億830万2,000円、総費用３億2,613万4,000円となり、当年度においては１億8,216万8,000円の利益となりました。

次に、資本勘定では、税込みで収入総額８億134万3,000円、支出総額９億3,038万2,000円、１億2,903万9,000円の不足額が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等により補塡したところであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　決算書によりご説明いたします。

14ページをご覧ください。

令和５年度水道事業報告書でございます。

概況の（１）総括事項でございます。

現在、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響による人口減少、産業団地整備等の復興事業により、水需要が大きく変化する中、昭和49年の第１次拡張時に整備した施設等の集中的な更新時期を迎え、適切に更新していく必要があります。こうした状況を踏まえて、既に着手している小野田取水場建設工事及び小野田配水場建設工事をはじめ、本年度は、町内の老朽化した基幹管路を更新する、管網モデルに基づく基幹管路整備工事を開始しました。

また、令和元年10月１日に施行された改正水道法では、官民連携や広域連携による基盤強化が明記されるとともに、気候変動による自然災害の多発、デジタルトランスフォーメーションの推進など、水道事業を取り巻く環境はかつて経験したことのない局面にある中、主な３つの取組についてご報告いたします。

安定給水については、放射性物質24時間モニタリング検査及び福島県による水道水放射性物質モニタリング検査、水道法に基づく水資検査において、いずれの項目も基準値内となっております。また、国際的な品質評価機関であるモンドセレクションにおいて３年連続金賞を受賞し、町内外で開催されるイベントでナミエウォーターの販売促進とイメージアップを行いました。

人材育成については、施設の耐震化や管路の更新を着実に進めるとともに、日常の施設管理を適切に行い、施設の長寿命化を図るため、専門分野に携わる技術職員の確保と、公営企業の適切な事務処

理に必要な研修、外部支援体制との連携強化に努めています。

財政基盤については、前年度に比べ事業用給水量が増えたことから営業収益も増加しておりますが、いまだ福島第一原子力発電所事故の影響によって、料金収入は大幅な減収となっています。国県補助金の活用や経費削減に向けた経営努力を行うとともに、施設の統廃合に向けた企業債の適切な発行により安定的な財政運営を進めております。

また、福島第一原子力発電所事故に伴う令和４年度給水収益の減収と、賠償算定方式の見直しに伴う平成26年度から令和２年度分の追加賠償分について、東京電力ホールディングス株式会社と合意、請求し、令和５年度の水道事業の収入といたしました。

給水状況については、事業再開等により、有収水量は約35万5,552立米と、前年度に比べ8,376立米増加しました。

施設整備事業については、管網モデルに基づく基幹管路整備工事として、駅前中心市街地整備や各産業団地整備等の復興計画及び将来目標人口に基づき、４地区に分けた基幹管路整備工事に着手しました。

水源及び取水場送配水管整備事業では、給水の確保及び耐震性を図り、効率的な配水による維持管理費の削減を進めるため、小野田取水場建設工事、小野田取水場水源改良工事、小野田配水場建設工事及び小野田系統送水管布設替工事を行っております。

16ページ、財政状況をご覧ください。

収益的収入では税抜きで５億830万1,977円、前年度から1,098万8,868円増加しました。

収益的支出の総額は税抜きで３億2,613万3,705円、前年度から3,058万8,064円の減少となり、差引き１億8,216万8,272円の利益となりました。

資本的収支は、税込みで収入総額８億134万3,000円、支出総額９億3,038万1,967円で、差引き１億2,903万8,967円の不足が生じましたが、その全額を損益勘定留保資金等で補塡したところでございます。

次に、戻りまして６ページ、損益計算書をご覧ください。

見開きの７ページ、下から４行目をご覧になってもらって、当年度は、収益から費用を差し引いた結果、１億8,216万8,272円の利益となっております。

次に、８ページ下段、剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

一番右の列、未処分利益剰余金の当年度末残高は、３億3,973万5,834円につきましては、資本金への組入れ2,689万7,920円、減債

積立金に6,111万2,959円、建設改良積立金に２億1,087万6,615円、利益積立金に4,084万8,340円を積み立てるものです。

次に、10ページ、貸借対照表をご覧ください。

資産の状況及び負債、資本の状況を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

続いて、22ページをご覧ください。

会計で、重要契約の要旨には、契約額が1,000万円以上の契約について記載しております。

続いて、23ページ、企業債及び一時借入金の概要には、企業債について記載しております。

一番下の計をご覧ください。

前年度末残高８億3,054万1,134円、本年度借入額３億5,000万円、本年度償還額5,579万2,594円、本年度末残高11億2,474万8,540円です。

そのほか参考資料といたしまして、25ページが水道事業会計キャッシュフロー計算書、26から28ページが収益費用明細書、29ページが資本的収支明細書、30、31ページが固定資産明細書、32、33ページが企業債明細書がございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　ここで浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（宮口勝美君）　代表監査委員です。まずもって、本日、決算審査等意見書の差し替えをお願いいたしました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、決算審査等意見書に基づいてご報告申し上げます。

令和５年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書について。

地方自治法第233条第２項の規定により、令和５年度浪江町歳入歳出決算、証書類その他政令で定める書類、同法第241条第５項の規定により、令和５年度基金運用状況、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和５年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、同法第22条第１項の規定により、令和５年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和５年度浪江町歳入歳出決算審査意見書。

１、審査の対象。浪江町一般会計歳入歳出決算書、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算書ほか８特別会計歳入歳出決算書。

附属書類。浪江町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

２、審査の期間。令和６年７月11日から令和６年７月26日まで。

３、審査の方法。審査に付された決算書等に基づき、各課により整理された関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として計数の確認照合を行い、かつ、予算の執行状況について審査を行った。

４、審査の結果。一般会計及び特別会計の審査に付された決算書等は、関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められた。

次に、決算から見た予算の執行状況について、以下、会計ごとにその意見を記述する。

総括、財政収支の状況。一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額387億6,658万9,000円、前年比94.6％、歳出総額348億557万円、前年度比88.9％で、形式収支は39億6,101万9,000円の黒字決算となった。

各会計の形式収支は、一般会計では30億4,417万9,000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか８会計の合計は９億1,684万円となり、各会計とも黒字決算となった。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支７億6,213万6,000円から前年度実質収支を差し引いた額に、黒字要素である財政調整基金積立金を加えて積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支は、６億3,727万7,000円の赤字決算となった。

一方、特別会計全体では、実質収支９億718万9,000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は４億6,705万円の黒字となった。

以下は、次のとおりでありますけれども、そこは省略させていただきます。

次に、予算執行の状況です。

一般会計と特別会計を合わせた予算現額の総額は404億4,362万6,000円で、前年度に比べ1.6％の減少で、歳入の収入済額は387億6,658万8,755円で、前年度に比べ5.4％の減少となっており、予算現額に対する収入率は95.9％で、前年度に比べ3.9ポイントの減少、調定額に対する収入率は98.0％で、前年度に比べ0.9％の減少となった。

歳出の歳出済額は348億557万269円で、前年度に比べ11.1％の減少となっており、執行率は86.1％で、前年度に比べ9.2％の減少となった。

次に、一般会計に移ります。

１、総括、予算決算の概要。

最終予算現額は、当初予算額334億3,700万円から補正予算額20億422万5,000円を減額し、前年度からの継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額９億8,871万7,000円を合わせ、324億2,149万2,000円となった。

決算収支は、歳入歳出差引額が30億4,417万9,000円となったが、翌年度へ繰り越すべき財源22億8,204万3,000円を差し引いた実質収支額は７億6,213万6,000円となった。

２、次に、財政構造を分析した指標等については、以下の財政分析比率の表に基づいております。

財政構造に係る支出等の状況を見ると、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、前年度より0.8ポイント増加した。震災以降、町税等の経常一般財源が確保できない状況が続き、数値は依然として高い推移となっている。

実質公債費比率については、前年度より1.0％減少した。今年度も地方債の発行許可の基準である18.0％を下回っており、健全な傾向である。これは震災に伴い発生した特殊な状況によるものであることを再認識し、今後は町税を中心とした自主財源がますます減少していくことが想定されるため、行財政運営が停滞することのないよう、将来を見据えた具体的な計画を立て、健全な状況を保たれたい。

歳入に関しまして、一般会計の歳入総額は307億6,149万5,822円であり、前年度決算額に比較して26億6,224万7,939円、8.0％減少しています。その主なものは、繰入金、地方交付税、国庫支出金で80％を超えるような状況になっています。

調定額に対する収入率は97.6％で、1.1ポイントの減少となりました。

３、収入未済額は７億4,170万2,045円で、前年度収入未済額４億4,365万1,059円と比較して２億9,805万986円、67.2％増加をしております。収入未済額の主な理由としては、翌年度繰越事業の特定財源が未収入であることによるものであります。

４番、不納欠損額については90万6,864円で、前年度不納欠損額44万5,685円に比較して46万1,179円、103.5％増加しています。不納欠損額の内訳は、町税が54万9,064円、使用料及び手数料が35万

7,800円であります。
次に、歳出について申し上げます。
一般会計の歳出決算額は277億1,731万7,297円であり、前年度決算額に比較して43億2,142万6,172円、13.5％の減少となっています。増加率の高いものは、衛生費、消防費、農林水産業費等であります。一方、減少率の高い主なものは、災害復旧費、労働費、商工費などであります。次に、目的別歳出決算額の構成比で高い主なものは、総務費、農林水産業費、民生費、土木費などであります。
３番、本年度決算における翌年度繰越額は39億7,643万4,000円となっています。これは、各事業が継続、繰越明許、事故繰越し事業として翌年度へ繰越しとなったことによります。
継続事業の主なものは、畜産施設建設工事、繰越明許の主なものとしては、古堤ため池環境保全整備事業、事故繰越しについてはふくしま森林再生事業となっています。
４番、不用額は７億2,774万703円で、予算現額に対する割合は2.2％と、前年度を0.8％上回っています。
なお、予算執行率は85.5％と、前年度を10.1ポイント下回っています。
以上が歳出の概況であります。
次に、特別会計に移ります。
浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計ほか８会計について記載をしております。主なものについて意見を述べさせていただきます。
国民健康保険特別会計については、収入済額が37億9,529万2,834円となり、前年度より１億1,227万7,650円増加しました。令和５年度においても、国の財政支出により、原発事故に伴う国保税及び医療費一部負担金の免除措置は、28年度に避難指示解除された区域の上位所得世帯以外は継続となっています。
収入未済額は810万3,909円で、前年度より118万9,809円増加しました。滞納繰越し分も含めた国保税全体の収納率は81.8％と、前年度より2.7％下回りました。
今後も、税負担の公平性と財源確保、納税の義務の観点から、不納欠損額を最小限にとどめるよう、より効果的な収納業務を調査研究し、滞納の原因を十分に把握した上で滞納整理を進めるとともに、歳入未済額についても発生の防止に努め、早期に対応策を講じ、徴収不能とならないよう、さらなる向上を図られたい。
なお、当会計においては、前年度歳計剰余金が１億2,616万9,055円収入されました。来るべき減免措置の終了を待たず、負担軽減措

置の検討も進めていただきたいと思います。
浪江町公共下水道事業特別会計及び浪江町農業集落排水特別会計につきましては、企業会計への移行の年であり、事業を抱える中、適正な会計管理ができたことについて、出納室も含め敬意を表するところであります。
浪江町介護保険事業特別会計につきましても、来るべき減免措置の終了を待たず、負担軽減措置の検討も進めていただきたいと思います。
浪江町後期高齢者医療特別会計についても同様であります。
次に、財産状況についてですが、これも記載のとおりでありますので、後で確認をしていただきたいと思います。
次に、基金の運用状況審査意見書についてです。
こちらにつきましては、審査の対象が、浪江町財政調整基金ほか23の基金について審査を行いました。審査の方法は、一般会計、特別会計審査と同時に、かつ、同様の方法で実施をいたしました。本日、差し替えをしておりまして、信憑性に欠けると言われるかもしれませんが、決算書のほうでしっかりとそこら辺は見ておりますので、ご安心いただきたいと思います。
審査の結果につきましては、今年度から各会計の表記を、次年度からの表現を中心に表記することといたしました。基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認しております。
以下、本日差し替えしましたが、表のとおりとなっておりますので、確認をお願いいたします。
次に、健全化判断比率等の審査の意見書についてです。
こちらにつきましても、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。
審査の結果、総合意見としては、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。
ここで出てくるのは、３番の実質公債費比率1.8で、昨年より1.0ポイント下がったということになりますが、個別の案件については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから将来負担比率、公営企業基金不足比率については、不足比率が生じませんでした。実質公債費比率については、先ほど申し上げましたように1.8％となっており、早期健全化基準の25％と比較すると、これを下回っておりました。是正、改善を求める事項としては、特に指摘するところはご

ざいません。
次に、水道会計についての意見についてです。
これについても、地方公営企業法第30条第２項の規定により、令和５年度浪江町水道事業会計決算、諸書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和５年度資金不足比率及びこの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果については、以下のとおり意見書を提出します。
審査の対象は、浪江町水道事業会計決算書。
審査の期間は、令和６年７月25日。
審査の方法は、住宅水道課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合、調査するとともに、細部については、関係職員の説明を聴取しながら、各計数が正確であるか等について審査を実施した。
審査の結果、審査に付された決算諸表は、関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認した。
施設面では、施設等の集中的な更新時期を迎える中、既に着手している小野田取水場及び小野田配水場建設工事をはじめ、町内の老朽化した基幹管路の更新する管網モデルに基づく基幹管路整備を開始した。
経営面では、事業用の給水量が増えたことから、営業収支も増加してきているが、いまだ東京電力福島第一原子力発電所事故の影響によって、料金収入は大幅な減収となっている。国県補助金の活用や経費削減に向けた経営努力を行うとともに、施設の統廃合に向けた企業債の適切な発行により、安定的な財政運営に努めた。
収益的収入は、総収益５億1,896万5,472円と、前年度に比べ1,233万5,018円の増加となった。
収益的支出は、総費用３億3,650万1,078円で、前年度に比べ3,329万1,532円の減少となり、差引き１億8,246万4,394円の利益となった。
資本的収入は、企業債収入及び補助金の合計８億134万3,000円となった。支出は、建設改良費及び企業債返済金の合計９億3,038万1,967円となり、差引き１億2,903万8,967円の資金不足となった。
今後も、新公営企業会計基準に基づき作成された財政諸表を吟味し、今後の経営方針を検討することが望まれる。
以上、水道についてはこういうことでお願いをいたします。
次に、水道事業会計の資金不足比率審査意見書について申し上げ

ます。
　これにつきましても、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。
　総合意見としては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められます。
　資金不足比率については、令和５年度の資金不足比率が生じませんでしたので、特にございません。
　結びにいきます。
　令和５年度は、東日本大震災及び原発事故から12年が経過し、浪江町復興計画【第三次】では、持続可能なまちづくりを目指す事業が多数進行するなど、昨年度に引き続き、予算は大規模なものとなりました。こうした中、町の財政状況では、４つの健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率が、いずれの数値も、国から定められる早期健全化基準または経営健全化基準を下回り、収支均衡の取れた財政運営が図られているものと評価しますが、依然として震災による特殊な状況が続いております。
　次に、決算状況を見ますと、一般会計、特別会計を合わせた決算額は、前年度に比べ歳入が5.4％の減少、歳出が11.1％の減少となっているものの、復興関連事業が本格化した状況が続いております。執行率は86.1％で、実質収支は黒字決算でありました。
　歳入では、繰入金、地方交付税、国庫支出金、県支出金の合計が全体の８割以上を占め、依然として実質的な自主財源の確保が厳しく、震災復興に関連する震災復興特別交付税や国庫補助金等への依存が高い状況にあります。
　歳出では、町内の生活環境の充実や帰還促進のため、浪江町デマンドタクシー運行事業、情報通信基盤災害復旧事業、福祉センター運営事業、屋内アスレチック施設運営事業、認定こども園運営事業、オンライン診療実施体制補助事業を実施しました。また、産業の再生、雇用の場の創出に向け、畜産施設整備事業、農業水利施設等保全再生事業、水産振興事業、産業団地整備等事業、産学官連携施設整備事業、駅前商業施設整備事業を実施しました。そして、防災対策事業、防災推進事業、防災拠点施設等整備事業など、町民の安全・安心の確保に努めるとともに、町内コミュニティ再生支援事業、生涯学習推進事業、震災遺構運営事業など、町民同士のつながりの維持・再生や震災の経験を後世に残すための事業が展開されました。
　今回の決算審査では、おおむね適正に処理されていると認められ

ましたが、予算執行に当たっては次の点に留意するよう指摘をしました。

１、農業法人参入支援事業補助金について、概算払いにより事業を行っていた事業者が実績報告を提出せずに撤退したことにより、決算ができず、結果、補助金の回収ができない事案が発生しました。その後、回収に向け事業者と話し合い、分割により返済が始まったとの報告を受けました。本来の補助金の趣旨は理解するものの、町として高いリスクを負うことから、今後、同様の事例の発生を未然に防止するための体制づくりに努めていただきたいと思います。

２番、歳出で、本来の科目でなく他の科目で支出した事例がありました。慣例によることなく、しっかりと確認をして処理すること。この例に限らず、事務処理に当たり、システムの処理はできるがその内容を理解していない、物事の根本を理解することなく処理している傾向が見られました。再度、各事業の原理原則に立ち返り業務に当たるよう努めていただきたいと思います。

３番、予算の流用については、やむを得ない理由によるものがほとんどでありましたが、中には、当然当初予算で措置しておくべき事項が漏れていたり、少額を理由に安易に流用していた事例がありました。本来、予算措置をした上で執行するべきものであり、安易な流用はあってはなりません。昨年も指摘したものでありますが、再度指摘をし、注意を喚起しておきたいと思います。

４番、不用額については、おおむね専決処分までに適正に処理されておりましたが、一部に、安易に不用額を残していた例が見受けられ、担当者任せにせず、管理職は適切に指示を出し、最終的なチェックをしっかりと行っていただきたいと思います。

５番、契約に関しては、高瀬野球場復旧工事において、再契約事務に不適切があり、議会を混乱させ、町幹部が減給などの処分を受ける事態となりました。今後、このような事案が発生しないよう猛省し、原因究明と再発防止に全力を挙げるとともに、各課連携の下、業務に当たっていただきたいと思います。

６番、財産台帳については、今回から課ごとに振り分けをし、より現実的な内容に変更していただきました。今後の財政運営に関しては、財政担当で調査を開始する旨報告がありましたが、各課においても、既存の施設やインフラの維持管理経費をいかに抑えるかなど、それぞれの維持管理計画を基に検討を開始する時期に来ているので、そういった意識を持って業務に当たっていただきたいと思います。

また、産業団地、駅前再開発、畜産牧場等の土地や、ふれあいセ

ンター施設や防災交流センター等の建物等が、新たな資産も増加しております。そういった中、利用しない町有地も増加し、旧学校用地、あるいは旧町営住宅跡地など、広大な町有地の跡地利用や売却等の検討も必要ではないかと感じております。

震災、原発事故から12年が経過しましたが、予算規模も震災前とは比較にならないほど膨大なものとなり、職員の数字に対する感覚も変化しているように感じています。それが不用額等の残に表れているのではないかと感じています。

自主財源として町税は、担当課の努力にもかかわらず、収入に占める割合は相変わらず小さく、国県支出金、補助金等に依存しているのが現状であります。しかしながら、昨今の度重なる大規模な自然災害等により、復興予算の確保も安易ではなくなってきております。今こそ全職員が財源確保に向け全力を挙げて努力するときであります。各事業の必要性、有効性を説き、町であれ、国・県であれ、担当者に納得してもらう努力を惜しんではならないと思います。財源確保がなければ、事業の遂行は不可能であります。最後は担当者の熱意が物を言う、諦めることなく、要望し続ける努力を惜しまないことが大事であります。そのことを再度確認し、この難局を一丸となって乗り切っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君）　日程第３、議案第67号　町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第67号　町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、町職員が不正アクセス禁止法違反により逮捕され、町民の信頼を著しく失墜させる事態となりましたことは、町として重大な案件と認識しており、行政執行者として責任を明確にするため、令和６年10月に支給される、町長及び町長の職務を代理する順序が第１順位である副町長の給与月額をそれぞれ10％減額することについて、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第４、議案第68号　浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第68号　浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明させます。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　それでは、議案集８ページをご覧ください。

議案第68号資料によりご説明をいたします。

２、主な改正内容です。

第２条の改正です。法の改正により、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の定義を追加します。特定個人番号利用事務につきましては、法でマイナンバーの利用が認められている事務について、こういう表示となります。また、利用特定個人情報につきましては、マイナンバーの意味を表します。

第４条の改正。法改正により法別表第２は廃止されたため、第２条にて追加した定義を用いた規定に改正をするものです。これにより、法でマイナンバーの利用が認められている事務について、法律から主務省令に規定されることで情報連携が可能となるものです。

３、施行期日。この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第５、議案第69号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第69号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、人事院規則が改正されたことに伴い、特定大規模災害等に対応する職員への支給する手当に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　それでは、議案集12ページをご覧ください。

議案第69号資料によりご説明をいたします。

２、主な改正内容であります。

第５条第１項の改正。災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当でございます。特殊勤務手当の支給対象に、町外で発生した災

害等に対処するために町外の地方公共団体に派遣されて行う下記の作業を加える改正でございます。

ア、罹災証明の交付に係る、被災した住家等の被害認定調査の作業。

イ、避難所等の運営支援の作業でございます。

別表の改正です。特殊勤務手当の額から、異常な自然現象により重大な被害が発生し、または発生するおそれがある町外の地方公共団体の区域に派遣されて行う作業を加える改正です。

３、施行期日。

第１条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は令和６年１月１日から適用するものです。

第２条、改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の条例の規定による災害応急等手当の内払いとみなすというものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第６、議案第70号　浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第70号　浪江町税特別措置条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

議案集18ページをお開きください。

今回改正いたします本条例第６条は、浪江町過疎地域持続的発展計画に記載された産業促進区域内において、本計画で振興すべき業種として定められた業種の事業者が対象資産を取得した場合の固定資産税の課税免除について定めたものでございます。

主な改正の内容でございますが、第６条、過疎地域における課税免除において、課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、

令和６年３月31日から令和９年３月31日まで延長するものでございます。

１ページ前にお戻りいただいて、17ページをお開きください。

17ページ下段でございますが、３の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の浪江町税特別措置条例の規定は令和６年４月１日から適用するとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第７、議案第71号　浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第71号　浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　それでは、議案第71号についてご説明いたします。

議案集の22ページをご覧ください。

この条例でございますけれども、特定復興産業集積区域内において、町の指定を受けた事業者が復興推進事業の実施に伴い取得した対象資産に係る固定資産税の課税免除について定めたものでございます。

主な改正の内容でございますが、第２条、課税免除において、課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、令和６年３月31日から令和７年３月31日まで延長するものでございます。

また、改正前の東日本大震災復興特別区域法第40条について、令和６年３月31日の適用期限の到来をもって廃止するものでございます。

こちらも１ページお戻りいただきまして、21ページでございます。

３の施行期日でございますけれども、１、この条例は、公布の日から施行する。

２、改正後の浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免

除に関する条例の規定は、令和６年４月１日以後に新設し、または増設した対象施設等について適用し、同日前に新設し、または増設した対象施設等についてはなお従前の例によるとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第８、議案第72号　浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第72号　浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、地域再生法第17条の６、地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　それでは、議案第72号についてご説明いたします。

議案集の25ページをご覧ください。

この条例でございますけれども、本社機能の移転等について、県から認定を受けた事業者が受けられる固定資産税の課税免除及び不均一課税の適用等について定めたものでございます。

改正の内容でございますが、第２条、固定資産税の課税免除又は不均一課税において、固定資産税の課税免除または不均一課税の適用対象期間について、令和６年３月31日から令和８年３月31日まで延長するものでございます。

こちらも１ページお戻りいただきまして、24ページでございます。

３の施行期日でございますけれども、この条例は、公布の日から施行し、改正後の浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は令和６年４月１日から適用するとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第９、議案第73号　浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第73号　浪江町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、現行の被保険者証は令和６年12月２日以降発行されなくなるため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、健康保険課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　議案第73号資料によりご説明申し上げます。

27ページをお開きください。

２、主な改正内容。浪江町国民健康保険条例第21条は、国民健康保険法に基づく罰則を規定しておりますが、改正法により、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削られることに伴い、同項に基づく第21条からも「又は同条第３項若しくは第４項により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」も削除するものでございまして、これはいわゆる保険証の廃止とマイナンバーカードへの一本化に伴いまして、上位法令で一部不要となる文言の整理が行われましたので、条例におきましても同様に対応するものでございます。

施行期日等につきましては、令和６年12月２日から施行するとしております。

また、上位法令で、なお従前の例によることとされているものにつきましては、従前の例によるとしているところでございます。

次ページに新旧対照表をおつけしております。ご参考にされてください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第10、議案第74号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第74号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和６年12月２日以降発行されなくなるため、福島県後

期高齢者医療広域連合規約が変更されることから、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、健康保険課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　議案第74号資料によりご説明いたします。

30ページをお開きください。

２番、主な改正内容ですが、別表第２中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。こちらも先ほどと同様に保険証の廃止とマイナンバーカードへの一本化に伴いますこちらは規約の改正、保険者が福島県後期高齢者医療広域連合でございますので、そちらと浪江町との規約の改正ということで上程させていただきます。

施行期日等につきましては、令和６年12月２日から施行するとしているものでございます。

次ページに新旧対照表をおつけしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　ここで、10時45分まで休憩入ります。

（午前１０時３２分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午前１０時４５分）

○議長（平本佳司君）　日程第11、議案第75号　工事請負契約の締結について(復興海浜緑地(多目的広場)建築工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第75号　工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、復興海浜緑地（多目的広場）建築工事について、地方自治法第234条第１項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生涯学習課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　それでは、議案書よりご説明いたしま

す。

32ページをお開きください。

１、契約の目的、復興海浜緑地（多目的広場）建築工事。

２、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、３億6,630万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額3,330万円。

５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地２、横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一。

６、工期、議会の議決を得た日から令和７年９月30日までとなります。

次のページ、33ページ、議案資料１をお開きください。

復興海浜緑地（多目的広場）の全体配置図となります。着色してある箇所が今回整備する建物であり、管理棟、倉庫１、倉庫２、屋根付施設、東屋の整備を行うものです。

施設概要ですが、管理棟は木造平屋建てで延床面積が270.26平米、倉庫１は木造平屋建てで延床面積49.68平米、倉庫２は木造平屋建てで延床面積74.52平米、屋根付施設は木造及び鉄筋コンクリート造の平屋建てで延床面積600平米、東屋は鉄骨造で延床面積４平米となります。

次のページをお開きください。

管理棟の平面図となります。各室の延床面積は右下の表のとおりとなります。

次のページをお開きください。倉庫１の平面図となります。

次のページをお開きください。倉庫１の立面図となります。

次のページが倉庫２の平面図となります。

次のページは倉庫２の立面図となります。

次のページは屋根付施設の平面図となります。

次のページが屋根付施設の立面図となります。

次のページ、42ページは東屋の立面図となります。

次のページ、43ページは復興海浜緑地の完成イメージ図のパース図となります。

次のページが入札の執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第12、議案第76号　工事請負契約の締結について(復興海浜緑地(多目的広場)電気設備工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第76号　工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、復興海浜緑地（多目的広場）電気設備工事について、地方自治法第234条第１項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社横電代表取締役、横山政治と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生涯学習課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　それでは、議案書よりご説明いたします。

45ページをお開きください。

１、契約の目的、復興海浜緑地（多目的広場）電気設備工事。

２、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、6,710万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額610万円。

５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地２、株式会社横電代表取締役、横山政治。

６、工期、議会の議決を得た日から令和７年９月30日までとなります。

次ページ、46ページ、議案資料をお開きください。

復興海浜緑地（多目的広場）の全体配置図となります。

本件は、復興海浜緑地（多目的広場）整備工事に係る電気設備工事であり、施設内に電灯設備、拡声設備、監視カメラ設備、テレビ共同受信設備を整備するものです。

それぞれの整備個数ですが、右上の表のとおりとなっております。

次ページ、47ページをご覧ください。

管理棟の電灯設備図となります。

次のページ、48ページをご覧ください。

管理棟の弱電設備図となります。

次ページ、49ページをご覧ください。

倉庫１の電気設備図となります。

次ページ、50ページをご覧ください。

倉庫２の電気設備図となります。

次のページ、51ページをご覧ください。

屋根付施設の電気設備図となります。

次のページ、52ページが入札の執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第13、議案第77号　工事請負契約の締結について(復興海浜緑地(多目的広場)機械設備工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第77号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、復興海浜緑地（多目的広場）機械設備工事について、地方自治法第234条第１項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業代表取締役、小黒陽子と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生涯学習課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　それでは、議案書よりご説明いたします。

53ページをお開きください。

１、契約の目的、復興海浜緑地（多目的広場）機械設備工事。

２、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、6,006万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額546万円。

５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業代表取締役、小黒陽子。

６、工期、議会の議決を得た日から令和７年９月30日までとなります。

次ページ、54ページ、議案資料１をご覧ください。

復興海浜緑地（多目的広場）の全体配置図となります。

本件は、復興海浜緑地（多目的広場）整備工事に係る機械設備工事となり、施設内に冷暖房設備、換気設備、衛生器具設備、浄化槽設備を整備するものとなります。

それぞれの整備個数は表のとおりとなります。

次ページ、55ページをご覧ください。

管理棟の冷暖房設備図となります。

次ページ、56ページをご覧ください。

管理棟と倉庫１の換気設備図となります。
次ページ、57ページをご覧ください。
管理棟と倉庫１の給排水設備図となります。
次ページ、58ページが入札の執行結果表となります。
説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第14、議案第78号　物品購入契約の締結について(畜産施設備品購入(その３　ダンプトラック))を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第78号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。
本案は、畜産施設備品購入(その３　ダンプトラック)について、地方自治法第234条第１項の規定による制限付一般競争入札により落札者となったいすゞ自動車東北株式会社福島支社相双支店支店長、佐久間寛之と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明いたします。
議案集59ページをお開きください。
１、契約の目的、畜産施設備品購入(その３　ダンプトラック)。
２、納入場所、浪江町大字棚塩地内。
３、契約の方法、制限付一般競争入札。
４、契約金額、3,861万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額351万円。
５、契約の相手方、福島県南相馬市原町区金沢字堤下396番地６、いすゞ自動車東北株式会社福島支社相双支店支店長、佐久間寛之。
６、納期、議会の議決を得た日から令和８年３月31日です。
本件は、畜産施設の物品購入を行うものです。
次のページ、議案資料１をご覧ください。
（１）２トンダンプ４台、（２）４トンダンプ２台を購入いたします。
次に、議案資料２をご覧ください。
（１）２トンダンプの仕様は表に記載のとおりです。用途は堆肥の運搬用になります。
次のページ、議案資料３をご覧ください。

（２）４トンダンプの仕様は表に記載のとおりです。用途はこちらも堆肥運搬用となります。

２種類のダンプトラックは、農地の大きさや散布量、アクセス道路の幅員など条件に応じて使い分けることとしています。

次のページ、議案資料４をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　日程第15、議案第79号　物品購入契約の締結について(畜産施設備品購入(その４　輸送車両))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第79号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、畜産施設備品購入(その４　輸送車両)について、地方自治法第234条第１項の規定による制限付一般競争入札により落札者となったいすゞ自動車東北株式会社福島支社相双支店支店長、佐久間寛之と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書によりご説明いたします。

議案集64ページをお開きください。

１、契約の目的、畜産施設備品購入(その４　輸送車両)。

２、納入場所、浪江町大字棚塩地内。

３、契約の方法、制限付一般競争入札。

４、契約金額、１億2,787万5,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,162万5,000円。

５、契約の相手方、福島県南相馬市原町区金沢字堤下396番地６、いすゞ自動車東北株式会社福島支社相双支店支店長、佐久間寛之。

６、納期、議会の議決を得た日から令和８年３月31日。

本件は、畜産施設の物品購入を行うものです。

次のページ、議案資料１をご覧ください。

（１）衛生車６台、（２）輸送トラック３台を購入いたします。

次に、議案資料２をご覧ください。

（１）衛生車の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は液肥の運搬・散布用となります。散布用バキュームタンクに液肥の補充を行うものです。

次に、議案資料３をご覧ください。

（２）輸送トラックの仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は液肥を散布する自走式のバキュームタンクを輸送するトラックとなります。関連するバキュームタンクは議案第82号で後ほどご説明いたします。

次に、議案資料４をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　日程第16、議案第80号　物品購入契約の締結について(畜産施設備品購入(その５　飼養機器))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第80号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、畜産施設備品購入(その５　飼養機器)について、地方自治法第234条第１項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった中央オリオン株式会社郡山営業所所長、澤野祐と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書によりご説明いたします。

議案集69ページをお開きください。

１、契約の目的、畜産施設備品購入(その５　飼養機器)。

２、納入場所、浪江町大字棚塩地内。

３、契約の方法、制限付一般競争入札。

４、契約金額、２億2,264万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,024万円。

５、契約の相手方、福島県郡山市喜久田町卸１丁目22番１、中央オリオン株式会社郡山営業所所長、澤野祐。

６、納期、議会の議決を得た日から令和８年３月31日。

本件は、畜産施設の物品購入を行うものです。

次のページ、議案資料１をご覧ください。

（１）自走式ミキサー（30立米）１台、（２）自走式ミキサー（14立米）１台、（３）給餌車４台、（４）カーフペン13床連結４セット、15床連結４セット、（５）削蹄枠１台、（６）歩行通行型計量器１セットを購入します。

次に、議案資料２をご覧ください。

（１）自走式ミキサー（30立米）の仕様は表に記載のとおりです。用途は搾乳牛舎、複合牛舎への混合飼料給餌用となります。牧草などの粗飼料と穀物などの濃厚飼料を取り込み、タンク内のミキサーにより混合飼料を作成し、タンク横のコンベアから餌を給餌します。

次に、議案資料３をご覧ください。

（２）自走式ミキサー（14立米）の仕様は表に記載のとおりです。用途は複合牛舎、育成舎への混合飼料給餌用となります。

次に、資料４をご覧ください。

（３）給餌車の仕様は表に記載のとおりです。用途は受託研究の給餌試験における混合飼料給餌用となります。

次のページ、資料５をご覧ください。

（４）カーフペンの仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は保育舎で使用する子牛用の柵となります。保育舎の生後10日以内の子牛について、衛生管理を徹底するため導入いたします。

次のページ、議案資料６をご覧ください。

（５）削蹄枠の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は搾乳牛のひづめ手入れ時の固定機器となります。削蹄は１頭当たり年２回実施します。その際、体を固定し持ち上げて安全に作業を行います。

次のページ、議案資料７をご覧ください。

（６）歩行通行型計量器の仕様は表に記載のとおりです。用途は搾乳牛の体重測定器となります。搾乳舎の通路に設置して体重測定を定期的に実施し、体重の変化から牛の健康状態を把握いたします。

次のページ、議案資料８をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　日程第17、議案第81号　物品購入契約の締結について(畜産施設備品購入(その６　特殊車両))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第81号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、畜産施設備品購入(その６　特殊車両)について、地方自治法第234条第１項の規定による制限付一般競争入札により落札者となったコマツ福島株式会社原町支店支店長、丸田和弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるもので

あります。
詳細については、農林水産課長より説明をさせます。
○議長（平本佳司君）　農林水産課長。
○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明いたします。
議案集78ページをお開きください。
１、契約の目的、畜産施設備品購入(その６　特殊車両)。
２、納入場所、浪江町大字棚塩地内。
３、契約の方法、制限付一般競争入札。
４、契約金額、１億1,110万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,010万円。
５、契約の相手方、福島県南相馬市原町区日の出町41番地、コマツ福島株式会社原町支店支店長、丸田和弘。
６、納期、議会の議決を得た日から令和８年３月31日。
次のページ、議案資料１をご覧ください。
（１）ホイールローダー（128馬力）２台、（２）ホイールローダー（99馬力）１台、（３）ホイールローダー（99馬力）１台、（４）ホイールローダー（60馬力）１台、（５）ホイールローダー（37馬力）１台、（６）ホイールローダー（37馬力）１台、（７）ホイールローダー（37馬力）１台、（８）フォークリフト１台、（９）フォークリフト（ヘイハンドラー仕様）１台、（10）スキッドステアローダー（47馬力）１台、（11）スキッドステアローダー（24馬力）１台、合計12台購入いたします。
次のページ、議案資料２をご覧ください。
（１）ホイールローダー（128馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は堆肥舎で製品堆肥の切り返し作業を行います。
次のページ、議案資料３をご覧ください。
（２）ホイールローダー（99馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は飼料庫で混合飼料を製造するため、粗飼料と濃厚飼料を自走式ミキサーへ投入する作業を行います。ミキサーの高さに対応するため、ハイリフト仕様となっております。
次のページ、議案資料４をご覧ください。
（３）ホイールローダー（99馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は右下の画像のサイドスプレッターという機器で、堆肥舎から搬出した戻し堆肥を敷料として搾乳牛舎の寝床に散布する作業用となります。
次のページ、議案資料５をご覧ください。
（４）ホイールローダー（60馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は育成牛舎の除ふん作業用となります。育成牛舎

の除ふんの後、堆肥発酵舎へ運搬いたします。
次のページ、議案資料６をご覧ください。
（５）ホイールローダー（37馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途はロール置場にあるＷＣＳを資料右下の画像にありますベールグラブでつかみ、飼料庫へ運搬する作業用となります。
次のページ、議案資料７をご覧ください。
（６）ホイールローダー（37馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は保育舎の除ふん作業に使用し、堆肥発酵舎へ運搬いたします。
次のページ、議案資料８をご覧ください。
（７）ホイールローダー（37馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は搾乳牛舎、育成舎の餌置場に残った古い混合飼料を回収する清掃作業用となります。
次のページ、議案資料９をご覧ください。
（８）フォークリフトの仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は飼料庫で混合飼料を作るため、パレット積みされた原料の管理、運搬用となります。
次のページ、議案資料10をご覧ください。
（９）フォークリフト（ヘイハンドラー仕様）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は束になっている粗飼料を右下の画像のようにして管理運搬を行います。
次のページ、議案資料11をご覧ください。
（10）スキッドステアローダー（47馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は搾乳舎の除ふん作業用となります。下の画像のタイヤスクレーパーでふん尿を押し出し、処理いたします。
次のページ、議案資料12をご覧ください。
（11）スキッドステアローダー（24馬力）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は保育舎の除ふん作業用となります。生後10日程度の子牛の除ふん作業に使用します。
次に、議案資料13をご覧ください。
入札執行結果表となります。
説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　日程第18、議案第82号　物品購入契約の締結について(畜産施設備品購入(その７　堆肥等散布機器))を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第82号　物品購入契約の締結についてご説

明いたします。

本案は、畜産施設備品購入(その７　堆肥等散布機器)について、地方自治法第234条第１項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった日本ニューホランド株式会社福島営業所副所長、梅木亮介と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　お静かに願います。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明いたします。

議案集92ページをお開きください。

１、契約の目的、畜産施設備品購入(その７　堆肥等散布機器)。

２、納入場所、浪江町大字棚塩地内。

３、契約の方法、制限付一般競争入札。

４、契約金額、5,438万4,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額494万4,000円。

５、契約の相手方、郡山市日和田町字北俣30番２、日本ニューホランド株式会社福島営業所副所長、梅木亮介。

６、納期、議会の議決を得た日から令和８年３月31日。

次のページ、議案資料１をご覧ください。

（１）バキュームタンク（自走式）３台、（２）バキュームタンク（牽引式）１台、（３）マニアスプレッダー１台、（４）トラクター（110馬力）１台、（５）トラクター（131馬力）１台を購入します。

次のページ、議案資料２をご覧ください。

（１）バキュームタンク（自走式）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は小規模農地用の液肥散布作業用となります。

次のページ、議案資料３をご覧ください。

（２）バキュームタンク（牽引式）の仕様、附属品は表に記載のとおりです。用途は大規模農地用の液肥散布作業用となります。

次のページ、議案資料４をご覧ください。

（３）マニアスプレッダーの仕様は表に記載のとおりです。用途は堆肥の散布作業用となります。

次のページ、議案資料５をご覧ください。

（４）トラクター（110馬力）の仕様は表に記載のとおりです。用途は、マニアスプレッダーの牽引用となります。

次のページ、議案資料６をご覧ください。

（５）トラクター（131馬力）の仕様は表に記載のとおりです。用途は牽引式バキュームタンクの牽引用となります。

次に、議案資料７をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　日程第19、議案第83号　工事請負契約の変更について(畜産施設敷地造成工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第83号　工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、畜産施設敷地造成工事について変更契約を行うものであります。現在の契約金額は17億8,200万円でありますが、１億8,983万1,400円を減額し、15億9,216万8,600円に変更するものであります。また、現在の工期は令和７年１月31日ですが、令和８年３月31日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明します。

議案集100ページをお開きください。

１、契約の目的、畜産施設敷地造成工事。

２、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、変更前17億8,200万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額１億6,200万円、変更後15億9,216万8,600円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額１億4,474万2,600円。

５、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地２、横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一。

６、工期、変更前令和５年３月15日から令和７年１月31日、変更後令和５年３月15日から令和８年３月31日です。

本件は、畜産施設敷地造成工事の変更契約を行うものです。

次のページ、議案資料１をご覧ください。

理由書になります。変更内容を申し上げます。

まず、敷地造成工におきまして、環境省から遮蔽土などの土砂を受け入れたことにより、購入土を当初12万2,651.1立米を８万7,383.3立米に変更減するものです。

続きまして、舗装工につきまして、下層路盤材料となるＲＣ－40再生クラッシャランについて復旧・復興工事により需要が多く、原

料の確保が困難なことから、不足分をＣ－40クラシャランに変更したことにより、ＲＣ－40再生クラッシャランについて5,678.3立米を1,261.0立米に変更し、Ｃ－40クラシャランを新たに4,417.3立米増するものです。

続きまして、調整池工につきまして、調整池の池底保護工において堆積舗装による保護を予定しておりましたが、切土後に地山強度を確認した結果、保護が不要と判明したため、池底砕石舗装工1,642.2立米をゼロに変更減するものです。

続きまして、造成工事において、発注後の畜産施設建築工事の受注者と施工について精査、協議したところ、建築基礎などの工事で造成工事の一部の排水施設に影響することが判明いたしました。そのため、手戻り工事とならないよう、建築基礎工事終了後に排水施設を工事する必要があることから、工期を令和７年１月31日から令和８年３月31日に延長するものです。

次のページ、議案資料２をご覧ください。

畜産施設の配置図と変更内容となります。ご覧ください。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　日程第20、議案第84号　指定管理者の指定について(福島いこいの村なみえ)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第84号　指定管理者の指定について(福島いこいの村なみえ)のご説明をいたします。

本案は、浪江町公施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、選定した候補者を宿泊施設福島いこいの村なみえの指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　議案第84号　指定管理者の指定について(福島いこいの村なみえ)のご説明をいたします。

議案集103ページをご覧ください。議案書中段になります。

１、管理を行わせる公の施設の名称及び位置。名称、福島いこいの村なみえ、位置、浪江町大字高瀬字丈六10番地。

２、指定管理者となる団体等の名称、代表者及び住所。団体等の名称、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団、代表者、理事長、吉田栄光、住所、浪江町大字高瀬字丈六10番地。

３、指定期間、令和６年10月１日から令和８年３月31日まで。

続きまして、104ページ、議案第84号資料をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる目的についてご説明いたします。

福島いこいの村なみえは、昭和56年に労働省勤労者保養施設として当町に整備され、平成16年に町に払下げを受けてからも、現法人の前身である財団法人福島なみえ勤労福祉事業団により運営をされてきました。平成23年３月の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の発生により休業を余儀なくされたものの、平成30年６月より町民の一時滞在施設として再開を果たし、それ以降も現運営法人の一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団により町民保養の場の創出、観光産業の拠点、地域経済の活性化に資するための施設として運営されてきたことから、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、事業者に管理を行わせるものであります。

続いて、指定管理者の選定方法についてでございますけれども、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定に基づき、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮をし、あらかじめ一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団と施設の管理方法等に関して協議を行った結果、総合的に判断し、当該団体に決定したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第21、議案第85号　指定管理者の指定について(震災遺構浪江町立請戸小学校)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第85号　指定管理者の指定について(震災遺構浪江町立請戸小学校)のご説明をいたします。

本案は、浪江町公施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、選定した候補者を震災遺構浪江町立請戸小学校の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生涯学習課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　まず、今回、提案書及び提案資料の差し替えにつきましては、議員の皆様方に大変ご迷惑をおかけしたことを深くおわびしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案書よりご説明いたします。差し替えました議案書をお開きください。

１、管理を行わせる公の施設の名称及び位置、名称、震災遺構浪

江町立請戸小学校、位置、浪江町大字請戸字持平56番地。

２、指定管理者となる団体等の名称、代表者及び住所、団体等の名称、特定非営利活動法人海族ＤＭＣ、代表者、理事長、太見洋介、住所、宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目７番８号。

３、指定管理期間、令和６年10月１日から令和11年３月31日まで。

続きまして、議案資料をお開きください。

指定管理を行わせる目的についてご説明いたします。

震災遺構浪江町立請戸小学校は、東日本大震災による地震、津波、原子力災害の複合災害を受けた記憶、教訓を伝承し、次代の防災意識の向上に寄与する施設として設置しております。本施設は浪江町教育委員会による直接運営を行っておりますが、管理運営について民間事業者の知識、技術などを活用し、柔軟なサービスの提供を行いながら、施設の設置目的をより効果的、効果的に達成するため、候補者を選定しております。

次に、２、指定管理者の選定方法についてご説明いたします。

浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条の規定により、指定管理候補者を募る公募型プロポーザルを行った結果、３者からの応募があり、指定管理者選定委員会の審査を得て、特定非営利活動法人海族ＤＭＣを指定管理候補者と決定しております。

次に、下に表示してある施設が管理対象となります。校舎管理棟、駐車場、旧運動場が管理対象施設となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第22、議案第86号　令和６年度浪江町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第86号　令和６年度浪江町一般会計補正予算（第２号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億289万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を333億1,584万8,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、予算書事項別明細書によりご説明をいたします。

議案集の119ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をいたします。

款９地方特例交付金、項１地方特例交付金、目１地方特例交付金5,710万7,000円の増につきましては、交付額の決定による交付金の増となっております。

款10地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税５億8,982万1,000円の増につきましては、交付額の決定に伴います地方交付税の増及び福島再生加速化交付金対象事業に係る補助裏分として震災復興特別交付税が増になったことよるもの増額でございます。

款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金3,485万6,000円の増につきましては、主に節１社会福祉費国庫負担金で、前年度実績確定に伴います追加交付としまして障害者自立支援給付費過年度分の増及び節２児童福祉費国庫負担金で、制度改正に伴います児童手当交付金の増によるものが主な要因となっております。

120ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金２億7,606万6,000円の増につきましては、主に水道施設整備事業、農業基盤整備促進事業などの財源として福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の増、さけふ化施設及び採捕施設等整備事業の財源としまして福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進）の増、そして、定額減税補足給付金の財源としまして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増などによるものとなっております。

同じく款14国庫支出金、項３委託金、目１総務費委託金6,000万円の増につきましては、特定復興再生拠点区域内の道路の修繕事業の財源として福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の増額となっております。

121ページをご覧ください。

款15県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金3,968万9,000円の増につきましては、主に節２福島再生加速化交付金で野菜等集出荷貯蔵施設等整備事業の財源となるものでございます。

122ページをご覧ください。

款18繰入金、項１特別会計繰入金、目３介護保険事業特別会計繰入金4,138万9,000円の増及び目４国民健康保険直営診療施設事業特別会計繰入金2,762万7,000円の増につきましては、前年度精算に伴います一般会計への戻入れ分となってございます。

款18繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金４億5,202万9,000円の減につきましては、財源調整によるものでございます。

同じく目２浪江町復旧復興基金繰入金3,265万6,000円の減につき

ましては、対象事業の進捗状況や一部事業で他の財源を確保できたことに伴います繰入金の減となっております。

目７浪江町帰還移住等環境整備交付金基金繰入金1,051万3,000円の減及び目10浪江町広域的減容化事業に伴う地域振興基金繰入金5,072万3,000円の減につきましては、対象事業の進捗状況などから繰入金を調整したことによる減となっております。

123ページをご覧ください。

款19繰越金、項１繰越金、目１繰越金５億6,213万5,000円の増につきましては、前年度歳計剰余金となっております。

款21町債、項１町債、目４緊急自然災害防止対策事業債3,010万円の増につきましては、請戸棚塩地区排水整備事業、町道改修事業などの財源として借入れをするものでございます。

124ページをご覧ください。

ここからは歳出のご説明となります。主なものをご説明いたします。

款２総務費、項１総務管理費、目６企画費４億3,031万6,000円の増につきましては、主に節24の積立金で、地方交付税や歳計剰余金の一部を復興財源として浪江町復旧復興基金へ積立てをするものでございます。

目９財政調整基金費３億9,000万円の増につきましては、歳計剰余金の一部を財政調整基金のほうに積立てをするものでございます。

目14移住推進費1,050万円の増につきましては、こちらは移住者等空き家改修補助金の実績見込によります予算の増となっております。

126ページをご覧ください。

款３民生費、項２児童福祉費、目２児童措置費2,728万2,000円の増につきましては、主に節19の扶助費で、制度改正に伴います児童手当の増となっております。

128ページをご覧ください。

款４衛生費、項３上水道費、目１上水道費１億1,781万8,000円の増につきましては、管網モデルに基づく基幹管路整備に係ります上水道事業補助金の増額となっております。

129ページをご覧ください。

款６農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費7,405万1,000円の増につきましては、主に節12委託料で、酒田地区に整備予定の野菜等集出荷貯蔵施設に係ります建築設計及び敷地造成委託料となっております。

同じく款６農林水産業費、項２農業土木費、目１農地保全管理費

3,806万9,000円の増につきましては、再対策が必要なため池４か所分のため池放射性物質対策調査測量設計委託料及びその下の農地保全調査測量設計委託料で、こちらの対象事業は加倉用水路の改修工事に係ります測量設計委託料となってございます。

同じく款６農林水産業費、項４水産業費、目１水産振興費１億665万6,000円の増につきましては、主に節14工事請負費で、さけ採捕施設周辺整備工事の増によるものでございます。

130ページをご覧ください。

款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費6,277万5,000円の増につきましては、主に節12委託料の説明欄一番下の路面性状調査委託料の追加分、そして節14工事請負費で、昨年度路面性状調査を実施し修繕が必要と判断された路線のうち２路線について道路の修繕工事を行うものとなっております。

131ページをご覧ください。

同じく款８土木費、項４都市計画費、目５まちづくり整備事業費１億134万5,000円の減につきましては、浪江駅東西自由通路・橋上駅舎整備におきまして、設計変更によりまして工期が延長されたことに伴いＪＲへの負担金の支出時期が後年度へずれ込んだことによる予算の減でございます。

113ページにお戻りください。

113ページ、第２表継続費補正（変更）でございます。款４衛生費、項３上水道費、事業名、水道施設整備事業（管網モデル）に基づく基幹管路整備Ａ地区、そしてその下同事業名のＢ地区、さらにその下同事業名のＣ地区、こちらにつきましては管網モデルに基づく基幹管路整備について、令和５年度から令和７年度の３か年で事業を設計・施工一括発注で実施しておりまして、現地測量結果を基に詳細設計が完成した路線について事業費が固まったため、事業費に併せて継続費の見直しを行うものでございます。

款６農林水産業費、項１農業費、事業名が畜産施設敷地造成工事管理業務につきましては、建築工事などの工事進捗との兼ね合いにより、事業費の変更が生じたため、継続費を変更するものでございます。

114ページをご覧ください。

款８土木費、項４都市計画費、事業名、浪江駅東西自由通路・橋上駅舎設計負担金、こちらにつきましては、ＪＲ東日本水戸支社と協定を締結して設計を進めているところでございますが、自由通路について他事例を参考にＪＲと協議した結果、設計変更等の必要が生じたことから、総額を変更するとともに、工期を延長し、年割額

を変更するものでございます。

次に、第３表繰越明許費でございます。

款６農林水産業費、項４水産業費、事業名、さけ採捕施設周辺整備事業につきましては、やな場を整備するための準備工事でございまして、工事の性質上、比較的水量が少ない11月から５月までの渇水期に工事を実施する必要があることから、繰越明許費を設定し、早期事業の完了を図るものでございます。

115ページをご覧ください。

第４表地方債補正の変更でございます。

臨時財政対策債につきましては、発行限度額の確定に伴いまして限度額を変更するものでございます。

116ページをご覧ください。

116ページは地方債補正の追加でございます。

記載をしております３事業につきまして、事業実施の財源とするため、記載のとおりの条件で借入れを行うものでございます。

133ページは補正による基金の運用状況となっております。後ほどご確認をいただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第23、議案第87号　令和６年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第87号　令和６年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億1,518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億1,531万3,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　それでは、予算書の事項別明細書によりご説明申し上げます。

139ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

款３国庫支出金、項１国庫補助金、目３社会保障税番号制度システム整備費補助金201万8,000円の増につきましては、一般管理費の増額補正に伴うものでございます。

款７繰越金、項１繰越金、目２その他繰越金２億1,316万7,000円の増につきましては、前年度歳計剰余金でございます。

次に、140ページをお開きください。

歳出となります。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費269万5,000円の増につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた周知広報事業の補正でございます。

款５基金積立金、項１基金積立金、目１国保基金積立金１億1,699万9,000円の増につきましては、歳計剰余金の一部を国民健康保険財政調整基金に積み増すものでございます。

次に、款７諸支出金、項２繰出金、目２一般会計繰出金347万9,000円の増につきましては、前年度事業費確定による一般会計繰出金でございます。

最後に、款８予備費として9,201万2,000円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第24、議案第88号　令和６年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第88号　令和６年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,890万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を３億9,318万1,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西　健一君）　では、事項別明細書の146ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款４繰入金、項１他会計繰入金、目１仮設津島診療所繰入金47万5,000円の増並びに目２浪江診療所繰入金51万8,000円の増につきましては、両診療所管理費の増によるものでございます。

款５繰越金、補正額3,673万1,000円の増につきましては、前年度歳計剰余金でございます。

147ページですが、款７国庫支出金、項１国庫補助金、目１仮設津島診療所国庫補助金12万9,000円の増並びに目２浪江診療所国庫補助金12万9,000円の増につきましては、電子処方箋への対応に伴

います医療情報化支援基金補助金の増でございます。

次に、148ページにつきましては歳出でございます。

款１総務費、項１施設管理費、目１仮設津島診療所管理費61万7,000円の増につきましては、電子処方箋対応の委託料でございます。

目２浪江診療所管理費4,465万5,000円の増につきましては、同様に電子処方箋に対応いたしますとともに、節27繰出金につきましては、前年度歳計剰余金を一般会計へ繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第25、議案第89号　令和６年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第89号　令和６年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億1,319万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億1,889万3,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君）　予算書事項別明細書の154ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款８繰越金、項１繰越金、目１繰越金２億1,319万4,000円の増は、前年度歳計剰余金でございます。

155ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款４諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目２償還金9,678万2,000円の増は、前年度事業確定による国・県等への精算金によるものでございます。

款４諸支出金、項３繰出金、目１他会計繰出金4,139万円の増は、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

款５基金積立金、項１基金積立金、目１介護給付費準備基金積立金7,802万2,000円の増は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

款６予備費300万円の減を計上するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　暫時休議します。

（午前１１時５３分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午前１１時５４分）

○議長（平本佳司君）　日程第26、議案第90号　令和６年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第90号　令和６年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,838万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億2,869万9,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　それでは、事項別明細書の161ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

款４繰越金1,838万6,000円の増につきましては、前年度の歳計剰余金でございます。

次に、歳出でございます。

162ページになります。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費100万円の増につきましては、令和５年度の医療費の還付対象者で一部未請求の方がいるため計上するものでございます。

次に、款３諸支出金、項２繰出金、目１一般会計繰出金341万1,000円の増につきましては、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

最後に、款４予備費1,397万5,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第27、議案第91号　令和６年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第91号　令和６年度浪江町水道事業会計補

正予算（第２号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業資本的収入１億1,781万8,000円を増額し、資本的支出１億6,831万3,000円を増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　補正予算説明資料によりご説明いたします。

議案集170ページをご覧ください。

本定例会で計上しております補正予算につきましては、震災後の適正な水道施設に関する整備計画に基づきまして、復興事業の交付金等を利用して実施しているもので、その財源と工事請負費でございます。交付率は事業費の３分の２と復興特別交付税30分の１になります。

それでは、上の段、資本的収入になります。

款１資本的収入、項２補助金、目１補助金１億1,781万8,000円の増は、資本的支出、建設改良費の財源となる町からの補助金であります。

次に、下の段、資本的支出になります。

款１資本的支出、項１建設改良費、目２配水及び給水施設改良費１億6,831万3,000円の増は、管網モデルに基づく基幹管路整備Ａ・Ｂ・Ｃ地区それぞれの変更の総額となっております。

次に、168ページにお戻りください。

継続費に関する調書の補正後で説明いたします。

下から３つが補正対象事業でありまして、款１資本的支出、項１建設改良費、管網モデルに基づく基幹管路整備Ａ・Ｂ・Ｃ地区につきましては、３つの全てについて設計・施工一括発注のデザインビルド方式により事業を実施しております。

今回の補正は現地調査等により判明した内容について補正しているものであります。令和５年度から７年度の合計で、Ａ地区は3,467万8,000円を増額し７億2,087万8,000円、Ｂ地区は１億1,319万3,000円を減額し５億4,923万7,000円、Ｃ地区は３億5,904万8,000円を増額し９億4,846万9,000円としております。その他年割額等については記載のとおりであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第28、議案第92号　令和６年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第92号　令和６年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、予算第４条２中、未収金1,363万円、未払い金3,790万9,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　議案集171ページをご覧ください。

令和５年度浪江町公共下水道事業特別会計は、令和６年４月１日からの公営企業会計方式の適用に伴い、令和６年３月31日をもって終了とする打切り決算となり、出納整理期間は存在せず、打切り時点での未収金、未払い金は令和６年度予算の特例的収入及び支出として整理しております。そのため、当初予算の予定額につきまして令和５年度決算により補正を行うものであります。主な補正内容は議案書に記載の特例的収入及び支出の金額であります。

また、そのほか令和５年度事業の固定資産の確定など、次ページの172ページ、令和６年度浪江町公共下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、その次ページ、173ページの令和６年度浪江町公共下水道事業会計予定開始貸借対照表及び次ページ、174ページの令和６年度浪江町公共下水道事業会計予定貸借対照表について、所要の補正をしております。

なお、令和６年度の３条予算、収益的収入及び支出、４条予算、資本的収入及び支出についての補正はございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　ここで、昼食のため13時30分まで休憩いたします。

（午後　０時０２分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午後　１時３０分）

○議長（平本佳司君）　ここで、企画財政課長及び浪江診療所事務長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　議案第86号　令和６年度浪江町一般会計補正予算（第２号）のご説明内容に誤りがありましたので、発言の訂正をお願いするものでございます。

議案集の130ページをご覧ください。

補正予算の中で款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費の節14工事請負費の説明の中で、昨年度路面性状調査を実施し、修繕が必要とされた路線のうち２路線について道路修繕工事を行うものとご説明をいたしましたが、正しくは３路線でございました。

発言についておわびを申し上げますとともに、訂正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西　健一君）　議案第88号　国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算のご説明の際に、説明が誤っておりましたので、発言の訂正をお願いするものでございます。

146ページでございます。歳入の繰越金につきまして3,673万1,000円の増と申し上げましたが、正しくは2,762万7,000円の増、また、148ページ、歳出の浪江診療所管理費につきまして、4,465万5,000円の増と申し上げましたが、正しくは2,828万8,000円の増でございました。

おわびして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君）　日程第29、同意第２号　特別功労者の決定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　同意第２号　特別功労者の決定についてご説明いたします。

本案は、今年で第52回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第３条第１項の規定により、議会の同意を求めるものです。

本年は、７名の方が該当となります。

渡邉敏行氏は、多年にわたり、双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防吏員として消防行政に尽力され、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

門馬孝義氏は、多年にわたり、小・中学校教諭及び学校長として学校教育の振興発展に寄与され、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

門馬洋二氏は、多年にわたり、小学校教諭及び学校長として学校教育の振興発展に寄与され、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

志賀資隆氏は、多年にわたり、小・中学校教諭及び学校長として学校教育の振興発展に寄与されました。また、退職後は教育長として本町の教育行政に尽力され、瑞宝双光章を受章されました。その

功績は、誠に顕著であります。

小丸武恒氏は、多年にわたり、小・中学校教諭及び学校長として学校教育の振興発展に寄与され、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

続いて、岸眞氏は、多年にわたり、小・中学校教諭及び学校長として学校教育の振興発展に寄与され、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

続いて、若月芳則氏は、多年にわたり、浪江町農業委員会委員として農業の振興発展に尽力されました。その功績は、誠に顕著であります。

渡邉氏、門馬孝義氏、門馬洋二氏、志賀氏、小丸氏、岸氏においては表彰条例第３条第１項第７号、若月氏においては表彰条例第３条第１項第４号に該当しております。よろしくお願いをいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第30、同意第３号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　同意第３号　教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、浪江町教育委員会委員の半谷正彦が令和６年９月30日で任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

今回同意を求める半谷正彦は、現職の浪江町教育委員会委員であり、教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、引き続き本町の教育振興にご尽力いただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第31、同意第４号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　同意第４号　教育委員会委員の任命についてご説明をいたします。

本案は、浪江町教育委員会委員の蒔田嗣夫氏が令和６年10月31日で任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回同意を求める蒔田嗣夫氏は、現職の浪江町教育委員会委員であり、教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、引き続き本町の教育振興にご尽力いただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君）　日程第32、報告第７号　令和５年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　報告第７号　令和５年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてご説明いたします。

本件は、地方自治法第212条第１項の規定に基づき設定し、令和５年度に終了した継続費に係る精算について、地方自治法施行令第145条第２項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告をするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第33、報告第８号　令和５年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　報告第８号　令和５年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書についてご説明をいたします。

本件は、地方自治法第212条第１項の規定に基づき設定し、令和５年度に終了した継続費に係る精算について、地方公営企業法施行令第18条の２第２項の規定により、別紙精算報告書のとおり、報告するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第34、報告第９号　一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　報告第９号　一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明いたします。

本件は、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の令和５年度の経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき報告するものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　令和５年度一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の事業報告並びに収支決算についてご報告いたします。

議案集の185ページからとなります。

まず、営業実績としましては、新型コロナウイルス感染症の５類移行による行動制限の緩和等により、学生など団体利用が大幅に増加したことや、旅行予約サイト掲載プランの見直しなどにより宿泊では前年比微増、延べ9,934人、１日平均27.2名の方にご利用をいただいたところでございます。

料理につきましては、宿泊客の喫食の増加や学生等の団体の昼食利用者が大幅に増加し、前年比2,500人増え、延べ１万8,545人にご利用いただいたところでございます。

日帰り入浴につきましては、延べ２万1,688人、１日平均59.4人の方にご利用いただき、昨年度より3,000人以上の増加となったところでございます。

収支決算の状況につきましては、192ページの正味財産増減計算書をお開きください。

まずは経常収益としましては、宿泊、料理、日帰り入浴などの事業収益が１億1,260万8,925円、地域経済産業活性化対策費補助金等受け取り補助金等で490万8,904円、受け取り利息等の雑収益が224万3,720円となり、合計は１億1,976万1,549円、対前年比で2,027万950円の増となりました。

経常費用としましては、事業費では減価償却費の大幅減となったものの、利用客増加に伴う酒、食材費仕入れ高をはじめ、レストランテーブル等消耗品、什器備品、洗濯費等の増加により、前年対比49万9,842円増の5,202万1,442円となりました。

193ページをお開きください。

管理費では、人材派遣等の外注費の増加により、対前年比956万6,531円増の8,610万6,844円となり、経常費用計で１億3,812万8,286円となりました。

これらを合計いたしますと、当期一般正味財産増減額はマイナス1,843万8,979円となり、一般正味財産期末残高は3,745万5,646円となり、指定正味財産含みます正味財産期末残高は6,895万5,646円となりました。

説明は以上となります。

○議長（平本佳司君）　日程第35、報告第10号　一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　報告第10号　一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてご説明をいたします。

本件は、一般社団法人まちづくりなみえの令和５年度の経営状況

について、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき報告をするものであります。

詳細につきましては、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　令和５年度の一般社団法人まちづくりなみえの事業報告並びに収支決算についてご報告をいたします。

報告第10号資料の198ページをお開きください。

初めに、令和５年度事業報告についてご説明させていただきます。

まず１、道の駅管理運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和等によりまして、前年比以上の来場数となったところでございます。

続きまして、２、イベント事業につきましては、浪江町の魅力や特産品をＰＲし、にぎわいを創出するという目的の下に、町からの委託事業として４回、補助事業として２回のイベントを実施したところでございます。

３、公共施設等管理事業につきましては、高齢者雇用の創出を目的とする事業として主に清掃業務を請け負っておりましたが、従業員の高齢による健康面の不安から退職者が生じ、人員不足となり、本社契約社員で職員でカバーすることがあったところでございます。

199ページをお開きください。

４、地域づくり町内コミュニティ再生支援事業につきましては、自主防災組織の設立に向けた取組や特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う津島地区等の活動支援を行ったところでございます。

５、移住・定住事業につきましては、相談窓口運営を行い、令和５年度の相談対応件数は154件、移住者は18名となっており、双葉郡内他町村と比較して多い実績となったところでございます。

200ページをご覧ください。

６、観光事業につきましては、福島県観光物産交流協会と連携し、ホープツーリズムのフィールドパートナー育成業務を受託したところでございます。また、古民家を使った滞在施設ＴＡＴＵＮＯ　ＢＡＳＥをスタートさせ、個人、団体など合わせて30件ほどの利用があり、交流人口の拡大が図られました。

202ページをご覧ください。

７、視察事業につきましては、ホープツーリズムのコースに位置づけられていることにより、年間延べ5,000人を超える来訪者となったところでございます。

続きまして、決算の状況についてご説明いたします。

資料205ページの決算報告書の損益計算書をお開きください。

まず、経常収益としましては、道の駅事業などにおける売上高が４億9,587万736円、手数料収入が9,778万7,736円、補助金等収入が862万5,065円などとなり、経常収益合計で６億581万1,199円となったところでございます。

経常費用としましては、道の駅事業などにおける当期仕入れ高が２億2,396万7,377円、期末材料棚卸し高が1,919万1,228円などで、これらを差し引いた売上総利益金額は３億8,223万9,582円となったところでございます。

また、事業費及び管理費につきましては、合計で３億8,424万5,786円となりまして、これに財務収益や財務費用、経常外収益、経常外費用を合計した当期純利益金額は1,899万5,234円となったところでございます。

206ページをご覧ください。

こちらは、さきほど説明いたしました事業費及び管理費合計３億8,424万5,786円の内訳書となっております。

主なものを紹介いたしますと、２段目から４段目、給料、手当、賞与、法定福利費、合計で２億840万6,810円になりますけれども、こちらにつきましては人件費となります。

それから、７段目の外注費4,174万4,523円につきましては、イベント時の音響や照明などの資材費、また警備員などの費用となってございます。

13段目の旅費、交通費1,317万202円は、主に町の魅力発信や地場産品ＰＲのために首都圏等大都市におけるイベントへの参加に係る出張旅費となってございます。

16段目の消耗品費2,513万1,531円は、主に道の駅に係る消耗品費用となってございます。

18段目の水道光熱費3,051万3,374円は、主に道の駅などの水道光熱費となってございます。

下から11段目の支払い手数料1,104万6,862円につきましては、キャッシュレス決済や銀行振込に係る手数料となっております。

下から７段目のリース料856万2,965円につきましては、コピー機、レジスター、パソコンなどのリース代等になっております。

下から４段目、減価償却費1,047万70円につきましては、主に冷凍車や運搬車など社有車両等の償却費となってございます。

説明は以上でございます。

○議長（平本佳司君）　日程第36、報告第11号　私債権等の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　報告第11号　私債権等の放棄についてご説明をいたします。

本件は、浪江町私債権等の管理に関する条例第12条第１項の規定に基づき放棄した私債権等について、同条第２項の規定により、別紙調書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　私債権等放棄に関する調書によりご説明いたします。

210ページをご覧ください。

今回放棄する私債権は、一般会計の町営住宅使用料34万7,400円とそれに附随する督促手数料1,600円で、既に解体した旧中上ノ原Ａ住宅に関するものです。

東日本大震災以降、滞納分として処理していた旧町営住宅に関する使用料等につきましては、平成23年度から令和３年度まで継続的な業務遂行により、今回報告する債権を残すのみとなっております。

今回報告する私債権の債務者は、放棄した事由に記載のとおり行方不明の状態にあり、時効を満了しております。そのため、浪江町私債権等の管理に関する条例第12条第１項第６号、行方不明の状態にあり、当該私債権等の履行の見込みがないと認められるとき及び同項第７号当該私債権等について消滅時効に係る時効期間が満了したときの規定により放棄したものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

◎延会について

○議長（平本佳司君）　お諮りします。質疑については20日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたします。

なお、20日は午前９時から本会議を開きますので、ご参集賜りますようお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（平本佳司君）　本日はこれで延会します。

（午後　１時５３分）

令和６年　９月１２日（木曜日）　　常任委員会

令和６年　９月１３日（金曜日）　　常任委員会

令和６年　９月１４日（土曜日）　　休　日

令和６年　９月１５日（日曜日）　　休　日

令和６年　９月１６日（月曜日）　　休　日

令和６年　９月１７日（火曜日）　　常任委員会

令和６年　９月１８日（水曜日）　　全員協議会

令和６年　９月１９日（木曜日）　　休　会

９ 月 定 例 町 議 会

（第 ３ 号）

令和６年浪江町議会９月定例会

議　事　日　程（第３号）

令和６年９月２０日（金曜日）午前９時開議

日程第　１	認定第　１号	決算の認定について
日程第　２	認定第　２号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第　３	議案第６７号	町長等の給与支給に関する条例の一部改正について
日程第　４	議案第６８号	浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則条例の一部改正について
日程第　５	議案第６９号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第　６	議案第７０号	浪江町税特別措置条例の一部改正について
日程第　７	議案第７１号	浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
日程第　８	議案第７２号	浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
日程第　９	議案第７３号	浪江町国民健康保険条例の一部改正について
日程第１０	議案第７４号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第１１	議案第７５号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）建築工事）
日程第１２	議案第７６号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）電気設備工事）
日程第１３	議案第７７号	工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）機械設備工事）
日程第１４	議案第７８号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その３ダンプトラック））
日程第１５	議案第７９号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その４輸送車両））
日程第１６	議案第８０号	物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その５飼養機器））

日程第１７　議案第８１号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その６特殊車両））
日程第１８　議案第８２号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その７堆肥等散布機器））
日程第１９　議案第８３号　工事請負契約の締結について（畜産施設敷地造成工事）
日程第２０　議案第８４号　指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）
日程第２１　議案第８５号　指定管理者の指定について（震災遺構浪江請戸小学校）
日程第２２　議案第８６号　令和６年度浪江町一般会計補正予算（第２号）
日程第２３　議案第８７号　令和６年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２４　議案第８８号　令和６年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２５　議案第８９号　令和６年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第２６　議案第９０号　令和６年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第２７　議案第９１号　令和６年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）
日程第２８　議案第９２号　令和６年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第２９　同意第　２号　特別功労者の決定について
日程第３０　同意第　３号　教育委員会委員の任命について
日程第３１　同意第　４号　教育委員会委員の任命について
日程第３２　報告第　７号　令和５年度浪江町一般会計継続費精算報告書について
日程第３３　報告第　８号　令和５年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書について
日程第３４　報告第　９号　一般社団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
日程第３５　報告第１０号　一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について
日程第３６　報告第１１号　私債権等の放棄について
日程第３７　委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（１５名）

１番	武藤晴男君	２番	紺野豊君
３番	吉田邦弘君	４番	平本佳司君
５番	小澤英之君	６番	半谷正夫君
７番	紺野則夫君	８番	佐々木茂君
９番	山本幸一郎君	１０番	髙野武君
１１番	渡邉泰彦君	１２番	松田孝司君
１３番	佐々木勇治君	１４番	山崎博文君
１５番	紺野榮重君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田栄光君	副町長	山本邦一君
副町長	成井祥君	教育長	笠井淳一君
代表監査委員	宮口勝美君	総務課長兼 津島支所長兼 選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君
企画財政課長	吉田厚志君	住民課長	柴野一志君
産業振興課長	蒲原文崇君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	建設課長	宮林薫君
市街地整備課長	今野裕仁君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長	西健一君
介護福祉課長	松本幸夫君	会計管理者兼 出納室長	中野隆幸君

生涯学習課長兼 浪江公民館長兼 浪江図書館長	長岡秀樹君
教育総務課長	鈴木清水君

職務のため出席した者の職氏名

次長	今野雄一君
事務局長	中野夕華子君
書記	岡本ちり君

◎開議の宣告

○議長（平本佳司君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君）　本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎認定第１号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第１、認定第１号　決算の認定を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。

令和５年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君）　おはようございます。

決算の認定について質問を行います。

まず決算書から質問させていただきます。

１点目ですが、これは決算書というよりも監査のほうの意見書で、農業法人参入支援事業補助金について触れています。意見書では概算払い後、事業者が実績報告を提出せず、撤退した事業者と回収に向け協議し、分割により返還が始まったとの報告を受けたとのことがあります。そこで、決算書を見ました。農業法人参入支援事業補助金の返還金が私は見つけることができませんでしたので、改めて５年度は返還があったのかということが１点と今後どのような返還計画なのか協議した結果をお知らせいただきたいと思います。これが１点目です。

２点目の決算書でいいますと179ページ、款６項１目４節12委託料、備考欄でいうと上段のほうです。農林水産関連施設等発注者支援業務委託料約4,300万円について、これ令和４年度の主要な施策と成果には同事業について説明がありました。５年度は説明がないもので確認の意味も込めてここで質問します。

この発注者支援業務は、畜産施設、育苗施設、さけふ化採捕施設の３整備事業が対象でよろしいのかというのが１点です。

次に、技術員として土木・建築の配置はされていたのか、配置さ

れているのであればそれぞれ何名だったのかをお伺いします。

３点目、決算書でいいますとこれは私今までで質問しなかった点なんですけれども、381ページから町の30万以上の物品一覧が載っております。ここで改めて現在町内では苅宿、棚塩の２地区に乾燥調整貯蔵施設いわゆるカントリーエレベーター、苅野小跡地に育苗施設、棚塩産業団地には福島高度集成材製造センターいわゆるＦＬＡＭが稼働しております。これら公設民営化された施設ごとの主な物品についてお答えいただきたいと思います。

次に、主要な施策の成果から３点ほど質問いたします。

まずは34ページ、定住促進結婚奨励事業についてです。結婚支援金、申込みが３件あったとのことですが、これはお祝金として移住者の夫婦１組につき20万、さらに加算金として夫婦どちらかが県内や浪江町地域おこし協力隊であれば15万円が交付されるというものだと思いますが、申込みがあった３件の詳細について説明をお願いいたします。

次に、65ページ、ゼロカーボンシティ推進事業、事業費約3.1億円になっています。その中の水素産業、次ページです。66ページ、水素民生産業サプライチェーン構築及び需給調整実証事業委託料として約２億円が掲載されています。これさかのぼれば４年度から実証事業が約２億同額程度ありました。６年度の当初の約２億円とっておりますので、実証事業ですから３か年度で実証事業を行うということだと思っております。５年度はどのような実現性、方向性、成果があったのか、この実証事業についてお伺いします。

最後、94ページ、浪江駅周辺整備事業についてです。このうち公有財産購入いわゆる用地取得が約４億5,000万ほど計上されておりますが、今年３月の全員協議会で３月時点での取得状況について、市街地整備課から報告がありました。それによると契約済みの筆数では86％、地権者数では89.3％、面積数では69.7％という説明を受けました。この各数字パーセンテージは５年度における取得状況ととってよろしいのかどうかここで確認したいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　御質問にお答えします。

まず、返還金の件についてお答えいたします。

返還金の対象となった補助事業は、農業法人参入推進支援事業補助金となります。主要な施策の成果では、71ページでございまして、新規就農者確保促進事業の事業内容負担金補助及び交付金の下から２行目のメニューとなります。このメニューは、農業法人の参入を

促進するために事務所及び農地の賃借料を補助の対象としてございます。

返還金につきましては、決算書事項別明細書94ページの雑入の備考の中ほど農業担い手確保補助金返還金３万円がそれに当たります。返還金の名称につきまして要綱名を使用しておりましたことから、メニュー名と一致しておりませんので、そこは分かりづらかったかと思います。そこは申し訳ありませんでした。

これまでの状況を説明させていただきます。

長ネギを生産する農業法人が令和３年に参入し、令和４年からこの補助事業を活用しました。令和４年度の実績報告を求めた際にコロナ禍の影響と長ネギ苗の生育不良を理由に撤退を検討していることを確認しました。状況の確認や協議を続けましたが、農業法人として撤退という結論となりました。

返還の対象は、支払い実績報告が確認できなかった26万8,810円になります。

返還に向けた話合いを電話や対面により町内及び先方の事務所に赴き実施しました。その結果、令和６年２月から返還が開始されました。月１万円の分割となります。現時点で令和５年度歳入３万円を含んで７万円の返還実績となっております。予定では令和８年４月の完全な返還ということを予定しているところでございます。

続きまして、決算書事項別明細179ページの委託事業、発注者支援業務の内容についてお答えいたします。

発注者支援の事業対象は、畜産施設整備事業及びさけふ化採捕施設整備事業になってございます。職員に技術者が不足していることへの対応として委託をしているもので、内容といたしましては、常駐の土木技術者１名、建築技術者１名、非常駐の管理技術者１名及び会社の後方支援が内容となっております。

続きまして、３点目の30万以上の物品ということで、公設民営の主要なものをお答えいたします。

まず育苗施設につきましては、フォークリフトハイマストが１台、ローラーコンベアが14台、ローラーコンベア用スタンドが15脚、苗箱並べ機が１台となっております。

苅宿カントリーエレベーターに関しましては、回転式フォークリフト１台、フォークリフトハイマストが２台、ホイルローダーが１台となっております。

続きまして、棚塩カントリーエレベーターでございます。回転式フォークリフトが１台、フォークリフトハイマストが２台、ホイルローダーが１台となってございます。

以上です。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　同じく木材製品製造拠点ＦＬＡＭでの備品についてのご説明させていただきます。

まず、加工に必要なライン関係の資機材一式の部分でございます。例えば粗加工モルダー、フィンガージョイントラインの設備、それからプレスをする際の高周波プレス、それから仕上げをするクロスカットライン、そういったライン、それぞれの機械について、それから場内の資材搬入、製品搬入等々の移動のために必要なフォークリフト類ということで、フォークリフト、それからオールウェイリフト、ショベルローダー等々12台等になってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、主要な施策の成果の34ページ、定住促進結婚奨励事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

支援金の申込み件数は３件ございまして、議員先ほどおただしのとおり支援金の内容は、基本額として20万円でそれぞれの条件に応じて15万円ずつの加算があるということになっております。

この３件の詳細の内訳でございますが、20万円の基礎額だけを受け取った方が２件、１件の方は基礎額プラス福島県外からの移住の方ということで15万円の加算されておりますので、35万円という方が１組ということの内訳となっております。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　ご質問主要な施策の成果65ページ、ゼロカーボンシティ事業についてのご質問の中の水素民生産業サプライチェーン構築及び需給調整実証事業の成果についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、こちらの実証につきましては令和４年度から実施しておりまして、令和５年度は２年目でございました。

主な実証事業の中身でございますが、大きく２つの実証事業を行っております。１つは民生利用という形で、需要家一般家庭的なところに小型燃料電池700ワットの小型燃料電池を配置をしてそこにシリンダー配送をしていくというものでございます。また、２年目については需要家を１件から３件に増やしたところでございまして、そこにその需要家のほうにシリンダー配送を行うというような実証でございました。

こちらの成果につきましては、需要家のエネルギーの使い方に応

じた燃料電池の計画運転とそれに合わせたシリンダーの配送を計画的に行うことができ、小規模ながら水素配送モデルを構築することができたという結果が得られております。

他方、経済性については課題が多く出てございまして、直ちにビジネス化につなげることは難しいということも判明したところでございます。要因としましては、水素や水素関連機器の低廉化といった外部要因に加えまして、まずさらなる充塡配送の効率化が必要であるということが実証の結果でで得られたところでございます。

それを受けまして、３年目、今年度でございますけれども、水素シリンダーの大型化、これまでは2.8リットル容器だったものを6.8リットルに変更して効率的な搬送の部分を検証しているところでございます。また、南相馬市にも需要家を増やし、広域配送のモデルを検証しているというのが今年度になってございます。

また、もう一つの目的としては、今ほどは水素をシリンダーで運ぶ、水素を運ぶという事業でございますけれども、もう一つの実証としましては、水素由来で発電した電気を既存の配電線を用いて電気として送るというような実証も行っております。令和４年度は浪江町役場の電気需要量をリアルタイムで測定して追従型で発電を行うという実証を行ったところです。

２年目、昨年の令和５年度につきましては、需要家を３件に増やしてその需要家のデマンドに応じた追従運転を行うとともに、燃料電池だけではなく、水素混燃発電機を増設して細かな負荷変動が苦手な燃料電池と連携し、より精微な発電モデル及び水素由来の電気の供給という部分をやったところでございます。

成果としましては、同時同量90％超えで追従運転を行うことができたというところが実証で得られたところでございます。そういった成果を生かしながら今後まちづくり、水素社会づくりのために利活用ができる部分を模索していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君）　浪江駅周辺整備事業の用地取得率についてのご質問にお答えいたします。

令和５年度の成果は、３月全協時の報告から若干増えておりまして、全筆数に対する取得率は88.8％、全地権者数に対する取得率は92.3％となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君）　再質問いたします。

まず１点目の農業法人参入支援事業補助金ですが、決算書では補助要綱の名前で記載したということで、その辺は統一したほうがいいのかなと思うので、もう一度庁内のほうで検討いただきたいと思います。これはお答えは結構です。

３点目で聞いた物品について再質問します。

これは物品を無償貸与今している状況ですよね。私たち議会にどういうような貸与をしているのかという報告がなかったものであえて聞きました。当然所管課として町としては、事業者と賃貸借契約を結んでいるものと思います。用意は町でしますよと、あとメンテナンス含めて全ては事業者でやってくださいというような取り交わし事項がなければまずいのではないかと思いますので、この契約に関して結んでいるのか、またどのような契約の内容なのかお伺いいたします。

あと主要な施策の成果から企画財政課長に結婚奨励事業について伺いました。この対象要件が６つあります。６つのうち要件の３つ目に支援金申請日現在において夫婦ともに45歳以下となっております。移住定住促進するためにも私は年齢制限はなくてもいいのかなというふうに思います。なぜ年齢制限を設けたのかお伺いし、また考え直す余地はあるのかどうかお伺いします。

最後に駅周辺整備事業の進捗率が新しい数字５年度においての進捗率は分かりました。この進捗によって整備完了予定となっている８年度末これに変更がないのかどうかということと、あとこの駅周辺整備総事業費、物価高騰とか資材が上がっているとかということで、総事業費は幾ら見込んでいるのかお伺いします。

以上です。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　契約の状況についてお答えします。

運営管理者と物品に関しましては、無償の賃貸借契約を結んでございます。その中身といたしましては、善良な管理者の注意をもって維持管理をすること、また安全な場所で保管すること、それから日常の点検などそういった注意義務をもって運用することとしております。また、その年度が終わりましたら所有者に報告を求めることとしております。

また、禁止事項として、転貸の禁止であったり、施設等の機能の構造の改変とかそういったことをしないようにというような中身となっております。

運営維持管理費でございますが、こちらも運営者が全てもつという条項を結んでおりますので、そういった契約を結んでおります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　同じく浪江町木材製品生産拠点施設ＦＬＡＭについての備品のお答えをいたします。

ＦＬＡＭの備品につきましては、施設管理者であるウッドコアと使用貸借契約を交わしておりまして、10年間無償で貸し付けるとなってございます。備品等の維持管理及び修繕等は借り主であるウッドコアが負担するということとしております。

また、中身についてでございますけれども、使用貸借契約の中には利用状況について町への報告というのを課しているという部分と備品の紛失や所在不明の場合には、原状回復をするということの条項を設けさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君）　駅周辺整備についての質問にお答えいたします。

完成時期でございますが、現在令和９年３月の完成を目標としております。

続いて、事業費についてのご質問ですが、基盤整備費約170億円、施設整備費80億円、今のところ合計250億で変更はございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、定住促進結婚奨励事業についての再質問にお答えをさせていただきます。

こちら45歳としているということで、こちら浪江町の事業の要綱をつくった際、先進の自治体、他自治体の要綱なども参考にして作成をしたところでございます。45歳としている狙いの一つとしましては、結婚後に子供を出産し、子育てをする、そういった年代の方を支援するという目的で年齢をこういった制限を設けているものと認識をしております。

議員ご提案の年齢制限の撤廃につきましては、他自治体の動向なども参考に、またこちら特別交付税が財源として入っていますので、そういった交付要件のほうもしっかり確認しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君）　14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君）　２点ほど。

今の定住促進結婚奨励事業ですけれども、補助金が入っていると言いましたっけ。この財源内訳は一般財源が全て事業費になってい

ますか。何の補助があるのだか教えていただきたいと思います。それが１点目。

あともう１点は、これ質問ではないので、この物品についてです。しっかり適正に町としても管理して、運営者にしっかり指導するということが重要ですよということの念を押しました。つまり畜産施設で今日議案にありますけれども、機械、機器整備します。その辺もしっかり捉えて運営者に指導していただきたいという旨の意味で質問をいたしました。これは答弁は結構です。

１点目だけお願いします。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　ご質問にお答えします。

財源ですが、一般財源と表記されておりますが、こちら特別交付税として措置されるものということで、表記上は一般財源とさせていただいております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　ほかに。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君）　15番、紺野榮重です。

主要な成果から３点ほど質問をいたします。

主要な成果56ページ、オンライン診療実施体制補助事業というふうなことで68万9,000円というふうなことになっていますけれども、概要を説明していただきたいというふうなこととそれから２月が18人、３月が21人、合計39人になりますけれども、それを39人で割ると１万7,666円となりますが、健康保険との関係でどういうふうになっているのか、それからこの主なる支出は何なのかお伺いをいたします。

次に、成果で101ページ、ＡＬＴ派遣事業というふうなことで、Ｆ－ＲＥＩの主なる成果というふうなことでの外国語派遣指導助手というふうなことで、ＡＬＴどの国からの出身者なのか、それから派遣期間が令和６年３月31日となっておりますが、現在はどういうふうになっているのかお伺いをいたします。

それから、もう一つ106ページ、埋蔵文化財発掘調査事業というふうなことで大体４億8,500万なんですけれども、大変な金額だというふうに思います。今回の調査でどのような遺跡、あるいは埋蔵文化財が発掘されたのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君）　健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　主要な施策の成果56ページ、オンライ

ン診療実施体制補助事業についてご説明いたします。

事業概要になりますが、町内の小児医療の充実を図るために町内に居住する子供たちを対象としましたオンライン診療を提供する医療機関に対しまして補助金を交付しているものでございます。具体的な医療機関名はその下に記載しておりますが、こどものクリニックちょこという埼玉県にある医療機関になりまして、医師は浪江診療所で小児科の診療をしていただいている医師が埼玉県で運営している医療機関になります。１か月の補助上限を20万円としまして、対象とする費目につきましては、医療機器や設備の維持費や通信費、それから物件費などについて上限20万として交付しているものになります。昨年12月補正で補正予算をとらせていただきまして、12月から準備を始めまして、２月から診療を開始し、２月、３月の実績を記載しているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君）　それでは、主要な施策の成果の101ページ、ＡＬＴ派遣事業につきましてご質問にお答えいたします。

外国語指導助手として来ていただいている方の国籍ですけれども、フィリピンでございまして、派遣の期間ということでございますが、今来ていただいている方は学校行事などにも積極的に参加していただいている大変優秀な方でしたので、今年度も継続して派遣していただいております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　それでは主要な施策106ページの埋蔵文化財発掘調査事業についてどのようなものが発掘されたかについてご説明いたします。

今回の調査につきましては、弥生時代の土器棺墓７基、奈良時代から平安時代にかけての竪穴住居跡69件、掘立柱建物跡34棟、土坑58基、性格不明遺構14基などが見つかっております。住居跡の多くにはかまどがあり、また住居跡内からは土師器や須恵器などの土器が多数が出土しています。また旧石器時代の石器や縄文、弥生時代の土器、石器なども見つかっております。また、今回獣脚と呼ばれる獣の顔が掘ってある本来であれば壷、火舎香炉の脚部に当たるものが出土しております。本来こちらのほうは３体でワンセットになるわけですが、今回の調査では２体出土している状況でございます。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君）　15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君）　再質問いたします。

Ｆ－ＲＥＩの事業の関係で、英語教室が開かれております。そういうふうな中でこの学校外での英語指導、そういうふうなものはされているのか、また今後はどういうふうにやっていかれるのかお伺いをいたします。

それから、埋蔵文化財のことですけれども、この埋蔵文化財には４億8,500万というふうな大変なお金がかけられているわけであります。それでそういうふうなお金をかけてやはり大事なのは町内外の方々にお知らせをする、展示をして見ていただくというふうなことが大事ではないかというふうに思います。そのようなことはされているのかどうかお伺いをいたします。

○議長（平本佳司君）　教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君）　それでは、Ｆ－ＲＥＩに関係しましてその学校帰りの英語の教室についてのご質問にお答えいたします。

放課後子どもクラブのほうでは、放課後子どもクラブの児童に対しても英会話教室を実施しておりまして、こちらには町内居住の方を講師として招いて実施しているところです。

以上です。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　それでは、今回の町内外に対してのお知らせについてのことですが、今年２月17日に発掘調査の現地説明会を実施しております。参加者は50名ほど参加しておるところです。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君）　ほかに。

８番、佐々木茂君。

○８番（佐々木　茂君）　２点ばかりお聞きしたいと思います。

まず、成果の78ページ、林業振興事業関係なんですが、最近私も一般質問させていただきましたが、ナラ枯れ病で雑木が非常に枯れ始まりました。松くい虫も点在しております。こういう関係で森林環境のためのお金が平地の森林の伐採も進んでおりません。何が原因なのか。

それとちょっと建設課にも関わるんでしょうけれども、森林管理ができないとなると町の林業資源とかせっかくＳＤＧｓかそういうものをやっているにもかかわらず、山がだめになってくるおそれがあります。どうかこれを今後どのように対策を立てていくかをお聞きしたいと思っています。

さらに、建設課のほうなんでしょうけれども、今土木費で河川管理とか維持管理とかそういうふうにやっている事業がありますけれども、県の仕事なんだろうと思います。ただ実は最近驚くことがあ

りまして、浪江町の隣接地、大柿ダムの右岸側、それが阿武隈風力発電という会社とその奥に稗田の近くなんですが、今度葛尾電力という２つの風力発電会社が相当大規模な風力発電施設を造ろうとしています。このために林道を造って工事用作業道路を造っております。そこから今雨も多くなって水量も多くなってきたという中で、土砂崩れ等による環境破壊とかそういうものが起こらないのかというようなことも心配をしております。隣地町村だから話はできないというのであれば別なんでしょうけれども、県もあと町もやはり隣地町村の一つとして文句言わないといかんなとそろそろ、あまりにも西側は風力の風車だけが回っていると、そういう町にはしたくないなとそう考えております。これについて一般論に尽きないかもしれませんが、まずナラ枯れ病、松くい虫防除対策これについてどのように今後やっていくか、風力発電所のこの問題はこれからいっぱいあると思います。住民説明会も一切しないで工事だけ進めていると。国は放射能汚染で森林が破壊されたりなんかするから除染はできないということを言っております。うそではないか、山の頂上から林道造って風力発電の許可を出しているのはどこなんだ、矛盾がいっぱいあります。それについてお話をいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　林業振興事業の防除対策についてお答えをいたします。

主要な施策の成果78ページでございますが、こちらが現在当町で実施している事業になります。この中にはふくしま森林再生事業、また森林環境譲与税を活用したなみえ生活環境保全林を今後整備していくというものを現在取り組んでいるわけです。今おただしいただいたような松くい虫、ナラ枯れの防除作業は現在できていないのが現状でございます。

一方で、やはり町民の皆様からもそういった病気に対するご心配もいただいているところでございます。福島県に今どんなことができるかという相談は進めているところでございまして、森林環境譲与税などを財源に活用する取組もそういったことも想定されますし、県と連携した事業も想定されますので、次年度以降、現在以降来年度に向けて何ができるか検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　成井副町長。

○副町長（成井　祥君）　大規模発電施設のご質問についてお答えいたします。

近年、大規模なエネルギー発電施設につきまして、土砂災害や景

観への懸念などから、様々な課題が顕在化しておりまして、全国各地で様々な議論が行われていると承知しております。一方で様々な視点から総合的に検討していく必要もあると考えておりまして、町といたしましては、こういった視点も含めまして、近隣の市町村をはじめ県との意見交換を行っていく必要もあるというふうに考えているところでございます。

今後も復興に向けて変化を続けていきます町の実情等を踏まえつつ、引き続き再生可能エネルギー事業者に対し、関係法令等に基づき環境や景観に配慮した事業を進めるよう県とともに連携しながらしっかりと指導助言を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　８番、佐々木茂君。

○８番（佐々木　茂君）　副町長、ありがとうございます。そのとおりなので、実は事業者側が住民説明会も何もしないと、区長さんだけにご挨拶をしている、町に対してのメリットは何なのか、国全体のエネルギー確保のための事業であるんだからおまえら黙っていろというのか、例えば阿武隈発電は40何基造る、これは畑川の一部が浪江町の土地に一部かかるような計画になっています。こういう話やはり我々も知りたいです。最近知りました。環境アセスメントもつくってからやるみたいな話もしていました。めちゃくちゃな計画で、国と県と事業者の三位一体の私は愚作だろうと、当然隣地町村の町に対してもきちっと説明の責任を果たして、それで住民、またその地区の方々のご理解を得る、そういう指導を私はそろそろすべきではないのか、知らない間にプロペラが見える、これは私は環境の美化に反するだろうと思うんです。ふるさとが変わることは私は余り好きではない、その中で私は人生を生きてきたわけです。

あと町長もそうなんだろうけれども、堰守関係からダムの下流からちょうど賀老の間の道路の両サイド、ナラ枯れ病がすごいです。あと松くい虫もすごいです。あと高速道路、井手の辺、そこもナラ枯れ病が出てきました。やはり森林環境税を使って平場の杉や松の間伐というのもこれも大切です。これも遅れています。やはり今どこかで食い止めないとこれがどんどん山の中に入っていったら自然災害とそれに対応できなくなるような森林の保水保全能力が失われていく可能性があるだろうと私は思っています。

ですから、ぜひともこの森林環境税をさらに広げて、そうした伐採とかそういうものに専念していただければと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（平本佳司君）　ほかに。

質問を受ける前にここで企画財政課より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、先ほど14番議員のご質問の中の答弁の中で、定住促進結婚奨励事業のご答弁の中で財源を特別交付税措置ということで私申し上げましたが、正しくは特別交付税は措置されておりませんで、全額一般財源で実施されている事業でございました。不正確なご答弁を申し上げたことに深くおわびを申し上げます。あわせて発言の訂正についてお願いをするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　ほかに質疑ございますか。

13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君）　主要な施策の成果の37ページの下のほうで移住者住宅取得事業で予算がたしか1,160万とっていたはずなんですけれども、１件当たり幾らなのかそれが１点目で、２点目には62ページのガンマカメラ測定事業で、特定復興再生拠点区域ということで室原、津島、末森だと思うんですけれども、各何件ずつだったのか、再除染はあったのかないのかも含めてお伺いします。

そしてその下、福島県沖地震に伴う災害廃棄物撤去処理事業で９件なんですけれども、住所はどの辺なのか、大ざっぱでいいので大堀なら大堀、権現堂なら権現堂何件とかでいいのでお伺いします。

○議長（平本佳司君）　暫時休議します。

（午前　９時４５分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午前　９時４９分）

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、主要な施策の成果37ページ、移住者住宅取得事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

こちら４件の方にご利用いただきまして、基礎額が１件当たり100万ということで、支給になっております。そのほか加算がございまして、加算を受けた方が２人、内訳で申しますと115万支給の方が１名、130万支給の方が１名、残り２名の方が100万のみの基礎額のご利用をされたという方の内訳となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　それでは、主要な施策の成果62ページ、ガンマカメラ測定事業の件数49件の地域内訳でございますけれども、津島が26件、それから室原が16件、末森が５件、大堀が２件、いずれも復興再生拠点区域内でございます。

それから、その下の令和４年の福島県沖地震の大まかな地域でございますけれども、高瀬、それから西台、権現堂、それから加倉、末森、酒田、谷津田などでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君）　37ページのさっきの１人100万で加算２人で115万と130万は理解したんですけれども、この15万とか30万はどういう内容なのかお伺いします。

○議長（平本佳司君）　答弁調整のため暫時休議します。

（午前　９時５２分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午前　９時５２分）

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　申し訳ございませんでした。

それでは、各15万円の加算の内訳でございます。まず115万円、15万円だけ加算になった方の加算の理由ですが、町内に就業したということで15万円の加算、そして130万の方、これは加算が２つついておりますが、こちらは町内就業プラス子育て世帯ということで、15万円ずつの加算ということの内訳になっております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

ほかに。

２番、紺野豊君。

○２番（紺野　豊君）　２番、紺野豊であります。

主要な施策の成果の２点ほど質問します。

27ページ、その中の町長への手紙、これは令和３年11月から始まって令和５年ということでやったんだけれども、実際これ40件あったと、そういう中で今県外に住んでいる方、県内に住んでいる方もいるんだけれども、その分の数字、県外何人、県内外何人、合わせ

て主な内容があると思いますけれども、これ具体的に例えば役場窓口の休日の開庁とかそういう部分のをどういう捉えて今後やるのかやらないのかという中の部分を聞きたいのがまず１点。

次に、主要の32ページ、町内コミュニティ再生支援事業、震災関連事業その中の支援専門員による町内活動支援これ環境美化活動から自治活動の実施、そういうふうにあるんですけれども、例えば環境美化活動の中の西台、権現堂、上ノ原、津島とありますけれども、去年も私お尋ねした気がするんだけれども、この中身というのは行政区が40幾つあると思うんですけれども、なぜこの４つだけに一応あくまで専門支援員が配置されてやっているのか、あわせて例えば防災活動も幾世橋地区とか苅野しかやっていないという意味なんだけれども、それの中身どうしてほかの地区等もあると思うんだけれども、なぜほかの地区までやっていないのか、いつも同じ地区ばかりやっているような気がするので、その辺の中身的なものどうしてなのか、その辺だけを具体的にご説明願いたいです。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　暫時休議します。

（午前　９時５５分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午前１０時０１分）

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　それでは、主要な施策の成果27ページ、町長への手紙事業の中で寄せられた意見の40件の内訳、県内外についてのご質問にお答えをいたします。

まず県外から７件、県内から28件、不明が６件でございます。不明というのは匿名ということもありまして不明ということで６件と捉えさせていただきます。

また、役場窓口の休日の開庁につきましては、基本的には住民手続、窓口はやっておりませんが、日直を委託しておりまして、そちらで戸籍の受付とかを対応させていただいております。また、プレミアム商品券とか事業ごとによって土日担当がいて住民対応していることもございます。

続きまして、32ページ、町内コミュニティ再生支援事業の中で、支援専門員による町内活動支援についてでございますが、環境美化活動、西台、権現堂、例を挙げますと環境美化活動、西台、権現堂、

上ノ原、津島住宅団地と記載されておりますが、こちらは区長さん等々のヒアリングによりましてこういった事業をやりたい、やりますかということで、ヒアリングを基に事業を実施するに当たって支援員が個別に支援をしているということでございます。

回答は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　２番、紺野豊君。

○２番（紺野　豊君）　分かりましたけれども、32ページの今言った環境美化活動、これは区長から来たからだけでなくてほかにもあるではないですか。去年も同じなんだよね、聞いてる感じ、管理は。何のためにこれ支援員いるのかな。ただ上がった分だけの区にだけやるだけ、それでは十分ではないと思うんです、私は。その辺の考え方どういう考えてしているのか１点お聞きしたいです。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　ご質問にお答えをいたします。

町内コミュニティの再生支援でございますので、まず全区長様のほうにヒアリングを行っております、支援員のほうは。その中で区長さんから繰り返しになりますけれども、こういった事業をやりたい、またほかの行政区を見てああいうのもいいなというようなことでご相談を受けて、それではそこの地域でやってみましょうかというようなことになったときに支援員が人集めとか段取りとかを支援しているというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　２番、紺野豊君。

○２番（紺野　豊君）　今の件は分かりましたけれども、そのほかの防災活動詳しく聞くとか、苅野地区の部分とお墓参りの休憩所を請戸地区、津島地区、防犯点検活動、権現堂だけ、この辺だけ、なぜここだけなんですか。今のお話の中だと希望があったところだけヒアリング、それしかやらないという意味なんですか。それなんかをお聞きします。

○議長（平本佳司君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　お答えをいたします。

繰り返しになりますが、ヒアリングはまず全区長さんにヒアリングをさせていただいております。その中で区長さんから、こういったことがやりたいというような要望があった件について事業の立ち上げとか、支援をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　ほかに。

１番、武藤晴男君。

○１番（武藤晴男君）　私のほうからもちょっと１点だけ質問させてください。関連があれば追加の質問します。

令和５年度主要な施策の成果ページ数が63ページ、一番上の外部被ばく線量測定事業という項目なんですけれども、例のＤ－シャトルの貸出事業だと私は思っていますけれども、その貸出結果及び点検・校正、おのおのの個数が出ていますけれども、そこでの質問です。これ令和５年度にこの事業をやってその結果が恐らく担当課では出ていると思うんですけれども、その評価というのは私たち私も実際サービス受けていますけれども、サービスと言っていいのかどうなのか、提供を受けていますけれども、その結果は本人に通知するだけで全て完結して終わっていて、全体的にどういったことが今現在に行われているのか、また将来というか、それを基にどういうふうに周知していく、町民に対して周知していくのかも含めてちょっとお尋ねいたします。

それと、現在今町民がおおよそですけれども、１万4,000何がしの町民がいると思うんですけれども、それにどのくらいの比率で、要するに恐らくこれは希望者だと思うんですけれども、貸し出してくださいと言えば貸し出していると思うんですけれども、実際の数としてどのくらい貸し出せているのか、今現在でお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君）　答弁調整のため休議入ります。

（午前１０時０７分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午前１０時０８分）

○議長（平本佳司君）　健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　主要な施策の成果63ページでございます。Ｄ－シャトルの貸出件数ですが、記載してあります延べ140個が貸出件数でございます。点検・校正のほうが数が多くなっておりますのはストック分も含めて点検・校正をしておりますので、点検・校正の数が多くなっています。

それから、結果の説明は本人に対してのみでございます。

○議長（平本佳司君）　１番、武藤晴男君。

○１番（武藤晴男君）　今の回答でちょっと再質問なんですけれども、これ140個しか貸出ししてないんですか、全町民に対してそれしか

要望がないということですね。それがちょっと聞きたい、驚いたんですけれども、それとそれの広報というか、広報なみえとかでやっていると思うんですけれども、実際に認知度がそれほど高くないということでよろしいのかどうなのかお聞きしたいと思います。

それともう１点、その結果というか、なかなか本人に伝えることなのでそれを横展開して町内で情報を共有して健康管理を別枠でやっていくみたいな考えというのはあるかどうかお尋ねします。

○議長（平本佳司君）　健康保険課長。

○健康保険課長（西　健一君）　貸出し数については140個で、周知、広報については、ご指摘のとおり広報なみえやホームページ等でしているところでございます。返却も増えておりまして、だんだんこの数になってきているというところでございます。

それから、説明につきましても、特にひどい被曝というものがあるわけではありませんで、本人に説明で十分足りるものというふうに理解しているところでございます。

○議長（平本佳司君）　１番、武藤晴男君。

○１番（武藤晴男君）　了解しました。

○議長（平本佳司君）　住民課長より答弁漏れがございましたので、ここで発言を許可いたします。

住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　先ほど佐々木勇治議員のほうから質問がありましたガンマカメラ測定事業の中で、再除染があったのかということでご質問いただきました件について答弁漏れがございましたので、追加で答弁差し上げたいと思います。

再除染のほうでございますけれども、まさしくガンマカメラのほうは、住民からの声が、線量が高いとか何とかしてくれという話があったら、同じく主要な施策の成果に載っておりますけれども、除染検証委員会などを通して、その除染の必要性を確認しながら、住民の安心・安全につなげていくというような形の事業でございました。

結果でございますけれども、令和５年度についてはゼロということで、再除染なしということでございました。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　ほかに。

10番、髙野武君。

○10番（髙野　武君）　主要な施策の成果の79ページをお願いします。

この中に、水産業振興、水産振興事業ですか、首都圏、海外（タイ王国）における食事会、イベント等の実施とありますけれども、

いつ頃これは開催されたのか。

あと、国内からは事業は委託にしてやるのか、それとも国内から料理人とか随行者とか行って向こうで実施したのか、その辺を伺いたいなと思います。

あと、それに併せて、大体、常磐ものとか請戸ものですか、これに関して、地元産の何の魚類、魚の種類をメインにして提供したのか。

それと、参加人数はどのぐらいなのか。

それと、町の職員としての同行者はあったのか。

その辺を伺いたいなと思います。

あと、次のページ、80ページ、泉田川と室原川の稚魚の放流とありますけれども、30万の予算ですか、これでは何の放流稚魚をしたのか、その辺を伺いたいなと思います。

○議長（平本佳司君）　答弁調整のため休議します。

（午前１０時１３分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午前１０時３０分）

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

主要な施策の成果79ページの水産振興事業のうちの海外のＰＲ事業についてお答えします。

海外でのＰＲ事業ですが、こちらは11月15日、11月16日の２日間行われまして、請戸ものを中心にして、浪江町の海産物を中心に、浪江町の食材や日本酒をメインにコースを設計し、バンコクのインフルエンサーなどに料理を味わってもらうイベントを実施したところでございます。

こちらには、フォロワーが一定人数以上いるインフルエンサー９名を招待いたしまして実施したところです。こちらに職員としては参加はしておりませんでした。使用した食材に関しましては、ホッキガイ、それからヒラメ、それからシラスになってございます。

続きまして、放流事業についてお答えいたします。

放流事業ですが、まず、泉田川漁業協同組合への放流事業補助金として、対象事業の実績といたしましては、サケ事業、30万尾を放流した事業に対しての補助金となります。もう一つの室原川高瀬川漁業協同組合の放流実績ですが、アユ550キロ、ヤマメ８万尾、イワナ１万尾、そのほか７種類の魚種についての放流事業についての

補助対象事業となってございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　10番、髙野武君。

○10番（髙野　武君）　先ほどの答弁の中ですけれども、インフルエンサー、バンコクからの招待９名ということだったんですけれども、役場の職員が随行というか行っていないということは、委託されたということですかね。その辺もちょっと分かりませんけれども、それは、食材は仮にこっちから運んでいったことは分かりますけれども、どなたが調理して、どなたが販売というか、その辺をしたのかちょっと分かりません。

その成果として、大体どのぐらいの人数分を用意して、どのぐらいの参加人数があって、どのぐらいはけたのか、その辺の詳細の報告も必要かなと思うんですけれども。

あと、やはり海外でこれだけの事業、イベントをするからには、ぜひ職員の同行も必要ではないのかなというふうに考えます。その辺の答弁があればですけれども。

あと、首都圏でのイベントも並びにあるんですけれども、その辺のイベントの首都圏の回数とか場所とか、やっぱり同じような提供の種類、あと成果も併せて伺います。

あと、次ページの稚魚放流関係は了解しました。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

まず、海外のＰＲ事業でございます。

こちらの目的といたしましては、日本の魚介類を問題なく輸入していただいているタイ国において、当町の魚介類の認知度を積極的に上げたいと、それでインバウンドであったり取引につなげたいということでの開催となりました。招待者は、先ほどインフルエンサーと言いましたけれども、こういった方が実際、請戸ものであったりそういった魚介類を食していただいて、そのおいしさとかその魅力を積極的に自分のＳＮＳとかで発信していただくと。そういうことで、タイの一般の方にも認知度を上げていただいて、浪江への来町、それから浪江の魚介類の認知度を上げていくと、そういう事業目的でございました。

もう一つの国内イベントでございますが、こちらも基本的には、コンセプトとしては同じでありまして、11月３日に東京のレストランで行われました。先ほどの海外でのところで申し忘れたんですけれども、基本的には、現地のレストランを借りて、そちらのコーディネートを含めて委託になっているということになります。

職員は、やはり渡航費用が高いということで、ちょっとそこはそういった判断をさせていただきましたけれども、今年度事業も海外ＰＲはあるんですが、そういったところはまた同じような判断はしているところですが、職員が海外に積極的に行くことも今後検討が必要かなというふうに考えてはございます。

国内の答弁に戻ります。

国内でも、そういった食材を使って積極的にコースを設計してもらうようなシェフと連携して、そういったコーディネーターを含めて委託しているところでございます。国内イベントには当町の職員も参加したところでございます。招待者も、やはり国内のインフルエンサーということで、食材に関心のある、そしてフォロワーがたくさんいるインフルエンサーを選定して招待したところでございます。こちらも、認知度の向上、それから取引の販路の拡大につながることを目的に実施しておりまして、何倍になったとかそういった具体的な数字はございませんが、一定の認知度向上にはつながったのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　10番、髙野武君。

○10番（髙野　武君）　海外のイベントの関係ですけれども、要するに、現地のレストランを借りてやったということは、町単独の事業を委託したと、日本食のレストランでも借りたのかなと、私、個人的には考えるんですけれども、その中で、どこに委託したのか、その辺もちょっと分かりませんけれども、やはりほかの事業と、日本食関係のイベントは外国でも数はかなりある、その中の一環として行ったのか、それとも町単独としてそういう形の事業を展開したのか、その辺を再度伺います。

あと、国内でやったのは、回数の報告はなかったんですけれども、11月３日、首都圏でと。１回のみなのか、日にちが１日だから１回だけですか。

それで、町職員から同行したと、行ったという話だけれども、人数も説明がなかったのですけれども、これもやはり首都圏でいろんな事業がある中での一環としてそういう形に参加して、主催というか参加という形での開催なのか。また、福島県ものとしてのいろんなＰＲイベントの一環として参加したのか、その辺を併せてお願いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

町単独事業としての開催でございます。

それから、首都圏は１回でございまして、参加した職員は１名でございました。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　ほかに。

９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　主要な施策で57ページの一番下の宅地用除草剤散布事業で、去年から新規事業で、今年度も継続でやっている事業であります。そこで、町民の多くの方は、大変すばらしい事業だというお褒めもいただいている一方、今年度になって私のところにちょっと相談がありました。

この事業は、宅地を所有していないと除草剤をもらえない事業であります。私に相談に来た方は、持ち家で、もともと震災前から宅地は借りている方でした。ずっとこれからもその宅地は借りていく予定でいると言っていましたが、やはり住んでいる土地の管理は、その宅地を借りるときに、管理は自分でしろよというような契約でもともとされている方で、そういう方がかなり多いと聞いています。

この５年度のときにそのような相談というか、苦情と言ったらあれなんですが、あったかどうだか。もしあったとしたら、６年度は若干それに対応したかどうか。去年はなかったから今年は対応していなかったかどうかを初めにお伺いします。

またその上で、配布人数が1,178人、かなり多くは思われるんですが、予想で何％ぐらいの方が取りに来たかも分かればお伺いいたします。

以上です。

○議長（平本佳司君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　宅地用除草剤配布事業のご質問にお答えいたします。

対象者の方で宅地所有者がこれに入っていないということで、そういった方が欲しいという声がなかったかという件でございますけれども、基本的には、個別で取りに来た方については、５年度はなかった。ただし、６年度はそういった方がちらほらと散見されているのは事実でございます。おおむね、冒頭に議員のほうからご発言いただいたとおり好評な事業でございまして、ただ、中には、少しずつ意見が、改善点といいましょうか、こういうふうにやったほうがいいんじゃないかという声はいただいているところでございます。

面積に比して量が少ないとか、あるいはまきづらいとか、それから、何で粒剤なんだとか、何で液剤なんだとか、そういった話もいただいておりまして、今ほどの宅地の所有者に配布できるかどうか

も踏まえて、全体観として、事業については、今後、継続していくのであれば、そういったことも踏まえて検討しなければいけないのかなと思っているところでございます。

ただし、何かお約束できるものではございませんで、ある程度そういった声を拾い上げて精査した上で、事業に関して整理、検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、人数でございますけれども、ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

［何事か呼ぶ者あり］

○住民課長（柴野一志君）　すみません。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

次に、令和５年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを質疑いたします。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

以上で、認定第１号　決算の認定についての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第１号　決算の認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、認定第１号は原案のとおり認定されました。

◎認定第２号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第２、認定第２号　浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第２号　浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、認定第２号は原案のとおり認定されました。

◎議案第６７号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第３、議案第67号　町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第67号　町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（平本佳司君）　起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６８号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第４、議案第68号　浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第68号　浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立全員］
○議長（平本佳司君）　起立全員であります。
よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６９号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第５、議案第69号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第69号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立全員］
○議長（平本佳司君）　起立全員であります。
よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７０号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第６、議案第70号　浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
14番、山崎博文君。
○14番（山崎博文君）　議案第70号は、取得期間を３年間延長するものという改正です。それで、そもそもこんな質問はなんなんですけれども、条文中「過疎地域」というふうに、条文があります。過疎地域というのは、浪江町が平成29年３月31日に一部解除して、翌日に過疎地域に指定され、全町が過疎地域となったことが、記憶してあります。
今回の条例の条文中「過疎地域」というのは、浪江町全体を指す

ものなのか、まずこれを伺います。
さらに、この課税免除の対象となる件数、今現在何件あるのかお伺いします。
○議長（平本佳司君）　住民課長。
○住民課長（柴野一志君）　ご質問にお答えいたします。
過疎地域の地域が全町なのかというご質問でございましたけれども、平成29年から現在に至るまで法律のほうが１度変わっておりまして、令和３年４月１日で新法のほうに変わっております。その新法の名称が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という長い法律名なんですけれども、そちらのほうで市町村計画を定めることになっておりまして、その市町村計画の中で町内全域とうたっておりますので、町内全域になるところでございます。
それから、この新法の対象になっている事業者、実績として何件あるのかでございますけれども、今現在１件ということになっております。
以上でございます。
○議長（平本佳司君）　よろしいですか。
ほかに。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第70号　浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立全員］
○議長（平本佳司君）　起立全員であります。
よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７１号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第７、議案第71号　浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第71号　浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７２号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第８、議案第72号　浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第72号　浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７３号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第９、議案第73号　浪江町国民健康保険条

例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第73号　浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立全員］
○議長（平本佳司君）　起立全員であります。
よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７４号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第10、議案第74号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第74号　福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立全員］
○議長（平本佳司君）　起立全員であります。
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７５号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第11、議案第75号　工事請負契約の締結に

ついて（復興海浜緑地（多目的広場）建築工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第75号　工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）建築工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７６号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第12、議案第76号　工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）電気設備工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第76号　工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）電気設備工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７７号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第13、議案第77号　工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）機械設備工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第77号　工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）機械設備工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７８号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第14、議案第78号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その３　ダンプトラック））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君）　ダンプトラック購入、２トンダンプ４台、４トンダンプ２台ということなんですけれども、財源の内訳をお願いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　財源の内訳でございますが、福島再生加速化交付金及びそれの復興特交になります。全額補助金と交付税で措置されるものになります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君）　この２トンダンプ４台と４トンダンプ２台にした理由をお伺いします。

あと、自主財源はゼロは理解しました。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　この台数の根拠でございますが、散布する堆肥の年間発生量が１万2,000トン、そこから再生敷料といいまして、牛の寝床に再生するものが3,000トンになります。残りの9,000トンを散布するものになります。それが、小規模農地、それから大規模農地で、半分ずつで4,500トン、4,500トンということで、年間稼働100日ということを逆算しまして設定しております。

ただ、状況によって、需要家のニーズに応じて２トンダンプ、４トンダンプを組み合わせた形で現地に運搬するという内容になっております。

その申請の時点でも、県、それから国にその妥当性はしっかり確認されておりますので、この台数が認められたものということでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第78号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その３　ダンプトラック））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７９号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第15、議案第79号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その４　輸送車両））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君）　これも先ほどの78号と一緒で、財源の内訳と、

衛生車６台、輸送トラック３台の理由をお伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　お答えします。

財源の内訳としては、先ほどのダンプトラックと同じということになります。福島再生加速化交付金と復興特交が充てられているというところでございます。

根拠でございますが、こちらも車両の頻度でございますが、対象となる農地の面積、それから散布する液肥の量から、あとは稼働日数を100日程度見込んでおりまして、１日８時間動くということで計算しましてこの台数に決めたところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君）　先ほどもだったんですけれども、今回も、だからお伺いしますけれども、稼働日数100日というのはどういうことなのかお伺いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　今まで検討してきた中で、ほかの施設のそういった散布の頻度から考えると、年間100日程度稼働するのではないかという積算根拠から100日程度としております。

ただ、実際は100日を上回ることもあるかなというふうには想定をしておりますけれども、台数の算定上は年間は100日程度稼働するということとしております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第79号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その４　輸送車両）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８０号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第16、議案第80号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その５　飼養機器））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第80号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その５　飼養機器））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８１号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第17、議案第81号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その６　特殊車両））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第81号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その６　特殊車両））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８２号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第18、議案第82号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その７　堆肥等散布機器））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第82号　物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その７　堆肥等散布機器）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８３号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第19、議案第83号　工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第83号　工事請負契約の変更について（畜産施設敷地造成工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８４号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第20、議案第84号　指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

５番、小澤英之君。

○５番（小澤英之君）　１点確認をしたいと思います。

３番の指定の期間のところであります。公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に、期間についてとか、それから先般制定されました宿泊施設の設置及び管理に関する条例についても、特段期間について定めていなかったというふうに思われますので、この期間の根拠についてお知らせお願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　ご質問にお答えいたします。

一般的に指定管理者の指定期間というのはおおむね５年というのが目安とされているところでございますが、今回の議案につきましては、令和８年の３月31日までという短い期間になってございます。

こちらにつきましては、議員ご承知のとおり、いこいの村なみえにつきましては、まだ本館部分の２階から４階が改修できていないという不完全な状態でございます。今現在、来年度は改修工事を予定しておりまして、それが竣工できるのがこの令和８年３月31日ということになっております。

ということもございまして、こちら、まずは本館が復旧するまでの間の期間という形で一時的に期間の設定をさせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

ほかに。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君）　指定管理者に一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団を指定するものということですが、選定方法です。議案資料の２番に選定方法に記載してあります。あらかじめ事業団と施設の管理方法等に関し、協議を行った結果、総合的に判断し、当該団体に決定したとなっております。

後ほど報告第９号、事業団の経営状況がありますけれども、経営状況の報告の中でちょっと心配な点がありました。料理長をはじめスタッフなどが退職し、大幅な人員入替えがあり、業務委託、人材派遣などの外注費が増加し、最終的に約1,800万円の赤字で、現在も慢性的人員不足の状況にあるという、後ほど報告で分かると思うんですが、今そういった財団、事業団の状況にありながら、ちょっと指定管理者とは不安が若干私はあります。

そこで、これは公募ではないと思うので、公募による選定をなぜ行わなかったのか伺います。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　ご質問にお答えいたします。

まず、いこいの村なみえにつきましては、帰還促進のための町民の一時滞在施設として平成30年６月に再開させていただいたところでございまして、現法人に運営をしてきていただいている状況でございます。

先ほども説明させていただいたとおり、まだ施設のほうは完全復旧に至っていない不安定な状況にあるということもございますので、ある程度町が積極的に関与していかなくちゃならない時期なのかなと思っております。

そういった意味では、先ほどの令和８年３月31日までには全館復旧できるという見通しがありますので、それまでの間は町が積極的に関与して、その後の運営につきましては、改めて今の事業団も含めて公募という形を取らせていただければなというような形を今計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君）　再質問の質問内容で今の方向性が見えたと思うんですけれども、もう一度確認します。

今後、民間事業者のノウハウを活用して、サービスの提供や、あと効率的な管理運営を図り、黒字化を目指すことが私は重要だと思っております。以前にも私、運営に関してどうなんだという質問をしましたので、その経過がありますからここで再度質問しますが、町長も民間が投資しやすい環境を整え、経済の活性化を図っていきたいとの考えです。

そこで、管理委託する町のトップと、あと事業団の理事長が同一であるということはどうかなという、前私は意見を申し上げました。今の課長答弁にもありましたが、期間を令和８年ですか、３月31日までで、そこは方向性を見いだして民間のほうにというようなふう

に私は取ったんですが、方向性と今後の考えについてもう一度確認をしたいと思います。もしお答えがあるんであれば、町長お願いします。

○議長（平本佳司君）　町長。

○町長（吉田栄光君）　14番、山崎議員の質問にお答えをいたします。

私も町長に就任をさせていただいて、理事長にも併任という形で引き継ぎました。非常に伺いますと、震災後、町民の一時宿泊施設が目的ということで、その後、やっぱりレストラン部門が必要じゃないかということで新たに事業を行った。そして、非常に厳しい経営状況の中でありました。部屋がまだ改修できていないような状況で、再開してもこの経営を改善するということは並々ならぬ努力が必要だろうということで、熟慮を重ねた結果、恒久的にです、政策的に宿泊施設を改善していかなきゃいけないと、そういう考えから、ある意味今後の部屋のリニューアル改修等を含めて方向づけたところであります。

そういう状況の中で、職員等の労務管理もなかなか難しい状況でありました。この辺についても改善をさせていただきました。経営的には着実に改善をなされてきているものと思っております。その後、理事長として８年までしっかりと解消した形で、今の状況では民間の方に提案しても、民間の方々は経営に参画することは難しいでしょう。一定程度政策的な宿泊施設でありますから、町がそれを整えた形で、今後提案をしていただくような環境整備が整った上で進めてまいりたいと思っております。

今、山崎議員の理事長を兼務しているのはおかしいんじゃないかというようなことも私は危惧をしております。これを含めて、環境整備ができた段階で私は理事長を辞すべきと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第84号　指定管理者の指定について（福島いこいの村なみえ）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８５号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第21、議案第85号　指定管理者の指定について（震災遺構浪江町立請戸小学校）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　では、説明します。

資料で説明したいと思いますが、指定管理の場所が校舎と管理棟というような初めに説明がありました。校庭と駐車場等は管理の中に入っているかどうか、初めにお伺いいたします。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　ご質問にお答えします。

指定管理の範囲につきましては、校舎棟以外に旧運動場、駐車場も含まれております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　そこで再度質問します。

請戸小学校、この間全協でみんなで見に行ったんですけれども、今はハト等が入らないように網が張ってあります。でも以前より、かなり風化というか傷んでいる状況にあります。この管理はあくまでも清掃等だけで、どこまで管理運営というのはするかお伺いします。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　ご質問にお答えいたします。

施設の点検とかそういったものについては、指定管理の負担になりますが、大きな修繕等維持管理費につきましては町負担となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　９番、山本幸一郎君。

○９番（山本幸一郎君）　じゃ、再度質問させていただきます。

私が言いたかったのは、結構傷んでくるところがあって、大きな修繕ではないんですが、若干の修繕が、毎日見ると修繕の箇所が増えてくるんじゃないかなというところが小さいところがあると思う

んです。指定管理の中で修復というのは、飾ってあるものを含めてできるのかどうかをちょっとお聞きします。

○議長（平本佳司君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　ご質問にお答えします。

10万円以下の軽微な修繕につきましては、指定管理者の負担で行えることになっております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第85号　指定管理者の指定について（震災遺構浪江町立請戸小学校）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（平本佳司君）　ここで、昼食休憩のため13時まで休憩します。

（午前１１時２５分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午後　１時００分）

◎議案第８６号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第22、議案第86号　令和６年度浪江町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君）　まずは、予算書の歳入歳出じゃなくて、113ページの第２表の継続費の補正から質問いたします。よろしいですか。

水道施設整備事業のＡＢＣ地区の総額を補正増、またはそれぞれ

補正減となっており、これに伴って６年度の年割額の総額約１億2,000万円上水道事業に補助するものとなっております。

そこで、総額の補正がそれぞれの地区でなぜ必要なのかということで、まずは１点お伺いします。

また、基本的な質問になりますけれども、Ａ地区、Ｂ地区、Ｃ地区は、大体どこを指しているのかと。多分５年度の決算のほうの水道事業のほうを見ますと、Ａ地区が立野地区かと、Ｂ地区が田尻地区ほか、あとＣ地区が権現堂及び幾世橋地区ほかとなっていると思うんです。それで、今回の継続費の補正は、ＡＢＣ地区がそこを指して多分言っていると思うんですが、だったらいいんですけれども、それでいいのかお伺いします。

あとは再質問で言います。

あと、歳出のほうから２点ほど。

予算書124ページ、下段のほうに２の１の14の節18負担金及び交付金の移住者等空き家改修補助金1,050万円の増、これは上程の際に実績見込みによる増だという説明でしたので、実績の詳細説明を求めたいと思います。

さらに、最後ですが、予算書128ページ、４の４の１の節12委託料、水素普及拡大事業国際関係業務委託料607万円の増になっていますけれども、この内容についても説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　予算書のページは113ページです。継続費補正のご質問で、まず初めに、ＡＢＣの地区についてご答弁申し上げます。

Ａ地区は、主に立野、谷津田地区でございます。次に、Ｂ地区は田尻、川添、加倉、藤橋地区となっております。次に、Ｃ地区は権現堂、樋渡、高瀬、幾世橋と北幾世橋地区でございます。

次に、増減内容についてでございますけれども、Ａ地区につきましては施工延長1,500メートルの増でございまして、理由につきましては、大堀配水池の解体に伴いまして、大堀系統配水区域に配水池から供給するために必要な路線を追加してございます。

次に、Ｂ地区の変更内容でございますが、こちらは、まず１つ目が仮設管の設置の延長約3,300メートルの減でございまして、理由は、現地の測量により仮設管の設置が不要と判明したことから設置工事費を減としました。もう一つは、施工延長管路の200メートル減で、こちらも現地調査の結果、管路を廃止しても運用上問題がないと考えましたので対象外としております。

次に、Ｃ地区の変更内容でございますが、こちらはＪＲの推進工事の追加と、さらに国道114号と一級町道が含まれておりまして、その舗装構成に合わせた施工、復旧費の増と、さらには施工の延長約300メートルの増がございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、補正予算書124ページ、移住推進費の移住者空き家改修補助金についてのご質問にお答えをいたします。

こちらは当初予算で580万円ほど計上しておりまして、今現在、既に２件の申込みを受理しておりまして、２件で合計360万円の内示を出しておるところでございます。このほか、並行してこれ以外に３件の方からもご相談を受けていることから、当初予算では間に合わないという見込みとなったことから、今回新たに５件分相当の予算を補正計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　議案資料128ページ、款４衛生費、項４環境保全費、目1のゼロカーボン推進の委託料についてのご質問についてお答えいたします。

こちらにつきましては、アメリカランカスター市、それからハワイ郡と浪江町ということで、連携を結んでいます太平洋水素エネルギー共同体ＰＨＡの取組の活動費として計上させていただいております。

内容的には、10月に開催されます県の再エネイベント、ＲＥＩＦふくしまのほうに共同出展するということになりまして、そちらについての出展経費、それから歓迎レセプションの経費などについてでございます。それが240万円になっております。

それから、恐らく１月、２月ぐらいになりますけれども、ハワイのほうで行われます環境の会議、カンファレンスのほうに出席するための渡航旅費について、こちらが367万円計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君）　明快な答弁、ありがとうございます。

再質問で１点だけ。

水道のほうのＡＢＣの３地区は、整備事業が７年度までの継続費設定になっております。基本となる管のモデルは８年度以降はどう

なっているのかということで、整備計画はあるかないか、この辺についてお伺いします。

○議長（平本佳司君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　ご質問にお答えいたします。

震災後、管のモデルの計算によりまして、石綿管、老朽管の改修をやってきておりまして、その当時は30キロございました、総延長で約毎年２キロずつほどの状況を見ながら工事したわけですけれども、今回、７年度までの継続事業として総延長約13キロを対象としているところでございます。

差引きで12キロほどまだ残っておりますけれども、12キロの内訳としましては、まずは帰還困難区域の部分で酒井地区に2.6キロ、権現堂地区に駅周辺整備の部分として2.8キロ、棚塩、請戸の災害危険区域の部分に2.7キロと3.9キロで6.6キロございまして、合計で12キロというふうになってございます。

こちらの計画につきましては、酒井地区については帰還困難区域の解除に合わせて施工予定、権現堂地区については、駅周辺整備により施工予定、あと、災害危険区域につきましては、今後の計画により判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　ほかに。

５番、小澤英之君。

○５番（小澤英之君）　１点ほど確認をしたいと思います。

130ページ、款８土木費、項２道路橋梁費、２道路維持費の節14工事請負費の3,600万円ちょっとなんですが、１つは防犯灯ＬＥＤ化工事というふうな項目が掲載されておりますが、場所と件数をまず説明をお願いしたい。

それから、下の道路修繕工事、３路線というふうな前説明を受けたかと思うんですが、この具体的な路線名と内容について質問をいたします。

○議長（平本佳司君）　建設課長。

○建設課長（宮林　薫君）　防犯灯ＬＥＤ化工事は、本年度、防犯灯修繕見込みによる10基分の修繕予算の増額、当初は50基の修繕予算でしたけれども、見込みにより10基の修繕予算を追加するものでございまして、場所は町内一円となっております。今回、補正で３か所を修繕増額してございます。

地区につきましては、特定復興拠点内で津島地区、町前大光木線が１か所、室原地区につきましては２路線で今神線、田子平田ノ草線となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君）　５番、小澤英之君。

○５番（小澤英之君）　防犯灯の絡みで再質問をしたいと思います。

逐次計画をされているのかなというふうには思うんですが、例えば地元の区長等々からここにどうしても欲しいというふうなことがあった場合の対応について、お願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君）　建設課長。

○建設課長（宮林　薫君）　防犯灯の設置につきましては、区長さんと、あと町と立ち会って必要性を確認して設置のほうを検討してまいります。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第86号　令和６年度浪江町一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８７号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第23、議案第87号　令和６年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第87号　令和６年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８８号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第24、議案第88号　令和６年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第88号　令和６年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８９号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第25、議案第89号　令和６年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第89号　令和６年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９０号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第26、議案第90号　令和６年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第90号　令和６年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９１号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第27、議案第91号　令和６年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第91号　令和６年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９２号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第28、議案第92号　令和６年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第92号　令和６年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎同意第２号の質疑、採決

○議長（平本佳司君）　日程第29、同意第２号　特別功労者の決定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第２号　特別功労者の決定についてを採決いたします。

採決は個別に起立により行います。

まず、渡邉敏行氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、渡邊敏行氏については同意することに決定いたしました。

次に、門馬孝義氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、門馬孝義氏については同意することに決定いたしました。

次に、門馬洋二氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、門馬洋二氏については同意することに決定いたしました。

次に、志賀義隆氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、志賀資隆氏については同意することに決定いたしました。

次に、小丸武恒氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、小丸武恒氏については同意することに決定いたしました。

次に、岸眞氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、岸眞氏については同意することに決定いたしました。

次に、若月芳則氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、若月芳則氏については同意することに決定いたしました。

以上、同意第２号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第３号の質疑、採決

○議長（平本佳司君）　日程第30、同意第３号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、半谷正夫君の退場を求めます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第３号　教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、同意第３号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

半谷正夫君の入場を許可いたします。

◎同意第４号の質疑、採決

○議長（平本佳司君）　日程第31、同意第４号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第４号　教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、同意第４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第７号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第32、報告第７号　令和５年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第７号を終わります。

◎報告第８号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第33、報告第８号　令和５年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第８号を終わります。

◎報告第９号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第34、報告第９号　一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第９号を終わります。

◎報告第１０号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第35、報告第10号　一般財団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第10号を終わります。

◎報告第１１号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第36、報告第11号　私債権等の放棄についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第11号を終わります。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（平本佳司君）　日程第37、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末の格納した申出書のとおり、閉会中の継続審査又は調査の申出があります。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平本佳司君）　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（平本佳司君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（吉田栄光君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る９月10日の本定例会開会以来、終始ご熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

このたび上程させていただいた議案は、全て重要なものであります。中でも議案第75号　復興海浜緑地の建築工事の請負契約の締結についてでありますが、先に進めている造成工事と併せ、令和８年度中の供用開始に向け、管理棟をはじめ附帯施設を整備するものです。町民の皆様の新たな憩いの場として楽しんでいただくことはもとより、交流人口の拡大につなげるよう、既存の観光資源との連携も視野にしっかりと整備をしてまいります。

また、議案第85号　震災遺構浪江町立請戸小学校の指定管理者の指定についてでありますが、複合災害の教訓を後世に伝承し、防災意識の向上に寄与する施設として、指定した管理運営会社である海族ＤＭＣには、民間のノウハウを活用し、より一層の多くの皆様に

ご来場いただけえることをご期待するものであります。

続きまして、このたびの一般質問でも、防災や地域を守る消防団に関すること、人材確保や行政運営の効率化に関すること、地場産業や農業に関すること、そのほか、今後のまちづくりにおける重要課題について、提案を含め、多くのご質問をいただきました。

これまでも多くの施策を実施してまいりましたが、町の課題を解決し、復興・創生を推進していくためには、税収や財源の確保がまさに重要であります。

そして、町長就任から２年間が経過したことを踏まえ、今後の復興、つまり私の施政方針についてのご質問をいただきました。

民間投資を促進するため、産業団地の整備といった施策を進めていくとともに、Ｆ－ＲＥＩを基軸に地域連携を強化し、浪江町だけではなく、この地域全体の復興に寄与してまいりたいと考えているところであります。

いずれの質問も、今後のまちづくりにおける重要課題であり、町として真摯に受け止め、今後の町政執行に生かしてまいります。

町の復興に当たっては、まだまだ課題が山積の状況でありますが、議員各位のご理解、ご協力の下、しっかりと町民福祉の向上と復興の達成を目指し、全力を尽くしてまいる考えであります。

結びに、今年も残暑が厳しく、議員各位には健康にご留意の上、今後ますますご活躍をいただきますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君）　以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和６年浪江町議会９月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後　１時３１分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

浪江町議会議長　　平　　本　　佳　　司

署　名　議　員　　渡　　邉　　泰　　彦

署　名　議　員　　松　　田　　孝　　司

署　名　議　員　　佐々木　　勇　　治